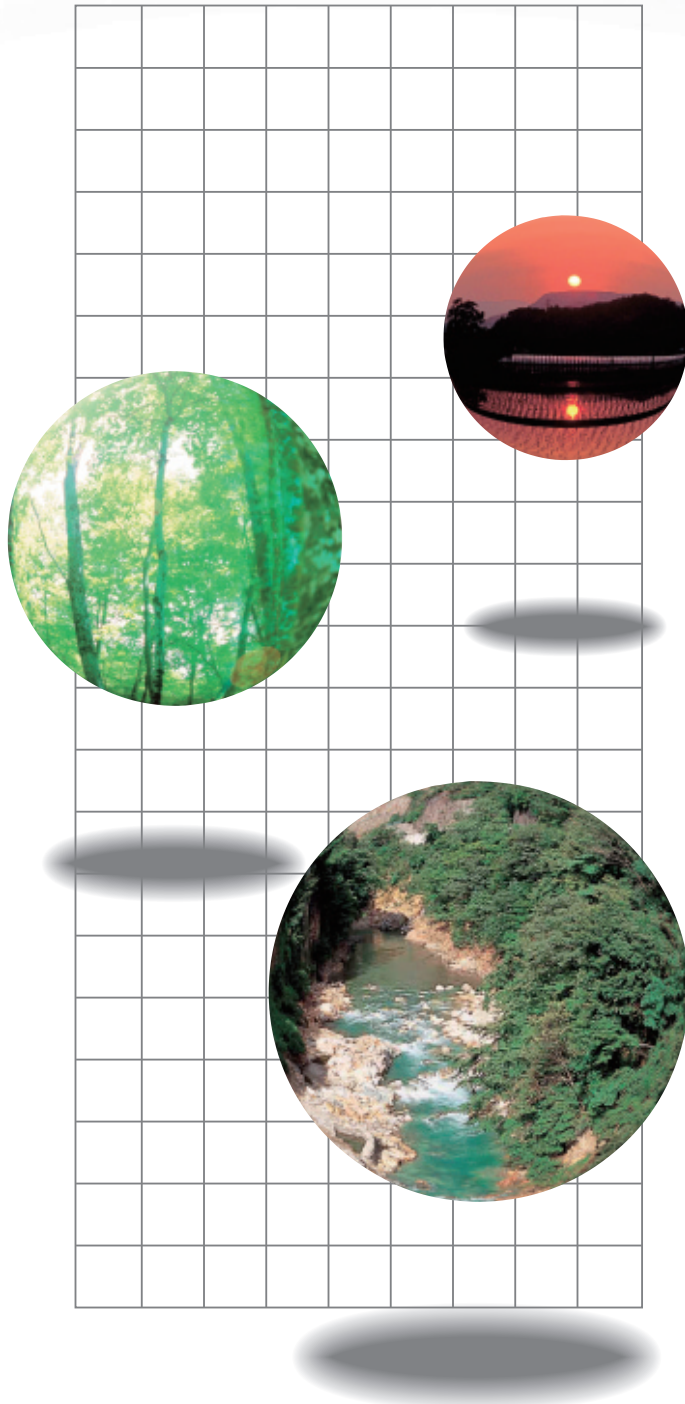




沼田市第五次総合計画

水と緑の大地 田園空間都市



平成19年3月
群馬県沼田市

「水と緑の大地 田園空間都市」を目指して



本市では、これまで平成17年度を目標年度として平成12年12月に策定した「第四次総合計画」を市政運営の基本指針として、これに基づく各施策の推進に努めてきました。

この計画は、「明るく元気な“森林文化21”創造計画」と題し、21世紀の幕開けの2001年度を初年度として、第三次総合計画の基本理念である「ものよりも心の豊かさ」を大切に守りながら、本市を取り巻く社会経済環境の変化にも即応した“明るく元気な21世紀の沼田市”の創出を図るものでした。

しかし、その後の社会経済情勢は、深刻化する環境問題、加速する高度情報化と国際化、三位一体等の国の行政改革の推進、少子高齢化から人口減少社会の到来、団塊世代の定年退職による地域コミュニティの構成員の変化、市民活動の活発化、多様な行政サービス需要の増加など、「第四次総合計画」策定時の予想をはるかに上回るスピードで変貌しており、厳しい財政状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる体制づくりや地域に根ざした一層のサービスの充実が求められています。

このような背景から、本市が地域の有する資源を最大限に発揮できる新しいまちづくりの方向と施策の展開を明確に示すものとして、このたび、本市の将来像を「水と緑の大地 田園空間都市」とした今後10年間の施策の推進計画である「第五次総合計画」を策定いたしました。

この計画は、本市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」、「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぐとともに、白沢村及び利根村との合併を契機に、地方分権時代に対応できる自治体への転換を図り、大自然と人々が共生する「うるおい」、「ゆとり」、「やすらぎ」の交流拠点として、いきいきと輝く個性あるまち、新しい沼田市のまちづくりを進めていきたいと考えております。

この計画を策定するにあたり、市民、中学生、高校生、準市民の意識調査や市民検討委員会を通じて貴重なご意見やご提言をいただいた皆さん、ご審議をいただいた総合計画審議会委員並びに市議会議員の方々に心からお礼を申し上げますとともに、市民と行政が協働して進めるまちづくりに対し、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

平成19年 3月

沼田市長

星野己喜雄

昭和58年9月10日
告示第35号

沼田市民憲章

わたくしたち沼田市民は、なによりも大切な平和を守り、人間性ゆたかなまちづくりをめざして、ここに憲章を定めます。

- 1 みどりを育て、美しいまちをつくります。
- 1 産業をおこし、活力あるまちをつくります。
- 1 ふれあいを大切にし、あたたかいまちをつくります。
- 1 郷土を愛し、文化のかおり高いまちをつくります。
- 1 きまりを守り、住みよいまちをつくります。



市の木 さくら



市の花 ききょう

平成2年12月21日
制 定

森林文化都市宣言

私たち沼田市民は、あらゆる生命の基盤である豊かな森林にかこまれたまちを誇りとし、人と自然が真にふれあう理想のまちをめざします。

それは、このまちに住む人・訪れる人がつくうるおいと文化のかおり高いまちであります。

ここに、森林文化につつまれた人間都市…沼田の創造をイメージして「森林文化都市」を宣言します。



森林文化都市シンボルマーク



森林文化都市キャラクター
『ぬまだんち』

第1部 総論

第1章 総合計画の策定に当たって ……………9
第1節 計画策定の趣旨……………9
第2節 計画の期間……………10
第3節 計画の構成……………10

第2章 計画策定の背景……………11

第1節 沼田市の概況……………11
1 位置・地勢・歴史……………11
2 人口・世帯の状況……………12
3 産業の状況……………13
4 交通の状況……………14
第2節 時代の潮流……………15
1 人口の減少……………15
2 少子化と高齢化の進行……………15
3 高度情報化の進展……………16
4 中心市街地の衰退と空洞化……………16
5 国際化の進展……………16
6 環境問題の顕在化……………16
7 地方分権の推進……………17
8 財政状況の悪化……………17

第2部 基本構想

第1章 まちづくりの目標 ……………21
第1節 まちづくりの理念……………21
第2節 まちづくりの将来像……………22
第3節 人口の動向……………22

第2章 施策の大綱……………24

1 ひとを育み文化を育むまちづくり (教育・文化環境づくり)……………24
2 元気で安心して暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉環境づくり)……………26
3 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり (環境づくり)……………28
4 安心安全で機能的なまちづくり (都市基盤・生活環境づくり)……………29
5 活力を創造するまちづくり (産業づくり)……………31
6 みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり (パートナーシップづくり)……………33

第3部 基本計画**第1章 ひとを育み文化を育むまちづくり**

(教育・文化環境づくり)……………37
第1節 将来を担う次世代の育成……………37
1 幼児教育の充実……………37
2 義務教育の充実……………37
3 青少年の健全育成……………39

第2節 生涯学習の推進……………40
1 生涯学習の充実……………40
2 生涯スポーツの推進……………41
第3節 市民文化の高揚……………43
1 文化活動の推進……………43
2 文化財の保護・活用……………44
第4節 交流の推進……………46
1 地域内交流の推進……………46
2 都市交流の推進……………46
3 国際交流の推進……………47

第2章 元気で安心して暮らせるまちづくり

(保健・医療・福祉環境づくり)……………49
第1節 保健医療の充実……………49
1 疾病予防の推進……………49
2 親子の健康づくりの推進……………50
3 医療体制の整備……………50
4 地域保健の推進……………51
第2節 高齢者福祉の充実……………52
1 生きがいづくりの推進……………52
2 在宅福祉サービスの充実……………53
3 認知症施策の推進……………54
4 介護保険制度の充実……………54
第3節 障害者福祉の充実……………56
1 生活支援の充実……………56
2 社会参加と自立支援……………56
第4節 子育て支援の推進……………57
1 保育環境の充実……………57
2 子育て支援の充実……………58
第5節 社会保障制度の充実……………59
1 生活困窮者への支援……………59
2 国民健康保険制度の健全運営……………59
3 老人医療制度の充実……………60
4 福祉医療費助成制度の充実……………60
5 国民年金事業の充実……………60

第3章 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり

(環境づくり)……………62
第1節 循環型社会の創造……………62
1 資源循環型ごみ処理の推進……………62
2 省エネルギー化の推進……………63
3 新エネルギーの利用促進……………63
第2節 生活環境の向上……………64
1 環境対策の推進……………64
2 環境衛生の推進……………65
第3節 緑豊かな快適空間の創出……………66
1 河川の保全と整備……………66
2 公園・緑地の整備……………66
3 山林の保全と整備……………68

第4節 美しい景観の形成	69
1 景観形成の推進	69
2 緑化の推進	69

第4章 安心安全で機能的なまちづくり

(都市基盤・生活環境づくり)	71
第1節 快適な土地利用の推進	71
1 計画的な土地利用の推進	71
2 土地対策の推進	71
第2節 ユニバーサルデザインの推進	72
1 快適な生活環境の整備	72
第3節 交通施設等の整備	73
1 道路網の整備	73
2 人にやさしい道の整備	74
3 公共交通機関の充実	75
第4節 市街地整備の推進	76
1 中心市街地の整備	76
2 周辺市街地の整備	76
第5節 良好な住環境の創出	78
1 快適な住宅環境の整備	78
第6節 地域防災の強化	79
1 災害に強い都市基盤の整備	79
2 消防・防災の推進	80
3 防犯対策の充実	80
第7節 消費者保護の推進	81
1 消費者の保護・育成	81
2 消費生活センターの充実	82
第8節 交通安全の充実	82
1 交通安全対策の推進	82
第9節 上下水道の整備	83
1 上水道の整備	83
2 下水道(汚水)の整備	84
第10節 雨水対策の推進	85
1 下水道(雨水)の整備	85

第5章 活力を創造するまちづくり

(産業づくり)	86
第1節 農業の振興	86
1 農業経営基盤の強化	86
2 農業生産基盤の整備	87
3 農産物流通の推進	88
4 農村生活環境の整備	89
第2節 林業の振興	90
1 林業基盤の整備	90
2 林産物の振興	91
3 森林の保全	91
第3節 水産業の振興	92
第4節 商業の振興	92
1 経営基盤の強化支援	92

2 魅力ある商店街の整備	93
第5節 工業の振興	94
1 地場産業の振興	94
2 工業基盤の整備	95
第6節 観光の振興	96
1 観光資源の発掘・活用	96
2 観光環境の整備	98
3 観光情報の発信	99
第7節 就労の促進	100
1 人材の確保	100
2 労働環境の充実	101

第6章 みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり

(パートナーシップづくり)	102
第1節 市民参加の促進	102
第2節 市民協働の推進	103
1 ボランティア・NPOの推進	103
第3節 地域コミュニティ活動の推進	105
第4節 男女共同参画社会の実現	106
第5節 人権尊重社会の確立	106
第6節 高度情報化への対応	107
第7節 地域自治体の推進	108
第8節 広域行政の推進	108
第9節 行政改革の推進	109
1 行政事務の改善	109
2 行政組織の効率化	110
3 職員の意識改革と能力開発の推進	110
第10節 健全財政の維持	111
1 効率的な財政運営	111
2 財産管理の効率化	113
第11節 地方分権の推進	114

実施計画

沼田市第五次総合計画実施計画	117
----------------	-----

資料編

用語解説	141
沼田市第五次総合計画の策定経過	144
沼田市第五次総合計画市民検討委員会設置運営要領	148
市民検討委員会委員名簿	149
沼田市第五次総合計画策定に係る意見・提言報告書	150
市民検討委員会開催日程	162
沼田市総合計画審議会条例	163
沼田市総合計画審議会委員名簿	164
審議会への諮問及び答申	165



第1部 総論

第1章

総合計画の策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨

本市では、これまで平成17年度（西暦2005年度）を目標年度として平成12年12月に策定した「第四次総合計画」を市政運営の基本指針として、これに基づく各施策の推進に努めてきました。

この計画は、「明るく元気な“森林文化21”創造計画」と題し、21世紀の幕開けの2001年度を初年度として、第三次総合計画の基本理念である「ものよりも心の豊かさ」を大切に守りながら、本市を取り巻く社会経済環境の変化にも即応した“明るく元気な21世紀の沼田市”の創出を図るものでした。

この間、国の三位一体改革など、地方自治体を取り巻く環境に大きな変化がありましたが、産業や生活の基盤を逐次整備するなど一定の成果をあげてきました。

本市のまちづくりの基本となる「沼田市民憲章」、「森林文化都市宣言」の理念を引き継ぐとともに、白沢村及び利根村との合併（平成17年2月13日）を契機に、地方分権時代に

対応できる自治体への転換を図り、大自然と人々が共生する「うるおい」、「ゆとり」、「やすらぎ」の交流拠点として、いきいきと輝く個性あるまち、新しい沼田市のまちづくりを進めていく必要があります。

一方、現在の社会経済情勢は、深刻化する環境問題、加速する高度情報化と国際化、三位一体等の国の行政改革の推進、少子高齢化から人口減少社会の到来、団塊世代の定年退職による地域コミュニティの構成員の変化、市民活動の活発化、多様な行政サービス需要の増加など、「第四次総合計画」策定時の予想をはるかに上回るスピードで変貌しており、厳しい財政状況や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる体制づくりや地域に根ざした一層のサービスの充実が求められています。

「第五次総合計画」は、このような背景を踏まえ、本市が地域の有する資源を最大限に発揮できる新しいまちづくりの方向と施策の展開を明確に示すものです。

第2節 計画の期間

総合計画は、新しい都市像を実現するための総合的なまちづくりの方針や施策の方向性を体系的に示すものとして、長期的な視野に立った内容が求められていることから、第五

次総合計画の基本構想及び基本計画の計画期間は、平成19年度（2007年度）を初年度とし、平成28年度（2016年度）を最終年度とする10か年計画とします。

第3節 計画の構成

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成します。

1 基本構想

本市の将来に希望が抱ける都市像を示すとともに、それを達成していくための基本的な考え方を明らかにするものです。

2 基本計画

基本構想の具現化に向けた施策の展開を図るため、計画期間中の主要重点施策の考え方や方向性をより具体的に明らかにするものです。

ただし、日々変遷する時代に対応するため、必要に応じて、変更、修正を行うものとします。

3 実施計画

基本計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、計画期間中の平成19年度から平成23年度までの前期5か年に推進する主要な事務事業を掲げ、ローリング方式により毎年度見直すものとします。

平成24年度から平成28年度までの後期5か年については、その後の財政状況や前期計画の実績等を踏まえて策定するものとします。

第2章

計画策定の背景

第1節 沼田市の概況

1 位置・地勢・歴史

沼田市は、首都東京から約125キロメートルの群馬県北部に位置し、錫ヶ岳、皇海・袈裟丸山などで栃木県と接し、東部は日光連山・赤城山の山岳地帯です。利根川・片品川・薄根川など大小15の河川は、ダムによる発電や防災・首都圏の水がめとして重要な役割を持ち、関東平野を潤し太平洋に注ぎます。標高は、250メートル台から2,000メートル級の山岳まで較差があり、山岳・森林・高原・湖沼・河川・渓谷など、スケールの大きい変化に富んだ自然環境は、本市の大きな特徴です。

こうした恵まれた地勢と豊富な温泉群・スキー場・ゴルフ場・史跡・果樹園や関越自動車道の沼田IC（インターチェンジ）による交通アクセスの良さなどを背景に、日本有数の観光地となっています。また、首都圏の食糧供給基地としても大きな地位を占めています。

本市の総面積は443.37平方キロメートルと広大で、群馬県全体の6.97パーセントを占め、全体の約8割が森林となっています。気候は比較的降水量の少ない、夏冬・昼夜の寒暖の差の大きい内陸性気候に属し、りんご・ぶどう・さくらんぼなどの果樹やレタス・大根・はくさいなどの野菜の栽培地、避暑地に適しています。冬には豊富な降雪量から首都圏に近いスキー場

として有名です。

歴史的に見ると、天文元年（1532年）に沼田氏が居城して以来、明治に至る300有余年の間、真田、本多、黒田、土岐氏の城下町として、利根地域の商業の中心地として繁栄し、大正13年（1924年）には、当時の国鉄上越線が開通し農林産物の集散地として一層の発展を見ました。

戦後は、森林資源を背景に木材関係の工場が増加し、次第に産業の基盤整備が進み、昭和29年（1954年）4月、沼田町を中心に利南村、池田村、薄根村、川田村の1町4か村が合併して沼田市として市制が施行され、平成17年（2005年）2月、白沢村及び利根村との合併により、新「沼田市」が誕生しました。



2 人口・世帯の状況

本市の平成17年10月現在の人口は55,503人で、平成12年度時点の56,897人から5年間で2.5%減少しています。

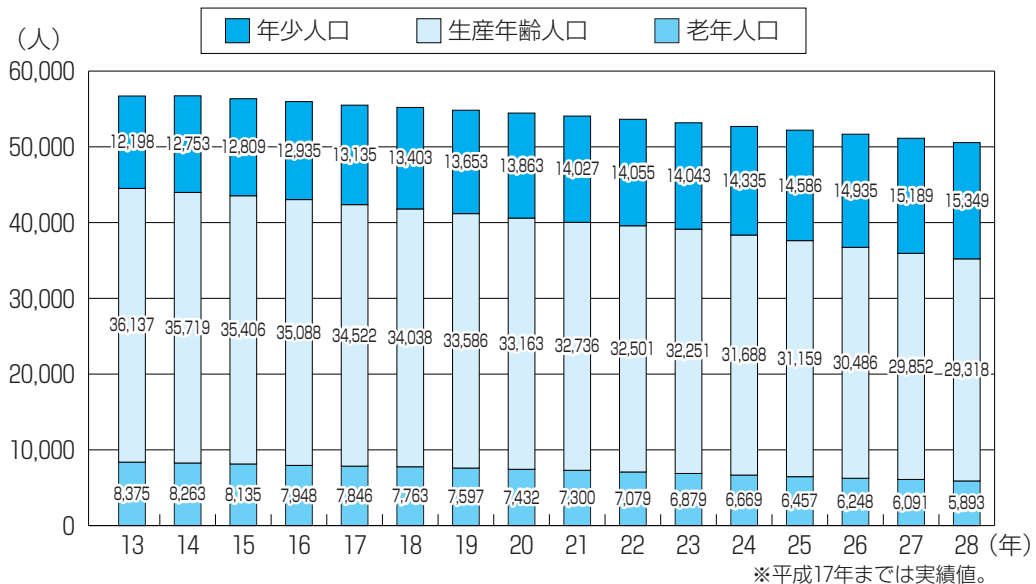
今後もこの減少傾向は続き、平成28年には、50,560人になると予想されます。

平成28年の年齢別人口は、年少人口が5,893

人、高齢者人口が15,349人と推計され、高齢化率が30.4パーセントとなり、約3人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来すると予想されます。

世帯数では、生活意識の変化などを背景に世帯分離が進み、増加傾向にありますが、人口減少に伴って、平成21年ごろをピークに減少に転じると予想されます。

年齢別人口の推移と将来予測



3 産業の状況

本市の産業別就業者は、平成12年の国勢調査によると、第1次産業が12.5パーセント、第2次産業が30.1パーセント、第3次産業が57.4パーセントであり、群馬県全体と比較して第1次産業従事者の割合が高いのが特徴です。総農家数は減少傾向にありますが、県全体の3.8パーセントを占め、一人当たりの農業粗生産額は210万5,000円で、県平均148万2,000円を大きく上回っています。主に野菜、果実、他に米、こんにゃくいも、乳用牛、豚などが生産されています。また、林家の73.2パーセントは農家林家であり、主要林産物はしいたけ等のきのこ類です。

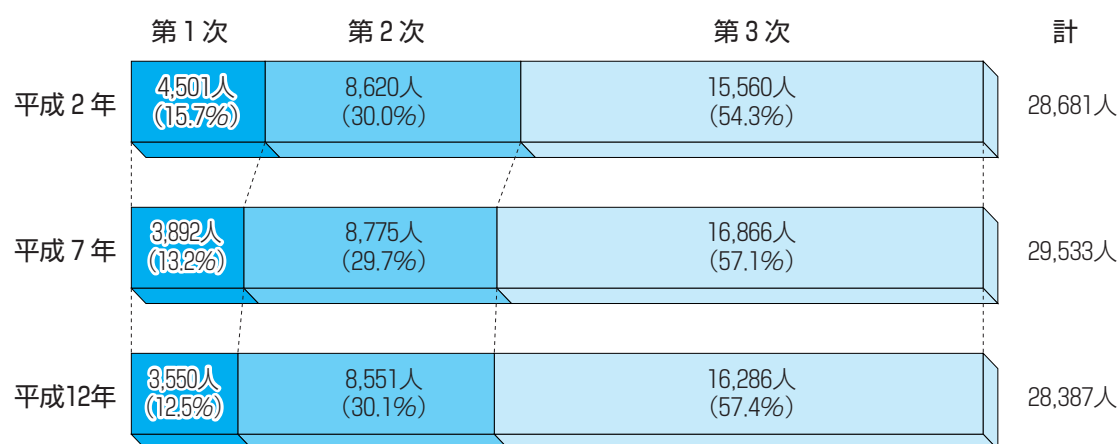
商業は、旧沼田市中心の商圈と国道120号沿線の新しい出店により、年間商品販売額は908億4,545万円となっていますが、商店数・従業者数・商品販売額ともに減少傾向にあります。旧沼田市に大規模店舗がありますが、販売額

の県シェアは、1パーセント台と低めです。

工業は、木材、食料品、電気機器等の小規模経営の製造業が多く、製造品出荷額等は990億727万円（平成16年）で、事業所数・従業者数とともに減少傾向にあり、一人当たりの製造品出荷額2,906万円は、県平均3,565万円より低い状況です。木材が394億4,089万円（県シェアの約50パーセント）、次いでプラスチック、電気機器等を生産し、平成2年に沼田北部工業団地（6.7ヘクタール）が立地し、横塚生品地区、利根地区に工業用地があります。

観光業は、豊かな地域資源に恵まれ、迦葉山、玉原高原、吹割の滝、白沢高原温泉、老神温泉など全国でも有数の観光地を有し、また、スキー場やゴルフ場が整備され、平成16年度では、観光入込客数が約300万人となっており微増傾向にありますが、消費総額においては約60億円で減少傾向にあります。

産業別就業者数の推移



資料：国勢調査

4 交通の状況

本市は、JR上越線と国道17号によって東京と直結し、上越新幹線（昭和57年）や関越自動車道（昭和60年）の開通によって利便性が増しています。

新幹線では東京から隣接するみなかみ町の上毛高原駅まで約80分、高崎・上越線の特急では上野駅から沼田駅まで約2時間、関越自動車道では練馬ICから沼田ICまで約90分、他に月夜野ICと昭和ICが至近距離にあり、首都

圏はもとより全国からのアクセスを可能にしています。

また、沼田ICにつながる国道120号は「日本ロマンチック街道」として位置付けられ、沿線は雄大な眺望を有し、観光農園や道の駅・白沢などの観光施設があります。市内には、一般国道2路線、主要地方道4路線、一般県道12路線があり、JR上越線・沼田駅などの拠点を中心としたバス路線によって地域交通網が形成されています。

交通の状況と地域別整備のイメージ



出典：「新市建設計画（沼田市・白沢村・利根村合併協議会）」より作成

第2節 時代の潮流

1 人口の減少

日本の人口は、平成17年が1億2,770万8,000人で、平成18年をピークに減少に転じ、平成27年には1億2,626万6,000人になり、特に、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）が大幅に減少すると推測（国立社会保障・人口問題研究所）されていましたが、平成16年をピークに人口は減少に転じ、人口減少社会になりました。

生産年齢人口が減少することから、女性や高齢者の就業機会の拡大、労働生産性の向上を図るとともに、高齢者をはじめとして誰もが生き生きと暮らせる環境づくりが求められています。また、団塊世代の定年退職による地域コミュニティの構成員の変化は、新しいまちづくりへの重要な要素として期待されています。

2 少子化と高齢化の進行

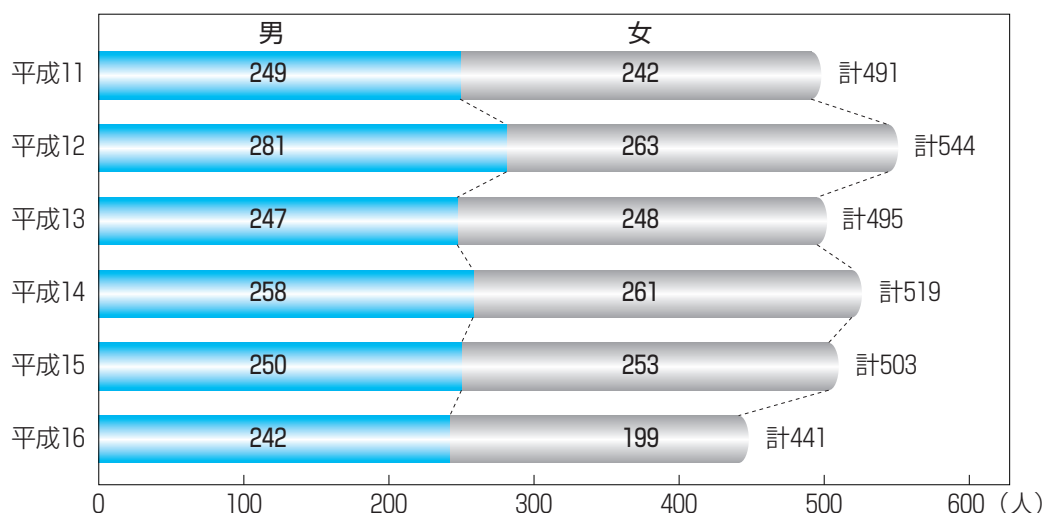
日本の年間出生数は、昭和48年の209万人をピークに減少しており、合計特殊出生率でも同年の2.14から平成17年には1.25まで下降し、長期的に人口を維持できるとされる数値の2.08を大きく下回っています。

育児負担や子育てに要する経済的負担の軽減、男女共同参画社会の実現等、子どもを生み育てやすい環境づくりに社会全体で早急に取り組む必要があります。

また、世界に類例の無い速さで高齢化が進行し、65歳以上人口は、平成12年の17.4パーセントから平成27年には26.0パーセントになると推計されます。

今後は、医療・介護など高齢者に係る費用の次世代の負担を軽減するために、高齢者の生活を地域社会が支え、高齢者も子育て支援

出生数の推移



資料：平成18年刊保健福祉統計年報（群馬県保健・福祉・食品局）

など様々な形で地域社会に貢献するなど、地域で共に支え合う仕組みをつくる必要があります。

3 高度情報化の進展

情報通信技術の発達により、個人の情報入手やコミュニケーションが飛躍的に拡大し、地球規模でのより自由闊達な活動が可能となっています。

身近な地域社会においても各種行政サービスの電子申請化やオンラインショッピングなど、生活の中で様々なサービス利用が現実のものとなっており、誰もがいつでもどこでも情報通信技術を利用できるように、安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要があります。

4 中心市街地の衰退と空洞化

中心市街地には、古くから商業を中心として様々な都市機能が集積し、人々の生活や娯楽や交流の場となり、また、長い歴史の中で地域独自の文化や伝統を育むなど、その街の活力や個性を代表する「顔」となっていました。

しかし、多くの都市で、モータリゼーションの進展への対応の遅れ、商業を取り巻く環境の変化、中心部の人口の減少と高齢化などを背景に、中心市街地の衰退・空洞化などの問題が深刻化しています。

このことから、郊外への大規模集客施設の立地を規制し、コンパクトなまちづくりにより、人の流れを中心市街地に集めることで街のにぎわいを取り戻すことを目的に、平成18年にまちづくり三法が改正されたところです。

中心市街地は、これからも地域経済の発展や豊かな生活の実現に大切な役割を果たす場

所であり、これからの時代のニーズに対応した地域コミュニティの中心として、人が住み、育ち、学び、働き、交流する場として、その再生が求められています。

5 国際化の進展

通信・交通の高度化で日常生活や経済活動における国際化が進展し、「人」や「もの」、「情報」の動きが活発化して市民生活が豊かで便利になっている一方、人件費等経費が安く巨大な市場を抱える中国等へ多くの企業が流出し、製造業の空洞化が発生しました。その後、国際規模での分業化により国内産業は一層の経営革新に取り組むとともに、外国人労働者の受け入れなどによる活性化、国際規格に則した組織編成・体制づくりが求められています。

また、国の観光振興により外国人観光客誘致が推進され、地方自治体による国際化対応施策においても、国際交流を中心としたものから国際協力や外国人が暮らしやすい環境整備へと比重が移ってきています。

6 環境問題の顕在化

地球温暖化は海面上昇による砂浜消失や低地水没、農作物生産や生態系への悪影響を引き起こし、フロンガス等のオゾン層破壊による紫外線量の増加で、皮膚がんや白内障等の健康被害、植物の生産疎外等が警告されています。このため、先進国の温室効果ガス排出量について、法的拘束力のある各国の数値約束を定めた京都議定書が平成17年2月16日に発効されています。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄という構造は、見直しを迫られ、循環型社会の形成に向けた取組とし

て、環境技術の開発・普及やごみ分別の徹底による廃棄物の減量化・リサイクル化を一層推進することが重要です。

最近、人と地球にとって健康で持続可能なライフスタイルとして、ロハス（LOHAS=Lifestyles Of Health And Sustainability）という提案が注目されるなど、ごみをなくして資源を活用していく、人と地球にやさしい循環型社会の構築が課題となっています。

7 地方分権の推進

地方が自らの判断と責任の下で主体的に住民本位の行政を展開することが基本であり、地域の創意工夫に基づいて、個性と活力に富んだ地域づくりを進められるよう、国から地方への権限と財源の再配分を促すとともに、自らの行財政改革に積極的に取り組むことが重要です。

また、福祉や環境、まちづくり、防災などの分野において、住民自らがボランティアやNPO活動など多様な形態を取りながら、自主的、主体的に地域社会づくりに参加する動きが加速しているほか、公益的な部門への民間の参加も進んでいます。

今後、住民が誇りと愛着を持てる地域社会づくりを進めていくためには、住民参加の促進と市民合意の形成が不可欠であり、必要な情報や機会の提供などに努め、住民活動を活性化するとともに、行政と民間とのパートナーシップの構築に取り組み、住民が参加しやすい環境づくりを進めていくことが求められています。

8 財政状況の悪化

バブル崩壊後の経済の長期低迷による税収入の減少と経済対策により、平成17年度末の国の長期債務残高は約602兆円で、税収入47.8兆円の約12倍となっています。

本市においても経済低迷による税収入の減少や地方交付税の減少によって、財政状況は厳しさを増しています。

このため、行財政運営においては重点的、効果的かつ効率的に財源と人材を投入することが求められます。また、受益者負担や市民参画の推進等、市民の理解と協力を得るため、行財政運営の透明性確保や積極的な情報開示等が課題となっています。



第2部 基本構想

第1章

まちづくりの目標

第1節 まちづくりの理念

本市では、市民憲章にうたわれている“平和を守り、人間性ゆたかなまちづくり”と、森林文化都市宣言による“人と自然が真にふれあう理想のまち”の実現とその継承を基本理念として、まちづくりを進めてきました。

本市が有する森林や水をはじめとする大自然は、21世紀の人類共通のテーマ“精神文化の構築”や“環境”に深くかかわり、内外に向けて大いにその存在価値を示すことができます。

私たちは、これまでに自らが継承してきた歴史・文化に学び、自分たちにとっての幸せな暮らしとは何かを再確認し、本市にふさわしい都市を見極め、創造していくことが必要です。

これまでの基本理念を継承しながら、時代の変化に対応するため、次の4つの要素を再確認し、新しい時代の基本理念とします。

1 自主自立をめざした地域内分権型のまち

長い歴史の中で培われてきた様々な伝統・文化を有するそれぞれの地域が、固有の特性を生かした地域振興が図れるよう、地域ごとの多様性を尊重した地域内分権型のまちを創造します。

2 うるおい、ゆとり、やすらぎのあるまち

地域固有の財産である大自然や文化と共生し、保全・活用しながら未来に継承できる魅力的なまちを創造します。

3 市民が参画する生活者本位のまち

市民が行政に積極的に参画し、市民と行政との連携・協働を推進し、精神的に豊かな社会、生活者が自立し健康で生きがいを感じることができるまちを創造します。

4 広域的視野に立ったまち

交通や高度情報ネットワーク等の進展に対応し、広域的な連携や機能分担、情報発信等に努めることにより、優れた都市機能確立し、住みやすく訪れやすいまちを創造します。

第2節 まちづくりの将来像

21世紀においては、市民一人一人が真にゆとりと豊かさを実感できる、心を大切にす社会の実現が求められています。

私たちのふるさととは、あらゆる生命のよりどころである水源地にあり、その水をかん養する広大な森林や雄大な自然環境、そして、様々な大地の恵みの中で日々生活を営んでいます。

本市の特徴である、人が生きていくうえで欠かすことのできない「水・緑・光・空気」の貴重な生産基地は、市民が全国に誇れるものであり、本市の将来の振興発展を支えるか

けがえのない財産です。

恵まれた自然環境、豊かな田園空間の中で、地域間の連携や都市との交流を深めながら、住む人にとっても、また、訪れる人にとっても居心地のよい人間性豊かなまちづくりを目指して、本市のまちづくりの将来像を「水と緑の大地 田園空間都市」とします。

そして、大自然と人々が共生する「うるおい」、「ゆとり」、「やすらぎ」の交流拠点として、「活気」と「交流」にあふれた、個性輝くまちを目指します。

第3節 人口の動向

本市の人口は、平成17年2月に白沢村及び利根村と合併をし、55,700人となりましたが、年齢階層別に推計を行うコーホート法によると、人口は減少の一途をたどり、平成28年には50,560人になり、年少人口は5,893人、生産年齢人口は29,318人、高齢人口は15,349人と推計されます。

また、合併協議により策定した新市建設計画では平成27年に50,281人に、国立社会保障・人口問題研究所では49,489人になると推

計されています。

全国的にも平成16年をピークに人口は減少に転じ、人口減少社会になりました。

人口の減少は、市の活力の低下につながるものであり、人口の減少傾向に歯止めをかける施策の展開が必要です。

第五次総合計画では、これらの要素を総合的に勘案し、この計画の最終年次である平成28年における想定人口は、51,000人としています。

構想の全体像

前提

目標年次 [平成28年度] 想定人口 51,000人

基本理念

市民憲章	“平和を守り、人間性ゆたかなまちづくり”
森林文化都市宣言	“人と自然が真にふれあう理想のまち”
時代に対応した、 4つの基本理念	“自主自立をめざした地域内分権型のまち” “うるおい、ゆとり、やすらぎのあるまち” “市民が参画する生活者本位のまち” “広域的視野に立ったまち”

将来像

水と緑の大地 田園空間都市

施策の大綱

- 1 ひとを育み文化を育むまちづくり（教育・文化環境づくり）
- 2 元気で安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉環境づくり）
- 3 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり（環境づくり）
- 4 安心安全で機能的なまちづくり（都市基盤・生活環境づくり）
- 5 活力を創造するまちづくり（産業づくり）
- 6 みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり（パートナーシップづくり）

第2章

施策の大綱

経済優先の社会から精神的に豊かな社会の実現が求められている中、時代や地域に対応した柔軟な行政運営により、やすらぎとゆとり、うるおいがあり、市民一人一人が健康で生きがいを感じることができる市民の視点に立ったまちづくりを推進します。また、交通や高度情報ネットワーク等の進展により、市民の生活圏や経済圏は拡大傾向にある中で、市民がより多様性・選択性のある優れた都市機能を享受できるよう、広域的視野に立って次の施策を展開します。

1 ひとを育み文化を育むまちづくり（教育・文化環境づくり）

人として尊厳をもって生きることのできる心豊かなひとを育み、地域の特性に根ざした魅力ある文化を育むまちづくりを進めます。

このため、少子高齢化、高度情報化、国際化の進展及び地域環境との調和などが時代的な課題となっている中で、真に豊かさを実感することのできる成熟した社会を創造するため、生涯学習や学校教育の充実を図ります。

また、生涯学習や文化・スポーツ活動などを通して、多様な地域や高齢者等をはじめとする人々が、地域ぐるみで児童や青少年の健全育成に取り組み、魅力ある文化を育み、地域間の交流を通じて心の通った豊かなまちづくりを進めます。

（1）将来を担う次世代の育成

- ・ 幼児教育は、社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成や道徳性の芽生えを培う上でとても重要です。
安全でのびのびと気持ちよく学べる教育環境を整備するとともに、家庭、小学校との連携を図りながら、幼児教育の充実を図ります。
- ・ 義務教育は、児童生徒一人一人が「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健康と体力」など、いわゆる「生きる力」を育む場とし

て重要な意義をもっています。

人を思いやる心や差別をしない心など、豊かな人間性を培い、国際化や高度情報化、環境問題等に対応することができる児童生徒を育てるため、教育内容の充実を図るとともに、安全性を確保するため、学校施設等の整備充実を図ります。

- ・ 青少年が様々な体験活動等を通じ、豊かな人間性や個性を育める社会環境を形成するとともに、家庭、学校、地域社会と緊密な連携により、次代を担うたくましい心豊かな青少年の育成を図ります。

(2) 生涯学習の推進

- ・ 高度情報化社会、高齢化社会といった社会環境の中で、市民の学習ニーズは多様化しています。
市民の学習意欲を的確に捉え、市民一人一人にあった幅広い学習機会の提供に努めます。
- ・ 健康づくりや体力づくりへの関心はますます高まっており、市民スポーツの需要は増大しています。各年齢層が自分にあったスポーツに親しめる機会の充実を図ります。

(3) 市民文化の高揚

- ・ 地域に根ざした貴重な伝統文化の継承・保存に努めるとともに、誰もが文化活動を展開することができる環境の整備に努めます。
- ・ 永く地域において受け継がれてきた文化財については、市民共有の貴重な財産として調査・研究・保存を行うとともに、文化財に関する理解を深めるため、積極的な公開や活用を図ります。

(4) 交流の推進

- ・ 新市の一体感の確保と均衡ある発展を図るため、市民の交流を推進します。
- ・ 異なった特性をもつ都市や共通課題をもつ都市との交流や協調を推進し、地域の活性化と新たな文化の創造に努めます。
- ・ 外国人と日本人とが、お互いの文化や考え方を理解し尊重するとともに、安心して快適に暮らすことができる環境整備に努めます。

2 元気で安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉環境づくり）

本市に居住するすべての人が、健康で、生きがいを感じながら生活できるまちづくりを進めます。

このため、高齢者や障害者等の地域ケアシステムの確立をはじめ、少子・高齢化社会へ対応する諸施策を積極的に展開して、保健・医療・福祉の総合的かつ継続的なサービスの提供を推進します。

また、ニーズに応じた子育て支援サービスや介護サービスの基盤整備、高度通信情報システム等を活用した効率の良い医療システムの構築を図ります。

（１）保健医療の充実

- ・ 急速な高齢化の進展や疾病構造の変化、社会環境の変化による新たな感染症などへの対応を図り、健康寿命の延伸に努めます。
- ・ 妊娠・出産に関する正しい情報を提供し、健康的な生活習慣の確立に努めます。
- ・ すべての市民が健康的な生活を送ることができ、良質で適切な医療サービスが受けられるよう関係機関や周辺町村と連携を図りながら、医療体制の整備・充実を図ります。
- ・ 「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるため、健康づくりに関する情報提供や普及活動の充実を図るとともに、市民が取り組む健康づくり活動の育成支援に努めます。

（２）高齢者福祉の充実

- ・ 高齢者が積極的に社会参加し、健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、生きがいづくり支援の施策を推進します。
- ・ 高齢者の在宅での自立した生活を可能とするとともに、介護者への過度の負担を軽減するため、生活支援サービスの充実を図ります。
- ・ 認知症に関する知識の普及を図るとともに、近隣住民の見守り活動、徘徊高齢者の^{はいかい}搜索活動や権利擁護等により、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる環境の整備に努めます。
- ・ 介護保険制度を含めた高齢者に対するサービス全体を、公平で利用しやすく、より分かりやすいシステムにするとともに、高齢者の生活を総合的に支援していく体制づくりを進めます。

(3) 障害者福祉の充実

- ・ 在宅で孤立しがちな障害者が、自立した社会の一員として地域の中で暮らすことができるよう、在宅支援サービスの充実を図ります。
- ・ すべての人々が社会に参加し、生きがい、やりがいをもって生活することができるよう、障害者の就業機会の拡大を図ります。

(4) 子育て支援の推進

- ・ 女性の社会参加やひとり親世帯の増加、保護者の就労形態の多様化などに対応し、保護者が安心して就労でき、子育てしやすい環境を整備して、保育サービスの充実を図ります。
- ・ 子育て不安の解消や問題行動の早期発見、複雑化する諸問題に対応するため、相談体制の強化をして、関係機関との協力体制の充実を図ります。

(5) 社会保障制度の充実

- ・ 誰もが安心して生活できるよう、生活困窮者の情報を常に把握するとともに、自助努力を促すため、適切な生活相談や生活支援の充実に努めます。
- ・ 国民皆保険制度の基盤である国民健康保険制度を維持するため、被保険者の高い健康意識に基づく健康増進の施策の充実を図るとともに、収納率の向上を図り、健全な運営に努めます。
- ・ 県内の全市町村が加入する広域連合による新たな老人医療制度への適切な対応を図ります。
- ・ 経済的、身体的弱者への支援事業として、福祉医療費助成制度の拡充について検討します。
- ・ 国民年金未加入者の加入促進や保険料未納者に対する納入促進を図るとともに、年金制度の周知・啓発活動に努めます。

3 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり（環境づくり）

豊富な自然環境を有する本市において、その魅力を維持・継承し、環境にやさしく、安心して暮らせる生活環境の整ったまちづくりを進めます。

このため、身近な環境を維持・向上する様々な活動の場を提供するとともに、地球的な環境の保全に資する循環型社会の形成を目指し、日常生活、産業、観光の場等でのリサイクル・リユース等に積極的に取り組みます。また、新エネルギーの利用を促進します。

（1）循環型社会の創造

- ・ 循環型社会構築に向けて、廃棄物の排出抑制を推進するとともに、再使用、再生利用、熱回収など可能な限りの手段を講じて循環的な利用の促進に努めます。
- ・ 地球温暖化対策を推進するため、市有施設の省エネルギー化に取り組みます。
- ・ 自然エネルギーの確保や地球環境の保全のため、新エネルギーの導入について検討します。

（2）生活環境の向上

- ・ 良好な環境を形成するため、環境啓発事業を展開するとともに、市民、事業者が一体となって環境基本計画に基づく施策を推進します。
- ・ ごみの減量化やリサイクルの促進、不法投棄対策の強化を図るとともに、保健衛生思想の普及と組織強化に努めます。

（3）緑豊かな快適空間の創出

- ・ 治水、利水を目的とした河川整備を行うとともに、市民の憩いの場としてうるおいのある水辺空間の整備を進めます。
- ・ 市民生活に欠かせない憩いの場・やすらぎの場として、誰もが安全で安心して利用できる広場・緑地等の整備を推進します。
- ・ 森林の自然環境の保全と整備に取り組むとともに、田園風景の維持と豊かな森林づくりに対する意識の高揚を図ります。

（4）美しい景観の形成

- ・ 沼田らしい景観を守り育み、美しい景観を次世代への財産として継承します。
- ・ 緑の重要性を市民一人一人が認識し、市民、事業者、行政が協力連携して、緑のまちづくりを推進します。

4 安心安全で機能的なまちづくり（都市基盤・生活環境づくり）

日常生活圏内で必要な行政サービスや都市機能が享受でき、併せて広域的な生活を支える都市基盤を整えることにより、安全で快適な暮らしと効率的な産業活動が行える魅力的なまちづくりを進めます。

このため、道路網、鉄道駅等の既存機能を最大限に活用しつつ、適正な土地利用の推進、ユニバーサルデザインの推進に努めるとともに、道路網の整備・改善や生活交通の確保、上下水道の整備、中心市街地の整備等、日常生活や産業活動における機能向上を図ります。併せて、災害に強いまちづくりや交通安全対策の充実など生活の安心と安全の確保に努めます。

（1）快適な土地利用の推進

- ・ 市土の適正かつ合理的な利用と市域の均衡を図るため、効率的な都市形成を誘導します。
- ・ 地価適正化対策を継続的に推進し、開発事業の適切な施行と良好な生活環境の確保に努めます。また、土地行政全般の効率化を図るため、全市的な国土調査の計画的な実施を推進します。

（2）ユニバーサルデザインの推進

- ・ すべての人にやさしい快適なまちを目指し、ユニバーサルデザインを基本としたまちづくりに努めます。

（3）交通施設等の整備

- ・ 周辺町村と連携した道路体系を確立するとともに、中心市街地への交通集中の緩和、市街地環境に見合った快適な道路網の形成を推進し、市民の安全、生活道路の確保を図ります。
- ・ 自然や環境と共生していくため、公共交通の利用を促進し、歩く人にやさしい、歩いて楽しいまちづくりを推進します。
- ・ 高齢化社会への対応、交通弱者の対策に配慮して、公共交通の維持に努め、市民の足の確保を図ります。

（4）市街地整備の推進

- ・ 歴史と文化のある中心市街地の再生を目指し、商業・交流等の施設を導入し、都市景観の整備と活気に満ちた中心市街地づくりを推進します。
- ・ 利根沼田の玄関口であるJR沼田駅周辺については、機能性、快適性、地域性等を

兼ね備えた、中心市街地の活性化と調和のとれた一体的な整備を推進します。

(5) 良好な住環境の創出

- ・ 老朽化した市営住宅の建て替え及び建設を計画的に推進するとともに、沼田の特性を生かした住まい・まちづくりを図ります。

(6) 地域防災の強化

- ・ 災害時における避難場所等や施設の安全性を確保するため、避難施設等の耐震性の調査を検討するとともに、避難路・輸送路となる道路の安全性、戸建住宅の耐震性の向上に努めます。
- ・ 各種消防施設等の整備及び消防組織を充実し、消防力の強化を図るとともに、地域防災訓練や広報紙などの啓発活動による防災意識の高揚・普及等、防災体制の充実に努めます。
- ・ 地域住民による自主的な防犯活動を推進し、防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が発生しにくい環境づくりに努めます。

(7) 消費者保護の推進

- ・ 複雑・多様化する消費生活から消費者を保護するため、消費生活に関する的確な情報の提供や相談体制の充実を図ります。
- ・ 消費生活センター機能を充実し、利用しやすい環境を整備します。

(8) 交通安全の充実

- ・ 参加・実践型交通安全教育を推進するとともに、交通事故多発地点の解消や交通安全施設の整備に努めます。

(9) 上下水道の整備

- ・ 安全な水の供給を図るため、計画的な施設整備等を進めるとともに、経営の効率化による安定した水道事業体を形成します。
- ・ 公衆衛生の向上や生活環境の改善を図るため、地域の実情に応じた下水道の整備を推進します。

(10) 雨水対策の推進

- ・ 集中豪雨等による浸水被害をなくし、安心して暮らせる環境づくりのため、雨水排水の整備を計画的に推進します。

5 活力を創造するまちづくり（産業づくり）

多様化する消費者ニーズを的確にとらえ、時代の動向に対応することにより、活力に満ちたまちづくりを進めます。

このため、農業については、生産基盤の整備充実により優良農地を確保し、有機農法等の多様な技術を活用するとともに、大規模生産や地産地消等の生産消費形態を考慮して、消費者のニーズに応えた質の高い効率的な生産流通システムを構築します。

また、林業については、森林が二酸化炭素の抑制、水源のかん養、レクリエーションの場の提供など、多面的な機能を担っていることから、計画的な管理やレクリエーション機能の整備充実、特用林産物の振興等を図ります。

商業については、中心市街地の空洞化や商業活性化の対策に努め、魅力ある商業店舗の形成を図ります。

また、工業については、高度な工業生産環境の整備充実により多様な業種を誘致して、新分野への進出を支援するとともに、就業の場を創出する施策を推進します。

観光については、本市の観光資源の特性を再認識し、有機的な結合とネットワーク化を進め、都市間の観光交流等を推進します。

（1）農業の振興

- ・ 認定農業者等を中心として、兼業農家、女性及び高齢者を含めた多様な担い手による地域営農体系を整備するとともに、農山村の持つ魅力や価値をPRするため、都市との交流を促進します。
- ・ 農業の重要な生産基盤である農地の効率的利用のため、担い手への農地の集積利用を促進し、耕作放棄地の発生を防止するとともに、優良農地を確保するための計画的な土地利用を推進します。また、中山間地域としての環境条件を生かし、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業生産方式の確立を図ります。
- ・ 豊富な観光資源や首都圏からの交通立地

条件を生かし、観光等他産業と連携し、観光型農業を推進します。

- ・ 農村地域が保有する豊かな自然環境を保全しつつ、快適な生活環境の整備を進めます。

（2）林業の振興

- ・ 林業の構造的な問題を解消するため、育林や除伐・間伐などを積極的に実施して就業環境を整備するとともに、適正な森林施業を計画的に行えるよう支援します。
- ・ 林業経営の安定化を図るため、公共事業における地元産材の利用をはじめ、森林資源の需要の拡大を推進します。
- ・ 国土の保全や水源のかん養など森林の持つ公益的機能への市民の理解を促すととも

に、整備・保全に努めます。

(3) 水産業の振興

- ・ 内水面漁業における水産資源を適性に維持しながら、観光・レクリエーション機能を活用し、水産業の振興活性化を推進します。

(4) 商業の振興

- ・ 郊外型ショッピングセンターや専門店などの出店、市外への消費者の流出など、商業環境の変化に対応した魅力ある商業店舗を形成するため、個人レベルでの経営努力を支援し、経営診断・経営指導を充実するとともに、中小事業者の組織化・共同化を促進します。
- ・ 魅力ある商店街を形成するため、街なか再生事業と連携し、商店街の活性化を促進します。

(5) 工業の振興

- ・ 沼田固有の伝統ある工芸品や新たな工芸品を制作する人材や企業を支援・育成するとともに、経営の安定化、地域産業の活性化を進め、地場産業の振興を図ります。
- ・ 横塚生品農工地区における基盤整備を推進し、企業誘致に努めます。

(6) 観光の振興

- ・ 自然資源を生かした観光を振興し、広域的なネットワークづくりに努めます。また、都市観光を推進するため、拠点整備を検討します。
- ・ 観光案内の機能システムを構築し、誰もが安心して利用できる観光施設の整備や各地域観光協会、団体の活動を支援します。
- ・ 観光志向や旅行者ニーズに対応した最新の情報を提供するため、インターネットをはじめ、様々な手段による観光情報発信を推進します。

(7) 就労の促進

- ・ 厳しい労働雇用情勢の中、就業に関する情報提供や労働就業援助を行うとともに、労働者の意識と能力向上のため、労働教育等の充実を図ります。
- ・ 勤労者生活の充実と勤労意欲の高揚のため、福利厚生の実施に努めます。また、勤労者福祉施設の整備を図ります。

6 みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり（パートナーシップづくり）

住民と行政がお互いに役割を分担し合い、住民自らの参加による自主的なまちづくり運動や各種団体、民間企業等との連携・協働によるまちづくりを進めます。

このため、的確な行政情報を提供して、住民と行政が互いに信頼関係を築き、対話とふれあいを大切にするを基本に、行財政運営の効率化や高度化を推進して、住民サービスを一層向上します。

また、地域の多様性を生かした身近な地域課題に対してきめ細かく対応できる「地域内分権」の仕組みづくりを進め、これまで築きあげてきた地域への思いと誇りを維持しながら発展するため、新しい自治の仕組みを構築します。

（1）市民参加の促進

- 行政情報を市民と共有し、市民の積極的な市政への参画を促進します。

（2）市民協働の推進

- 個人・団体やNPO法人（特定非営利活動法人）等の市民活動を活性化させ、施策への協働を推進します。

（3）地域コミュニティ活動の推進

- 地域社会生活の最も基礎的かつ不可欠な要素である地域コミュニティ活動の支援に努めます。

（4）男女共同参画社会の実現

- 男女が互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女平等の社会参加の促進と支援を図ります。

（5）人権尊重社会の確立

- 人権についての正しい理解と認識の普及に努め、社会の変化に主体的に対応できる、心豊かでたくましく、活力ある市民を育成します。

（6）高度情報化への対応

- 行政運営の効率化、市民サービスの向上のため、行政手続の電子化、行政サービスのネットワーク化など高度情報化の推進を図ります。

(7) 地域自治区の推進

- ・ 地域の多様性を生かしたまちづくりのため、地域自治区の制度を推進します。

(8) 広域行政の推進

- ・ 共同処理事務の必要性やその内容などの見直しを行いながら、効率的な広域行政を推進します。

(9) 行政改革の推進

- ・ 厳しい財政状況、高度・多様化する市民ニーズ、事務の効率化などの課題に対応しつつ、市民サービスの向上を図るため、行政改革の推進に努めます。
- ・ 新たな行政需要に対応できる効率的で機動力のある組織づくりを進め、限られた人的資源を最大限に生かす効率的な組織の構築を進めます。
- ・ 職員の能力開発と資質の向上を図り、中長期的な視点に立って施策を推進できる職員の育成に努めます。

(10) 健全財政の維持

- ・ 自主財源の確保や経費の一層の削減を図り、健全で安定した行政運営を将来にわたって維持できる財政構造・財政基盤の構築に努めます。
- ・ 市有財産については、それぞれの目的に応じた、適切な管理・運営を図ります。

(11) 地方分権の推進

- ・ 地域の実情や市民ニーズを的確に反映させた行政運営を進めるため、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりを推進し、地方分権時代に対応できる自治体への転換を図ります。



第3部 基本計画

第1章

ひとを育み文化を育むまちづくり (教育・文化環境づくり)

第1節 将来を担う次世代の育成

1 幼児教育の充実

現況と課題

本市には、幼児教育施設として公立幼稚園が5園、私立幼稚園が3園あり、それぞれが特色ある教育活動を展開しています。

しかし、近年の少子化による児童数の減少には歯止めがかからず、各幼稚園の経営や保育内容等に大きな影響を与えています。就学前の幼児教育をどのように進めていくのかについて検討するとともに、公立幼稚園の位置付けについて明確にしていく必要があります。

一方、集団生活を通して就学前の生活や学習の基盤を培うという幼稚園の意義や特質を踏まえ、幼児の心身の発達及び園や地域の実態に基づき、一人一人の幼児に即した教育の推進に努める必要があります。

また、社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成や道徳性の芽生えを培う指導の充実を目指す必要があります。

幼児を取り巻く環境の変化や家庭、社会のニーズの多様化に対応するためには、研修を通して常に指導者としての資質の向上を図るとともに、家庭や保育園、小学校との連携を図りながら幼児教育の充実に努めていく必要があります。

施設面においては、幼稚園園舎は築年が古く老朽化が進んでおり、園児の安全を確保するため補修工事が必要となっています。

施策の体系

- 教育内容の充実
- 指導体制の整備
- 教育環境の整備

施策の概要

◆教育内容の充実

- 「生きる力の基礎の育成」を目指した教育課程の編成及び実施を行うとともに、安全教育の徹底を図ります。
- 幼児教育についての情報提供を進め、家庭との連携の充実を図ります。

◆指導体制の整備

- より質の高い適切な指導ができるよう、園内研修や各種研修会等の充実を図ります。
- 幼稚園・保育園・小学校の連携の在り方の検討を行います。

◆教育環境の整備

- 公立幼稚園の役割や位置付けについての検討を行います。
- 園児が、安全でのびのびと気持ちよく学べる教育環境を確保するため、幼稚園施設の維持管理に努めます。

2 義務教育の充実

現況と課題

本市の小中学校22校の中には、児童生徒数が490名を超える大規模校から20数名程度の小規模校、街なかの学校からへき地に指定さ

れている学校、さらには、県内唯一の小中併設校など、多種多様な学校が含まれています。

今後は、これらの学校の持つ、それぞれの特徴や個性を最大限に生かした特色ある教育の実現を図るとともに、その成果を全市的なレベルに集約、反映させながら義務教育の一層の充実、発展に努める必要があります。

また、地域の実情や通学距離の状況、今後の児童生徒数の推移等によっては、学区の見直しについて検討していく必要があります。

さらに、国際化、情報化の一層の進展や環境問題の深刻化に対応すべく、国際理解教育や情報教育、環境教育等にも力を入れていく必要があります。

児童生徒一人一人が、基礎的な知識や技能を身に付け、それを活用しながら自ら学び自ら考える力などの「確かな学力」を育成するとともに、「豊かな人間性」や「健康と体力」など、いわゆる「生きる力」の育成に努める必要があります。

また、児童生徒を取り巻く食環境も多様化し、朝食を食べない子どもや生活習慣病の予備軍の児童生徒が増えており、健康管理教育や食に関する指導にも力を入れていくとともに、老朽化に伴う施設設備等を改善する必要があります。

小中学校の校舎及び屋内運動場は、築年が古く、経年劣化による老朽化が進んだものが多く増えており、新潟県中越地震では、壁のひび割れなどの被害が発生しました。児童生徒の安全を確保するため、危険建物改築や耐震補強工事とともに、老朽化への対応が必要となっています。

さらに、学習内容の多様化や情報教育の推進等に対応するための計画的な施設整備も必

要となっています。

学校の統廃合、交通不便地域から遠距離通学する児童生徒の安全確保や教育の機会均等の趣旨から、スクールバス等による通学支援を実施しています。

しかし、それらの地域のほかにも積雪や獣の影響、また循環型でのスクールバス運行が不可能な地域、さらには児童生徒を取り巻く社会情勢の変化もあり、地域の特性に即した通学支援を行う必要があります。

施策の体系

学校経営の充実	教職員体制の整備
教育内容の充実	学校給食の充実
教育環境の整備	

◆学校経営の充実

- ・ 学校評議員制度の充実を図ります。
- ・ 家庭や地域との連携を深め、保護者や地域の人々に信頼される学校づくりに努めます。
- ・ 危機管理・安全管理の徹底に努めます。

◆教育内容の充実

- ・ 少人数指導やチームティーチングなどにより基礎的・基本的な内容を確実に身に付けられるよう、個々に応じたきめ細かな指導を積極的に推進します。
- ・ 自ら学び自ら考える力を培うために、地域人材の活用や体験的な活動を取り入れた教育活動を推進します。
- ・ 人を思いやる心や差別をしない心など、豊かな人間性を培うために道徳教育の充実や人権教育の推進に努めます。
- ・ 国際化や高度情報化社会、深刻化する環境問題等に対応することができる児童生徒を育てるために国際理解教育や情報教育、環境教育等の充実にも努めます。



沼田小学校中央校舎

◆教育環境の整備

- ・ 耐震対策が必要な学校施設全体の耐震化計画を作成し、計画的かつ効率的な建て替え・耐震補強を実施します。
- ・ 老朽化や学習内容の多様化、情報教育の推進等に対応するため、計画的な施設整備を行います。
- ・ 遠距離等から通学する児童生徒の安全確保を図るため、スクールバス運行などの通学支援に努めるとともに、地域の実情や通学距離の状況、今後の児童生徒数の推移等によっては、学区の見直しを図るとともに、学校の適正配置について検討します。

◆教職員体制の整備

- ・ 学校や児童生徒の実態に応じて補助員などを配置し、教育活動の充実に努めます。
- ・ 外国語指導助手を適正に配置し、国際理解教育や英語教育の充実に努めます。

◆学校給食の充実

- ・ 衛生管理の徹底を図るとともに、計画的な施設設備の整備充実に努めます。
- ・ 食に関する指導を積極的に進め、地場産物を取り入れ、好ましい食習慣の形成や心身

ともに健康な児童生徒の成長に努めます。

3 青少年の健全育成

現況と課題

青少年非行の情勢は、凶悪化・集団化・低年齢化の傾向が顕著となってきています。

青少年が様々な奉仕、体験活動等を通じ、感謝や思いやりの心、自然を愛する心等を身に付け、豊かな人間性や多様な個性を育てていけるような社会環境づくりが求められています。

家庭・学校・地域社会が連携し、多様な体験活動や社会参加活動を促進して、次代を担うたくましい心豊かな青少年の育成を図る必要があります。

地域社会の連帯感の希薄化や地域教育力が低下していることから、家庭、学校、地域社会との緊密な連携が一段と重要性を増してきました。

地域ぐるみで健全育成事業を実施し、青少年の健全育成に地域社会全体で取り組む環境づくりを推進する必要があります。



アウトドアチャレンジャー

施策の体系

社会参加活動の推進
青少年健全育成の推進

施策の概要

◆社会参加活動の推進

- ・ 子どもたちが豊富な自然の中での活動やスポーツを通し、たくましさややさしさを

身に付けるとともに、多様なボランティア活動を通して、地域・社会との結び付きについて理解を深めるための事業の推進に努めます。

◆青少年健全育成の推進

- ・ 学校、家庭、地域社会及び青少年育成関係団体との緊密な連携を図ります。また、次世代を担う、やさしくたくましい、心豊かな青少年の健全育成に努めます。

第2節 生涯学習の推進

1 生涯学習の充実

現況と課題

生涯学習を推進するため、人々が生涯にわたって、自由に学習機会を選択して学ぶことができるように生涯学習推進本部を設置し、体制の整備を行ってきました。また、市民自らが企画段階から実施に直接関わる市民組織

として、市民委員会を設置するなど、市民の自発的・自主的な取組への支援も行ってきましたが、今後も学習グループの育成と継続的な活動支援が一層重要になっています。

国際化、高度情報化、少子高齢化、産業構造の変化といった社会環境の中で、市民の生涯学習に対する意欲はますます高まりを見せています。同時に、社会・経済・科学技術の変化等の「現代的課題」に対応した学習機会

の提供と学習支援が重要になっています。

市民の多様化する学習ニーズに対応するため、生涯学習情報の的確な把握・整理等に努め、学習支援を充実することが求められています。

市民だれでもが学びやすく、生涯のライフステージに合わせた学習ができるような施設や、より充実した内容が求められています。また、学習成果を地域社会に還元し地域の活性化や発展につなげられる環境整備が必要となっています。

市民の学習意欲を的確に捉え、教養教室ほか各種事業を開催し、広く市民に生涯学習の場を継続して提供する必要があります。

施策の体系

生涯学習推進支援体制の充実
学習環境の整備充実
学習機会の拡充

施策の概要

◆生涯学習推進支援体制の充実

- ・ 地域に根ざした生涯学習推進体制の整備と魅力ある学習環境を創出するため、市民一人一人があらゆる機会を通じて、学び、実践し、それぞれの個性や能力を伸ばしていく事業を推進します。

◆学習環境の整備充実

- ・ 学習、サークル活動などを自主的に行っているグループの育成を図るため、継続的な支援を行います。
- ・ 子どもの読書活動の向上、推進を図り、文字、活字文化の振興に努めます。
- ・ 各公民館での女性学級や家庭教育研修会等の開催を通じて、家庭人教育の充実を図

るとともに、共に地域を担っていくという意識の高揚に努めます。

- ・ 地域での生涯学習の拠点として、長期的な使用に耐えうる施設となるよう公民館の計画的な整備充実を図り、安全安心を基本とした、より親しみやすい学習施設の提供を行います。

◆学習機会の拡充

- ・ 市民ニーズを把握した教養教室、講座を開催します。
- ・ 日ごろの成果を発表する場としての公民館まつりを開催します。
- ・ 市民ハイキングや史跡めぐり等を実施して、体力増進や社会見聞の推進を図ります。
- ・ 情報化、高齢化社会を踏まえたIT技術の取得及び普及推進を図ります。

2 生涯スポーツの推進

現況と課題

沼田公園長期整備構想で移転が予定されている沼田公園内の野球場、テニスコート、武道場及び沼小講堂記念体育館の代替え施設の整備を図る必要があります。

近年の健康・体力づくり（スポーツ・レクリエーション活動）への関心の高まりから、市民のスポーツに対する需要が増大しています。これらに対応するため、既存施設の改修や新たな施設の整備、さらには学校体育施設の有効利用が求められています。また、スポーツに親しめるような組織づくりの支援や、各年齢層に合わせた指導者の養成が求められています。さらに、スポーツ情報の提供も必要となっています。

施策の体系

スポーツ施設の整備
学校体育施設の活用
スポーツ振興体制の整備

施策の概要

◆スポーツ施設の整備

- 沼田公園長期整備構想で移転が予定されている沼田公園内の野球場及びテニスコートの代替え施設については、計画的に整備を進めます。また、武道場及び沼小講堂記念体育館の代替え施設についても検討を進めます。
- 平成7年度に策定した沼田市総合体育施設整備基本計画の見直しを行い、社会体育施設等の整備・充実を図ります。

- 既存施設については、老朽化等に対応するため、計画的な整備に努めます。

◆学校体育施設の活用

- 健康・体力づくり（スポーツ・レクリエーション活動）のため、小中学校の校庭や体育館を市民に開放することにより、施設の有効利用に努めます。

◆スポーツ振興体制の整備

- 多くの市民がスポーツに取り組めるよう、スポーツ大会やスポーツ教室・講習会などを開催し、スポーツに親しめる機会の充実を図ります。
- スポーツクラブ組織の育成を支援するとともに、多様化したニーズに応えられるスポーツ指導者の養成を促進します。また、スポーツ情報の提供に努めます。



おやこニュースポーツ講習会

第3節 市民文化の高揚

1 文化活動の推進

現況と課題

沼田市文化祭、芸能祭等市民を主体とした芸術文化活動は年々盛り上がり、市民の芸術文化に対する志向はますます高まりをみせ、かつ多様化しています。

地域文化の再発見と保存のため、白沢町及び利根町でも文化祭、芸能祭を実施し、地域特性を存続していく必要があります。

民俗芸能における後継者の養成は、時間を要するため継続して行う必要があります。

時代の変遷につれて、地域に根ざした貴重な伝統文化がしだいに消えつつあり、継承・保存の努力をしていくことが求められていま

す。平成13年度、本市で国民文化祭「日本祭囃子フェスティバル」が開催され、大きな盛り上がりを見せましたが、これを一過性のもので終わらせないため、伝統文化への機運の醸成や伝承活動に対して継続的支援を行っています。

また、郷土が生んだ偉大な芸術家・文化人の功績とその作品を広く市民に紹介しており、このような作品等を常時展示できる施設の整備が課題となっています。

施策の体系

- 市民文化活動の育成
- 郷土文化の継承・育成
- 文化施設の整備・活用



生枝の獅子舞

施策の概要

◆市民文化活動の育成

- ・ 広く市民の間で地方文化・芸術文化が親しまれるとともに、芸術文化団体の活性化により、住みよい、文化のかおり高いまちづくりを推進します。

◆郷土文化の継承・育成

- ・ 重要無形民俗文化財を次世代に伝えていくために、後継者の育成を図るとともに、埋もれた民俗文化財の発掘に努めます。

◆文化施設の整備・活用

- ・ 文化施設の整備・活用により、市民文化の更なる高揚、地域文化の再発見・保存につなげるとともに、市内外への周知を図ります。

2 文化財の保護・活用

現況と課題

市民共有の貴重な財産を後世に伝えていくため、随時に文化財指定の調査を行い文化財調査委員へ諮問し、所有者の理解と協力を得ながら文化財指定を図っています。

今後は、文化財保護法に基づき、埋蔵文化財を保全するため埋蔵文化財の保護について市民への周知を図り、諸開発事業の把握と保護調整について更に研究を進める必要があります。

文化財は、永く地域において受け継がれてきた市民共有のかけがえのない貴重な財産であり、国指定重要文化財旧生方家住宅、旧沼田貯蓄銀行の保存活用や奈良古墳公園整備事業等を実施し、その保護、活用や啓発を図っ

ています。

本市所有の歴史資料は、展示施設がなく、本格的な保管施設もない状況で旧沼田藩主土岐家からの寄贈品については、群馬県立歴史博物館に寄託しており、歴史文化の拠点となる歴史博物館等の建設が望まれています。

市史編さん事業で収集した資料、本市にまつわる貴重な資料や郷土史家からの寄贈資料など郷土史資料は、目録を作成するなど、資料整理を進めています。それらの資料は膨大であり、随時に寄贈も受けているため整理に時間を要します。また、郷土資料は資料所有者の高齢化や世代交代が進み、資料の散逸や亡失の恐れが多いため、資料提供を受け後世に残していく必要があります。

施策の体系

- 文化財の調査・指定
- 文化財の保存・普及・活用
- 歴史的文化施設の整備
- 歴史的資料の整備・活用

施策の概要

◆文化財の調査・指定

- ・ 市民共有の貴重な財産を後世に伝えていくため、随時に文化財指定の調査を行い文化財調査委員へ諮問し、所有者の理解と協力を得ながら文化財指定を図ります。

◆文化財の保存・普及・活用

- ・ 市民の歴史や文化を学ぶ学習施設として、憩いの場や交流・ふれあいの場として、文化的向上を図るため、奈良古墳公園については、試掘調査により古墳群の全容把握後、発掘調査や保存を進め、同地に古墳公園や考古資料館などの整備を進めます。ま

た、奈良古墳群からの出土品をはじめとする埋蔵文化財の出土品等を展示・活用して、文化財保護の強化に努めます。

- ・ 市民共有の貴重な財産を永く後世に伝えるため、中心市街地街なか再生事業と連携して旧沼田貯蓄銀行の解体移築を行い、公開活用を図ります。
- ・ 国指定重要文化財旧生方家住宅については、保存活用計画に基づき活用を図ります。
- ・ 天然記念物及び名勝「吹割溪ならびに吹割瀑」第二次保存管理計画に基づき、吹割溪の適切な保存整備を推進します。また、文化財の学習の場として、自然史資料館

(仮称)に関する調査・研究を進めます。

◆歴史的文化施設の整備

- ・ 沼田公園長期整備構想－全市野外博物館化計画－の中で、土岐家からの寄贈品をはじめとする本市にまつわる貴重な歴史資料を展示・保管し、歴史文化の拠点となる歴史博物館等の調査・研究を進めます。

◆歴史的資料の整備・活用

- ・ 市史編さん事業で収集した資料をはじめとする本市にまつわる貴重な郷土資料については、整理・保存に努め、活用に向けた基礎的な環境を整備します。



吹割の滝

第4節 交流の推進

1 地域内交流の推進

現況と課題

市民大運動会や市民文化祭、沼田まつりなど全市をあげたイベント等の開催により市民同士の交流を進めてきました。

合併後の本市の発展を図るためには、「市民が協調しながら共に暮らす」という連帯感や一体感が不可欠であり、お互いに「顔の見える関係」を築き上げることが重要となります。

広大な市域の一体性の確保と均衡ある発展を図るため、地域内交流を推進する必要があります。

施策の体系

市民交流の推進

施策の概要

◆市民交流の推進

- ・ これまで各地域で行われてきた行事を生かした交流イベントの開催や相互の情報、人的交流を支援し、新市における域内の交流・連携を促進します。
- ・ まちづくりやボランティアなどの様々な市民活動を通じて市民相互の交流を図ります。

2 都市交流の推進

現況と課題

準市民とのさまざまな情報交換や交流を行うことにより、市民だけではなく、沼田を郷土として沼田を愛する多くの人々がきずなを深め、ふるさと沼田の更なる発展を目的として、準市民登録者約3,600人に対し、市の刊行物などの送付による情報提供を行うとともに、帰郷機会と市民を交えた交流機会の創出を図るため、準市民交流会を開催しています。

今回の合併により、旧白沢村及び旧利根村の出身者を含めた今後の取組が必要となっています。

下田市との姉妹都市締結は40周年を迎え、文化・社会・経済など広範な分野での交流や両市で開催されるイベントへの相互参加など民間団体をはじめとした幅広い交流を行っています。また、小学生による海水浴やスキー体験、沼田まつりと黒船祭に併せた小中学生による交歓絵画展などを通じた交流を行っています。今後も、更に充実した交流を実施していく必要があります。

フュッセン市との姉妹都市締結は平成17年に10周年を迎え、その間、市長等の相互訪問や文化使節団の派遣などの交流を行っています。また、10周年を記念し、市長及び議長らの公式訪問団にあわせて国際交流協会による市民訪問団もフュッセン市を訪問するなど、民間交流を含め充実が図られていますが、今後も更なる交流が求められています。現在、

小中学生は絵画交流を行っていますが、次代を担う世代を対象に、幅広い交流を推進する必要があります。

利根町では、横浜市と20年程前から横浜スタジアムで開催される全日本選抜少年野球交流大会への参加などによる子どもたちの交流を、また、府中市と文化交流、商工関係団体等の交流を進めており、今後も引き続き交流を進めていく必要があります。

人口減少社会を迎える中で、文化、スポーツ、観光など人々の交流により本市を訪れる「交流人口」の増加を図ることが求められています。

高校卒業後の地域における進学機会を充実させるとともに、地域の活力、教育文化水準の向上等を図る上での中核的役割を果たす高等教育機関の誘致に向け、施策の展開を図ることは重要ですが、現在の経済情勢や少子化を考えると、巨額な費用を要する大学・短大の誘致は困難であり、それに代わる施策の展開が必要となっています。

施策の体系

準市民制度の充実
都市住民との交流
高等教育機関との連携

施策の概要

◆準市民制度の充実

- ・ 旧白沢村及び旧利根村の出身者を含めた準市民登録の促進・拡大を図るとともに、準市民制度の活用に努めます。
- ・ 準市民との直接的な人的交流を図るため、準市民の帰郷機会の拡充に努めます。

◆都市住民との交流

- ・ 姉妹都市の下田市とは、黒船祭、沼田まつりにおける両市長の訪問交流のほか市議会議員、児童生徒、老人クラブ、農業・商業関係者などあらゆる人々による文化、スポーツなどの幅広い交流を更に推進します。
- ・ 姉妹都市のフュッセン市とは、相互訪問や小中学校児童生徒の絵画交流を引き続き実施するとともに、次代を担う子どもたちや市民同士の幅広い交流を推進します。
- ・ 横浜市や府中市との幅広い市民同士の相互交流を推進します。
- ・ 地域の活性化と新たな文化を創造するため、異なった特性をもつ都市や共通課題をもつ都市との情報交換をはじめ、交流と協調を図り、まちの魅力や質を高めるよう努めます。

◆高等教育機関との連携

- ・ 川田地区に環境健康フィールド科学センター森林環境園芸農場を有する千葉大学や玉原高原に国際セミナーハウスを開設した東京大学等高等教育機関との連携を推進します。

3 国際交流の推進

現況と課題

平成11年7月に沼田市国際交流協会が設立され、全市的な国際交流の推進が図られるようになったものの、姉妹都市であるドイツフュッセン市との交流や限られた外国人との交流にとどまっており、幅広い諸外国の人々との交流を図ることが必要です。

広い視野を持ち、異文化を理解するとともに、これを尊重する態度を育成し、日本や諸外国の文化・伝統などを理解する教育を進めていく必要があります。

本市には、約400人の外国人が在住し、異なる言葉、考え方、慣習を持つ人たちと暮らしています。外国籍の方々が地域で暮らしていく上での障害を除き、安心安全な生活の中で、地域社会に参加し、力を発揮できる環境を整えて行くための理念として「多文化共生」が提唱され、外国人と日本人とが、お互いの文化や考え方などを理解し、尊重するとともに、安心して快適に暮らし、社会全体が豊かになることが求められています。

国際規模で飛躍的に情報の交流が拡大し、地域社会の様々な分野にも国際化の波が押し寄せている中で、郷土の文化を広く世界に発信するとともに、異文化に触れそれを理解し、国際文化の相互理解を一層深めることが必要です。

平成7年度から、ハワイのカメハメハスクールズとの相互交流が始まり、8月に本市中学生が訪問し、3月には同校の生徒が本市を訪問するという形で現在に至っています。交流内容も年々充実はしてきていますが、市町村合併による学校数の増加に伴う派遣生徒数の検討や交流内容のより一層の充実、カメハメハスクールズとの良好な関係の維持などが課題となっています。

施策の体系

国際交流活動の推進
外国人市民サービスの推進
中学生国際交流事業の推進
海外派遣事業の推進
国際化へ向けての学習推進

施策の概要

◆国際交流活動の推進

国際理解の促進や国際化への対応を図るため、市民の国際的知識や関心を高め、市民レベルでの国際交流の推進に努めます。

◆外国人市民サービスの推進

- ・ 在住外国人が安心して暮らしていける環境づくりを進めます。
- ・ 本市を訪れる外国人が行動しやすい環境づくりを進めるため、公共施設や案内標識などの外国語併記や生活に関するパンフレットの外国語版の作成などを行うほか、日本語を勉強する機会の提供や地域への行事への参加による交流の推進を図ります。

◆中学生国際交流事業の推進

- ・ 本市とカメハメハスクールズ双方の生徒の受け入れ体制や協力体制の整備を図り、交流内容の工夫・改善に努めます。

◆海外派遣事業の推進

- ・ 各種海外派遣事業の充実を図り、国際交流活動を推進します。

◆国際化へ向けての学習推進

- ・ 沼田ユネスコ協会で実施している、中学生を対象とした国際理解教育を支援します。

第2章

元気で安心して暮らせるまちづくり (保健・医療・福祉環境づくり)

第1節 保健医療の充実

1 疾病予防の推進

現況と課題

本市では、死亡原因の上位を占める、がん・心臓病・脳卒中の減少を目指し、老人保健法に基づく健康手帳の交付、健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導等の保健事業を実施しています。

しかし、急速な高齢化の進展や疾病構造の変化により、健康寿命の延伸が課題となっており、若い世代からの内臓脂肪の蓄積が高血圧、糖尿病、高脂血症などを招く内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）対策も今後の重要な課題となっています。

これらを踏まえ、国では生活習慣病対策と介護予防を推進する「健康フロンティア戦略」の本格実施に向けた検討に着手していますが、今後、老人保健法の改正の推移を見ながら保健、医療、福祉との連携を図り実施していく必要があります。

また、社会環境の変化による新たな感染症の予防、自殺防止や虐待防止をはじめとする心の健康づくりについても、関係機関との緊密な連携のもと効果的な事業実施が重要となっています。

施策の体系

感染症予防対策の推進
健康診査の充実
生活習慣病予防の推進
健康情報の整備充実
心の健康づくりの推進

施策の概要

◆感染症予防対策の推進

- ・ 感染症のまん延防止を図るため、予防接種法に基づく予防接種を実施し、免疫保有率の向上に努めます。

◆健康診査の充実

- ・ 健診の受診率を高め、ハイリスク者の実態を把握します。
- ・ 内臓脂肪症候群への効果的な対策を推進します。
- ・ 介護予防事業との連携を図り、健康寿命の延伸を目指します。

◆生活習慣病予防の推進

- ・ 糖尿病予防を中心とした事業を展開して、肥満、高血圧、高脂血症を予防し、内臓脂肪症候群の概念を周知しながら、生活習慣病予防を働きかけます。

◆健康情報の整備充実

- ・ 個人情報管理に万全を図りながら市民の健康づくりがより効果的に推進できるよう健康情報システムを構築します。

◆心の健康づくりの推進

- ・ 心の健康に関する相談及び教育等を通じ、正しい理解の普及に努め、地域に密着

した心の健康づくりを推進します。

2 親子の健康づくりの推進

現況と課題

妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、心身に大きな変化をもたらし、精神的にも不安定になりやすいものです。妊娠・出産に関する正しい知識の普及とともに家族や職場における妊産婦メンタルヘルスの理解の促進、妊娠期からの子育ての仲間づくりの機会の提供などの支援が必要となっています。

近年、児童虐待による乳幼児の死亡事例が多く報道されています。虐待を早期に発見できる保健福祉行政の役割は大きく、母子保健の新たな課題として積極的な活動を展開する必要があります。虐待の早期発見・早期支援、そして再発防止に向けて、母子保健の視点からの取組が必要となっています。

また、社会環境や生活様式の変化により、子どもの生活習慣リズムの乱れや、子どもの食生活の見直しが注目されています。保護者自身の健康管理を含めた乳幼児期からの食育の推進が必要となっています。

施策の体系

安心な妊娠・出産への支援
子どもと母親への健康支援

施策の概要

◆安心な妊娠・出産への支援

- ・ 妊娠中の保健指導の充実、不妊治療への支援等、妊娠・出産に関する情報の提供と支援を行います。

◆子どもと母親への健康支援

- ・ 児童虐待による死亡は、生後4か月児以下の乳児の占める割合が多いことから、生後4か月までの全乳児の状況の把握に努めます。
- ・ 育児不安や産後うつ病などの虐待予備軍、児童虐待の早期発見・早期対応を図るため、健康診査や訪問指導を行います。
- ・ 子どもの生涯にわたる健康的な生活習慣を確立するため、親子の食育の推進を図ります。
- ・ 子育てに関する相談や情報の提供に努め子育てを支援します。

3 医療体制の整備

現況と課題

すべての市民が健康的な生活を送るため、良質で適切な医療サービスを受けられる体制の整備が必要となっています。

本市は、利根沼田広域圏の中核として、病院、一般診療所、歯科診療所等の医療施設が集積しており、県の医療計画においては、病床数は充足されている状況です。しかし、小児科、産科など特定の診療科の医師不足が深刻な問題となっているため、小児や妊産婦の医療体制の維持存続が危ぶまれ、母子保健事業の実施にも支障をきたしています。

また、高齢化に伴う慢性疾患の増加や疾病構造の変化、医療技術の高度化、新たな感染症や突然の災害など多様な保健医療ニーズへの対応などが求められています。

このため、平成17年度に策定された「群馬県保健医療計画」との整合性を図り、医師

会や関係機関との協力体制を更に充実させ、医療体制の整備、拡充を推進していく必要があります。

施策の体系

- 救急医療体制の整備
- 休日急患診療の体制整備
- 小児・産科医療の充実

施策の概要

◆救急医療体制の整備

- 救急医療体制の充実を図るため、医師会や関係機関と協力し推進します。

◆休日急患診療の体制整備

- 安心した市民生活が送れるよう、医師会や関係機関と協力し、休日急患診療の体制整備を推進します。

◆小児・産科医療の充実

- 少子化の進展する中、子どもを安心して産み育てられる環境を整備するため、医師会や関係機関との連携を図ります。

4 地域保健の推進

現況と課題

高齢化や少子化が進み、地域の連帯機能が低下している中、住民組織や各種団体による健康づくり活動との連携により、市民の健康づくりを推進しています。

保健推進員や食生活改善推進員が保健事業の推進と住民の主体的な健康づくりに協力し寄与しており、社会情勢は、パート等を含めた有職者が増加し、ボランティア要素の高いこれらの組織を継承していくための支援方法

が課題となっています。

施策の体系

健康増進活動の推進

施策の概要

◆健康増進活動の推進

- 「自分の健康は自分で守る」という意識を高めるため、その活動の中心となる保健推進員の資質の向上と、地域の実情に即した活動の充実を図ります。
- 食生活面から健康増進のための意識啓発を進めていくため、食生活改善推進協議会などの関係団体との連携を図り、食に関する情報提供を行うとともに、正しい食生活の改善及び普及推進を図ります。

第2節 高齢者福祉の充実

1 生きがいがづくりの推進

現況と課題

本市の65歳以上の高齢者人口は、急速な増加を続けており、総人口に占める比率は、平成18年4月1日現在で24パーセントとなっています。平均寿命の伸長と出生率の低下により、高齢化は今後もより一層進むことが予測されます。これらのことから、高齢者が積極的に社会参加し、就業機会や生きがいを見つけることによって、経済的自立にとどまらず、身体的にも精神的にも健康で生きがいのある生活を送ることができる、豊かで生き生きとした長寿社会づくりが求められています。

高齢者が生きがいを持ち、在宅において自立した生活を送れるように外出を支援する制度として、敬老バスカードの助成及び福祉タクシー制度等を実施していますが、一般の交通機関を利用することが困難な高齢による虚弱者や要介護者などの移動制約者が、医療機関や日常生活品の買い物などに外出する場合のサービスの充実が課題となっています。

施策の体系

生きがいがづくり支援の推進
 高齢者福祉施設の活用
 移送サービスの推進

施策の概要

◆生きがいがづくり支援の推進

- ・ 家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に対して、生きがい対応型デイサービスを実施し、日常動作訓練や趣味活動などのサービスを提供し、要支援、要介護状態への進行を予防します。
- ・ ふれあいいいききサロンの活動を支援し、世代間の交流機会を提供します。
- ・ 地域におけるボランティア活動や老人クラブのより一層の育成強化を図ります。
- ・ 高年齢退職者の職業生活の充実と福祉の増進に資するため、就業に関する相談や希望に応じた就業機会を提供するシルバー人材センターの活動を支援します。

◆高齢者福祉施設の活用

- ・ 生きがいや生活の充実を求めて高まりを見せる高齢者の多様な生涯学習やサークル活動などへのニーズに対応し、高齢者に関する各種の相談に応じ、健康の増進を図るため、高齢者福祉施設の活用の促進を図ります。

◆移送サービスの推進

- ・ 敬老バスカードや福祉タクシー制度等を継続するとともに、自力歩行が困難なため一般の交通機関を利用することに支障がある高齢者等についても、医療機関への通院や日常生活品の買い物のために外出が可能になるサービスの提供を研究し、移送サービス事業の推進を図ります。



ふれあい福祉センター

2 在宅福祉サービスの充実

現況と課題

高齢化が進展する中、ひとり暮らしや寝たきりなど介護を要する高齢者が増加しており、老後に対する不安を抱える人が増えてきています。また、核家族化の進展や扶養意識の変化により、家族の介護能力の低下の問題が生じているため、介護者への過度の負担を軽減するとともに、高齢者の在宅での自立した生活が求められています。このため、要支援、要介護状態への進行を予防するための生活支援サービスと介護サービスの充実が必要となっています。

施策の体系

日常生活の支援・援助
介護サービスの充実
介護家族の負担軽減

施策の概要

◆日常生活の支援・援助

- ・ 在宅で日常生活を営むのに支障がある高齢者に対して、軽易な日常生活上の援助を行い、在宅での自立した生活の継続を可能とし、要支援、要介護状態への進行を予防します。
- ・ 寝たきりの高齢者等の快適な療養生活を図るため、日常生活用具の給付や貸与及び理髪などのサービスを提供します。
- ・ 70歳以上の高齢者を対象に、はり、きゅう、マッサージなどの施術に対する補助を行います。
- ・ 環境上及び経済的な理由により、日常生活に支障がある高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行います。

◆介護サービスの充実

- ・ 介護予防と地域密着型のサービス提供に重点を置き、介護サービスの充実に努めます。

◆介護家族の負担軽減

- ・ 1年以上にわたり、日常生活に著しい支障のある在宅の高齢者を介護する者に対し、介護慰労金を支給し、介護者の労をねぎらい高齢者福祉の増進を図ります。
- ・ おむつを必要とする在宅の寝たきり高齢者及び認知症高齢者に対し、紙おむつサービスを提供することにより、介護者及び家族の身体的労苦の軽減を図ります。

3 認知症施策の推進

現況と課題

本格的な高齢社会を迎える中で、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者も増加していくことが予想されます。地域社会において認知症高齢者等の自立生活を支えるためには、幅広い分野においての支援が必要であり、認知症に関する知識の普及、近隣住民の見守り活動、徘徊高齢者等の搜索活動や権利擁護事業等の活用により高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援する必要があります。

施策の体系

- 啓発活動の推進
- 認知症予防の推進
- 認知症高齢者の介護基盤の整備

施策の概要

◆啓発活動の推進

- ・ 認知症にやさしい地域づくりネットワーク形成事業において、ネットワーク体制の充実と広域的取組の推進を図ります。
- ・ 地域住民に対して認知症高齢者等に関する正しい理解のための広報・啓発活動を行います。

る正しい理解のための広報・啓発活動を行います。

- ・ ネットワーク活動により近隣住民の見守り活動や徘徊高齢者等の搜索活動を行います。

◆認知症予防の推進

- ・ 認知症高齢者の家族に対して、認知症予防に視点をおいた相談会、講演会の開催などを行います。
- ・ 地域支援事業として、認知症予防に視点をおいた訪問による相談、指導等を行います。
- ・ 高齢者の閉じこもりや寝たきり防止など生きがいづくりの視点に立った自立支援型の高齢者福祉サービスと連携し、認知症予防の強化を図ります。

◆認知症高齢者の介護基盤の整備

- ・ 地域密着型居宅介護サービスの整備を促進し、認知症高齢者が安心して生活できる体制を図ります。
- ・ 介護サービス事業所や介護保険施設において行う、認知症高齢者への介護予防サービスの提供を支援します。
- ・ 認知症高齢者等判断能力が不十分な人が、安心して日常生活を暮らせるように、必要に応じて金銭管理や書類の預かり等を行う地域福祉権利擁護事業の普及・推進を図ります。

4 介護保険制度の充実

現況と課題

本格的な高齢社会において、高齢者が介護や支援を必要とせずに、生き生きとした生活

を送ることができるよう、また、介護や支援が必要な状態になっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生活を送れるようにするためには、介護保険制度を含めた高齢者に対する福祉サービス全体を、公平で利用しやすく、より分かりやすいものとするシステムを構築するとともに、高齢者の生活を総合的に支援していく体制の整備が求められています。

介護保険制度が定着する一方、高齢化の進展に合わせ、要介護認定者と介護サービス費が著しく伸び、給付費財源の安定した確保が心配されています。

自立している高齢者の予防対策と要介護度が比較的軽度である人の重度化を防止する対策を推進する必要があります。

施策の体系

介護支援体制の整備
相談支援体制の整備
地域支援事業の推進

施策の概要

◆介護支援体制の整備

- 各種の保健・福祉・医療サービスや介護保険サービスが総合的に受けられるように、地域包括支援センターにおいて各種相談業務や関係機関との連絡調整を行い、在宅支援体制の機能拡充を図ります。

◆相談支援体制の整備

- 地域の要援護高齢者等の心身の状況及びその家族等の状況の実態を把握するとともに、福祉サービス利用者が抱えている介護ニーズ等を収集、分析し、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

◆地域支援事業の推進

- 要支援・要介護状態となる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化します。
- 地域包括支援センターにより、介護予防の促進と高齢者の自立支援の充実を図ります。

介護保険の実施状況（平成17年3月31日現在）

要介護等認定者数

(人)

要支援	要支援1	要支援2	要支援3	要支援4	要支援5	計
330	614	287	244	241	219	1,935

サービス受給者数

(人)

居室	施設	計
1,114	393	1,507

1号被保険者数

13,034人

資料：平成18年刊保健福祉統計年報（群馬県保健・福祉・食品局）

第3節 障害者福祉の充実

1 生活支援の充実

現況と課題

地域社会における障害者に対する理解と認識を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進が求められており、在宅で孤立しがちな障害者が社会生活の中で生きがいを見つけ、社会の一員として地域の中で暮らせるよう支援する必要があります。また、身近なところでの施設サービス、在宅福祉サービスの提供と日常生活での問題について、いつでも相談できるような体制づくりが必要となっています。

福祉作業所については、順次整備を行ってきましたが、今後も老朽化している施設などの環境整備を図る必要があります。

施策の体系

在宅生活支援サービスの充実

施策の概要

◆在宅生活支援サービスの充実

- ・ 障害者のスポーツ、社会・文化活動の参加機会の拡大に努めます。
- ・ 市民の福祉に対する理解を深めるため講演会を開催するなど、活動への参加意識の高揚を図り支援体制の充実に努めます。
- ・ ホームヘルプサービス事業をはじめ在宅福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 障害を有する乳幼児の早期療育療養を図るため、関係機関と連携して、指導員体制

の充実など心身障害児通園施設の充実を図ります。

- ・ 在宅の重度心身障害者等を対象とするデイサービス事業を更に充実させるため、施設整備、指導員体制等の充実を図ります。
- ・ 老朽化している福祉作業所の施設整備について検討します。
- ・ 地域で利用しやすい施設の整備を進め施設サービスの充実を図ります。

2 社会参加と自立支援

現況と課題

景気は回復傾向にあるとはいうものの、障害者の就業は困難な状況であり、すべての人々が社会に参加し、生きがい、やりがいをもって生活を送れるよう障害者の就業機会の拡大を図っていくことは、重要な地域課題となっています。

現在3か所の福祉作業所で職業指導を行っていますが、なかなか就労につなげていくことが困難な状況であり、地域での就労の場の確保など一層の対策を講じていく必要があります。

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者が、共同生活をする住居において、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を受けることができる環境の整備が求められています。

施策の体系

雇用と就労の安定
自立支援の推進

施策の概要**◆雇用と就労の安定**

- ・ 事業主をはじめ、多くの市民に啓発運動を行い、障害者の雇用と就労の安定を図ります。
- ・ 公共職業安定所、県障害者雇用促進協会との連携のもと、各種助成制度の活用を図

ります。

- ・ 福祉作業所、職親制度を活用した職業指導の推進を図ります。
- ・ 福祉作業所については、入所が長期化したり、新たな需要も見込まれることから、その機能の充実、強化を図ります。

◆自立支援の推進

- ・ 障害者の就業、職業自立のために教育、訓練の場の提供を図ります。
- ・ 知的障害者、精神障害者を対象にグループホーム、地域ホームの支援を行います。

第4節 子育て支援の推進**1 保育環境の充実****現況と課題**

本市には、児童福祉施設として公立保育園が6園、私立保育園が4園あり、それぞれが特色ある保育を行っています。

しかし、近年の女性の社会参加、ひとり親世帯の増加により、少子化に反比例する形で保育園の需要が年々高まっていることから、保育園に不足が生じ、慢性的に入園待機者が生じている状況にあります。

また、保護者の就労形態の多様化により、通常保育に加え、延長保育や一時保育、病後児保育など様々な保育サービスへの対応が必要とされています。

このことから、利用者ニーズに対応するため、保育サービスの充実と質の向上を図る必

要があります。また、保育の安全と児童の快適な保育環境を確保し、待機児童を解消するために老朽化が進んでいる施設の改修や新設を検討する必要があります。

施策の体系

保育サービスの充実
保育施設の整備

施策の概要**◆保育サービスの充実**

- ・ 保護者が安心して就労できる子育てしやすい環境整備のため、延長保育や一時保育、病後児保育等多様な保育サービスの充実を図ります。
- ・ 利用者の保育ニーズに対し、細やかな対応ができるよう保育サービスの質の向上に努めます。

- ・ 少子化により子どもの減少が顕著であるにもかかわらず、保育園に対するニーズは年々高まっていることから、今後、保育園と幼稚園の連携、さらに幼保一元化の取組について検討を行います。

◆保育施設の整備

- ・ 保育園の需要の高まりに対応し、児童の安心、安全で快適な保育環境を確保するために、老朽化している施設の改修、改築及び移転による新設などについて民間活力の活用も含め検討します。

2 子育て支援の充実

現況と課題

核家族化や少子化の進行に伴い、子育て中の専業主婦等の育児不安が指摘されており、共働き家庭だけでなく、すべての家庭を対象とする支援の充実が求められています。

また、教育費等の子育て費用の増加により、家計における経済的負担の割合が増大するなど、子育てをしにくい状態が生じています。

このことに加え、近年の離婚率の上昇により、ひとり親家庭が急増していること、また、子どもを取り巻く環境の変化により、子どもが犯罪に巻き込まれる危険性が高まっていることなど様々な面において安全安心して子育てできる支援が必要となっています。

施策の体系

子育て支援環境の整備
ひとり親家庭の福祉の推進
地域ぐるみの子育てへの支援
児童相談窓口の充実
相談事業の拡充

施策の概要

◆子育て支援環境の整備

- ・ 家庭における子育ての支援及び子育てに関する経済的支援並びに相談体制の強化を図ります。

◆ひとり親家庭の福祉の推進

- ・ 離婚率の上昇により急増している母子家庭への就労支援等を行います。また、父子家庭に対する助成の検討を行います。

◆地域ぐるみの子育てへの支援

- ・ 子どもを犯罪等の被害から守るために、安全な遊び場の確保や関係機関との連携による防犯に取り組みます。

◆児童相談窓口の充実

- ・ 子育て不安の解消や、問題行動の早期発見のため、専門知識を有する家庭児童相談員の配置など家庭児童相談室の体制を強化します。

◆相談事業の拡充

- ・ 複雑化する諸問題に対応するため、要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関との協力体制の強化を図ります。

第5節 社会保障制度の充実

1 生活困窮者への支援

現況と課題

長引く経済不況、高齢者世帯の増加、核家族化の進行等によって、生活保護の延べ人数や支援額は増加傾向にあります。

誰でも安心して生活できるように生活相談・支援を進めていますが、市民の一層の自助努力を促すとともに適切な生活相談・生活支援の措置を推進する必要があります。

施策の体系

生活相談と支援の充実

施策の概要

◆生活相談と支援の充実

- ・ 情報の収集を常に心がけ必要な人に必要な援助を提供できる体制の充実を図ります。
- ・ 民生児童委員や医療機関などとの連携を図り、生活援助の推進を図ります。
- ・ 自立支援プログラムを活用し、被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、それぞれの類型ごとに取り組むべき自立支援の具体的内容及び実施手順等を定め、これに基づき個々の被保護者に必要な支援を実施し、自立助長を図ります。

2 国民健康保険制度の健全運営

現況と課題

国民健康保険制度は、社会保険等へ加入していない人が加入する地域保険として、国民皆保険制度の基礎となる制度です。法定7割の給付のほか、任意給付として出産育児一時金、葬祭費、人間ドック助成があり、地域医療の確保と住民の健康、福祉の増進に大きな役割を果たしていますが、高齢社会の到来と疾病構造等の変化によって、厳しい財政運営が予測されます。給付費の支出となる医療受診を抑制することにより、被保険者の負担を軽減できるため、健康づくりへの関心を高め、健康増進の施策をより充実させるとともに、収納率の向上など、事業の健全運営に努める必要があります。

施策の体系

啓発活動の推進
財政の健全化
給付の適正化

施策の概要

◆啓発活動の推進

- ・ 被保険者の疾病予防と健康増進の啓発のため、保健事業、広報活動を一層充実します。

◆財政の健全化

- ・ 収納率向上のため、口座振替制度の一層の利用を促進するとともに、相互扶助制度

の理解浸透を図って、より実効性のある滞納者対策を講じます。

◆給付の適正化

- ・ 被保険者資格の適正化や医療費の適正化に努めます。
- ・ 疾病の早期発見・早期治療や健康保持のため、人間ドックの周知を徹底し、内容の充実に努めます。
- ・ 出産育児一時金や葬祭費など任意給付金の周知と充実に努めます。

3 老人医療制度の充実

現況と課題

本格的な高齢社会を迎え、慢性疾患の増加や疾病構造の変化などにより老人医療費が急増しているため、在宅医療の推進等が課題となっています。

現在、国によって老人医療制度の新たな仕組みが検討されており、平成20年度には、広域連合を保険者として、スケールメリットを生かした新しい制度創設も予定されており、その推移を見ながら対応を図る必要があります。

施策の体系

老人医療の拡充

施策の概要

◆老人医療の拡充

- ・ 現行制度を維持しながら、新たな制度への対応を図ります。

4 福祉医療費助成制度の充実

現況と課題

福祉医療費は、地方単独事業として位置付けられ、国民健康保険の被保険者の1パーセント以上に対して現物給付方式として助成しているため、国民健康保険事業への国庫負担金の減額が行われており、慎重な対応が必要です。

経済的、身体的弱者への市の中心的支援事業として、市民ニーズと公平な視点に立った検討が課題です。

施策の体系

福祉医療費の助成

施策の概要

◆福祉医療費の助成

- ・ 現行の給付を継続し、制度の拡充についても検討します。

5 国民年金事業の充実

現況と課題

国民年金は他の公的年金とともに、全国民を対象とした老後の生活を支える社会保障制度として重要な役割を果たしていますが、少子高齢化が加速する中、将来の年金運営の厳しさの予想などから、若者を中心とした未加入者、未納者の増加によって将来の健全な年金運営は厳しい状況となっています。

このため、国の年金制度改革に対応して市民に年金制度を正しく理解してもらえよう、

広報などを通じて周知・啓発を図るとともに、未加入者の解消及び保険料未納者に対する納入促進をする必要があります。

施策の体系

啓発活動の推進

施策の概要

◆啓発活動の推進

- ・ 未加入者の解消及び保険料未納者に対する納入促進をするため、国との連携を密にして年金相談や広報活動の充実により、年金制度の啓発に努めます。

第3章

自然にやさしくひとにやさしいまちづくり（環境づくり）

第1節 循環型社会の創造

1 資源循環型ごみ処理の推進

現況と課題

国においては、廃棄物処理法に基づく基本的な方針を改正し、循環型社会構築に向けて、廃棄物の排出抑制を押し進めるとともに、廃棄物となったものについて環境負荷の低減に配慮し、再使用、再生利用、熱回収など可能な限り循環的な利用を徹底することを掲げています。このことに対応しながら、ごみ減量に向けた普及啓発やリサイクルシステムの確立、適正な最終処分と施設の安定稼働等に取り組む必要があります。

現在、沼田市外二箇村清掃施設組合と利根東部衛生施設組合の二つの組合において、ごみ・し尿の中間処理を共同処理し、効率性を高めています。

将来的には利根沼田地域における共同処理を目指し、効率的な廃棄物処理システムの構築を図ることが必要となっています。

施策の体系

廃棄物の減量化と資源化の推進
効率的な収集体制の確立
塵芥中間処理の推進
し尿中間処理の推進
最終処分場の整備

施策の概要

◆廃棄物の減量化と資源化の推進

- ・ ごみの減量化や分別に対する市民意識の高揚を図るため、周知・啓発を推進します。
- ・ ごみの分別徹底を行い、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動の推進を図ります。
- ・ ごみ処理経費とその負担のあり方について調査・検討します。

◆効率的な収集体制の確立

- ・ 直営及び民間委託による効率的な収集体制を確立します。

◆塵芥中間処理の推進

- ・ 国の基本方針である循環型社会構築に向け、排出抑制を押し進め、さらに環境負荷の軽減に向けた事業推進を行います。

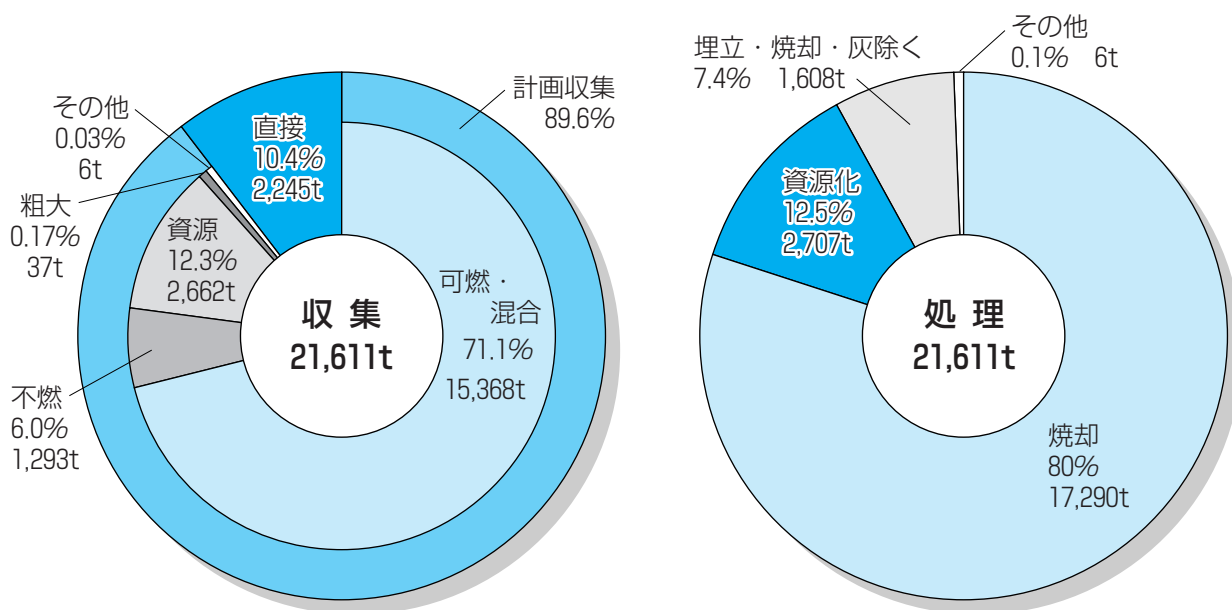
◆し尿中間処理の推進

- ・ 現有施設の安定稼働を図るとともに、利根東部衛生施設組合の施設が老朽化していることから、その早期解決を図ります。
- ・ 中間処理については、二つの組合での処理となっているため、適正な維持管理を行うとともに、更なる効率化を図るため早期の統合を目指します。

◆最終処分場の整備

- ・ 現有最終処分場の適正な維持管理を強化します。
- ・ 沼田市外二箇村清掃施設組合で予定している最終処分場建設の円滑な推進と資源のリサイクル施設の新設により環境負荷の少ない最終処分を行います。

ごみ収集量と処理



資料：平成16年度群馬県の廃棄物

2 省エネルギー化の推進

現況と課題

地球温暖化防止に関する京都議定書の発効を踏まえ、地球温暖化対策の推進がわが国の喫緊の課題であることから、各分野におけるエネルギー使用の合理化を一層進めるため、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）」が平成17年に改正されました。

この改正によって、産業部門や運輸部門における省エネ対策の強化がなされますが、住宅・建築物分野についても一層の省エネ措置が求められます。

省エネ対策はわが国が最優先で取り組むべきものとして位置付けられている状況を踏まえ、本市においても市有施設の省エネルギー化に率先して取り組む必要があります。

施策の体系

公共施設の整備・改善

施策の概要

◆公共施設の整備・改善

- 市有施設の整備・改善を行う際には、可能な限り省エネ基準（「建築主等の判断の基準」）に適合するよう設計を行います。

3 新エネルギーの利用促進

現況と課題

風力発電、太陽光発電、太陽熱利用、バイオマス発電等は、新エネルギーとして、わが国が積極的に導入促進を図るべき政策的支援対象と位置付けられており、クリーンエネル

ギーとして注目を集めています。

発電所を核に地域活性化を図るとともに、自然エネルギーの確保や地球環境の保全に配慮する有意義な事業として国が推進する「ハイドロバレー計画開発促進調査」が、平成15年度から16年度にかけて本市において行われ、「横塚町・柳町発電所立地環境調査報告書」として取りまとめられました。

この調査結果を踏まえ、河川管理者、水利権、漁業権等関係機関との協議及び調整、事業化による費用対効果、有益性についての的確な解析を行う必要があります。

また、他の自然エネルギーの確保や利活用についての研究を進める必要があります。

施策の体系

新エネルギー導入の検討

施策の概要

◆新エネルギー導入の検討

- 「横塚町・柳町発電所立地環境調査報告書」の概略調査を踏まえ、ハイドロバレー計画の実用化に向けて、課題の整理、建設費、維持管理費等について検討を行います。
- 自然エネルギーの確保や利活用についての研究を行います。

第2節 生活環境の向上

1 環境対策の推進

現況と課題

近年、市民の環境に対する関心の高まりから平成15年に環境基本条例を制定し、平成16年には市民が健康で文化的な生活を将来にわたって確保できるように沼田市環境基本計画を策定しました。

しかし、年々環境に対する市民の苦情件数は激増しています。公害に関する情報収集に努め監視活動を強化するとともに良好な環境づくりのための環境啓発事業を展開し、市民、事業者と一体になって環境基本計画に基づく施策を推進していく必要があります。

施策の体系

環境保全意識の高揚
公害抑制対策の充実
化学物質による汚染の情報収集

施策の概要

◆環境保全意識の高揚

- 環境保全のためには、一人一人が環境への関心を持つことが必要であり、イベントなどの啓発活動により環境意識の高揚を図ります。

◆公害抑制対策の充実

- 環境騒音や自動車騒音測定を定期的に実施し、騒音の影響が著しい場合においては関係機関と協力して改善策を講じます。

- ・ 関係機関と連携し、公害防止監視パトロールを強化するとともに環境基本計画の施策を推進し、公害の未然防止を図ります。

◆化学物質による汚染の情報収集

- ・ 市内河川の水質の状況を継続的に把握するため水質検査を定期的の実施し、安全な水の確保に努めます。
- ・ 化学物質による環境汚染に関する情報収集に努め、市民の健康で快適な生活を確保します。

2 環境衛生の推進

現況と課題

ごみの減量化及びリサイクルの推進、不法投棄対策の強化等を図ることを目的に「沼田市環境保健協議会」に対し、衛生行政事務及び環境保健推進業務を委託していますが、更なる保健衛生思想の普及と組織強化を図る必要があります。

し尿の適正処理、公衆トイレの衛生的な整備、維持管理を行い、公衆衛生並びに生活環境の向上に努める必要があります。

本庁管内に設置されている4か所の公衆トイレについては、全体的に老朽化が著しく建て替えの検討が必要となっています。

施策の体系

環境衛生の充実
公衆トイレの整備

施策の概要

◆環境衛生の充実

- ・ ごみの減量化及びリサイクルの促進等において、「沼田市環境保健協議会」は重要な協力住民組織であり、更なる組織強化及び役員、会員の意識の向上を図ります。
- ・ 「沼田市環境保健協議会」に対し、衛生行政事務委託及び環境保健推進業務委託を行い、更なるごみの減量化及びリサイクルの促進、不法投棄対策の強化及び市民意識啓発活動の推進を図ります。

◆公衆トイレの整備

- ・ 「森林文化都市」のイメージにふさわしい、統一性を持ったトイレの整備と衛生的な維持管理に努めます。

第3節 緑豊かな快適空間の創出

1 河川の保全と整備

現況と課題

本市には、利根川・片品川を大動脈として、各河川が葉脈のように張りめぐらされており、防災や首都圏の水がめとして重要な役割を担っています。

治水、利水を目的とした河川整備を行うとともに、自然を生かした川づくりとしてうるおいのある水辺空間や、地域の風土や文化を反映させた個性豊かなものが求められています。

緑豊かなまちを形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般についての課題や問題に対しての将来計画目標として平成12年度に「沼田市緑の基本計画」を策定しました。

市街地には、かつては生活用水として利用されていた由緒ある城堀川が流れており、その整備については市民の関心が非常に高いことから、順次、緑地としての整備を進めておりますが、完成後の維持管理については住民との協働による作業の推進が課題となっています。

施策の体系

河川の保全と環境整備

施策の概要

◆河川の保全と環境整備

- ・ 出水時における河川氾濫を防ぐとともに、

河川を市民の憩いの場として活用できるよう、その方策について検討します。

- ・ 市街地を流れる由緒ある城堀川の整備や緑地の拡張整備等を推進し、市民に身近な水辺としての活用を図ります。
- ・ 城堀川沿線を樹木や花による緑化の推進を図ります。
- ・ 住民との協働により、良好な緑地の維持を図ります。
- ・ 公共下水道等の普及により水質の浄化が図られた際には、河川水の利活用を検討します。
- ・ 温湯川沿線の整備を検討します。

2 公園・緑地の整備

現況と課題

緑豊かなまちを形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般についての課題や問題に対しての将来計画目標として平成12年度に「沼田市緑の基本計画」を策定しました。

公園や緑地は、日常生活を営んでいく上での憩いとやすらぎの場として、また、防災や地球環境上の観点からも欠かすことのできないものです。

本市の平成17年における公園・緑地の整備状況は、都市公園16か所・270,995平方メートル、緑地等5か所・22,800平方メートルが整備供用されていますが、都市公園の都市計画区域内市民1人当たりの面積はまだまだ少



沼田公園

ない状況にあります。今後は「緑の基本計画」の整備目標達成に向け事業の推進を図る必要があります。

また、沼田公園については平成4年に策定した「沼田公園長期整備構想」及び平成12年に策定した「沼田公園整備基本計画」に基づき市民の憩いの場、歴史や文化を体験できる場及び地域のシンボルとなる観光拠点、また、沼田城址としての特性を踏まえて歴史的文化遺産を掘り起こし、その保存と活用により歴史的要素を持った総合公園として再整備の推進を図る必要があります。

施策の体系

公園・河川緑地等の整備

施策の概要

◆公園・河川緑地等の整備

- ・ 市民に身近な公園を「沼田市次世代育成支援行動計画」及び「群馬県ひとにやさし

い福祉のまちづくり条例」等に基づき、幼児から高齢者まで誰もが安全・安心して利用できる広場・緑地等の整備・再整備の推進を図ります。

- ・ 計画段階から住民意見を取り入れ、工事の一部を住民の手で実施する等により、完成後の利活用の向上を図るため、住民との協働による公園づくりを推進します。
- ・ 地域の公園は自分たちの手で運営するという意識の醸成に努め、地域住民やボランティア等による自主的な管理の推進に努めます。
- ・ 「緑の基本計画」の整備目標達成に向け、事業推進を図ります。
- ・ 沼田公園を歴史的要素を踏まえた総合公園として整備するための更なる研究を行います。また、誰もが利用できる公園として、既設トイレの整備を図ります。

3 山林の保全と整備

現況と課題

本市の森林については、木材関連産業の構造的不況や林業従事者の不足などから、行き届いた管理がされていない状況にあります。

このような状況に対処するため森林の間伐・下草刈りの整備を行い、森林の自然環境の保全と整備に取り組んでいく必要があります。

施策の体系

市民と自然がふれあう環境の整備
山林の保全
河岸段丘の整備

施策の概要

◆市民と自然がふれあう環境の整備

- ・ 森林文化都市沼田として森林の多機能性の認識、森に親しみ楽しさを実感してもらうことを目的とし、森林の整備を実施します。

◆山林の保全

- ・ 住民、企業及びボランティアの参加による森林整備を実施し、田園風景の維持と森林づくりに対する意識の高揚を図ります。

◆河岸段丘の整備

- ・ 河岸段丘の山林等の整備を行い、身近な自然景観を修復し、美しい河岸段丘の維持・保存に努めます。



市民植樹祭

第4節 美しい景観の形成

1 景観形成の推進

現況と課題

旧沼田市及び旧白沢村においては、景観形成基本計画を策定し、その具現化を図るための景観条例等の検討を行ってきましたが、制定には至っておりません。

本市においては、豊かで多彩な自然環境や田畑、集落などの風景といった素朴で情緒的な景観形成がなされていますが、近年、都市化の進展等により、道路沿線の広告物の氾濫、田園風景の喪失など、良好な景観を損なう要因が増加しつつあり、早急な景観形成方策を行う必要があります。また、今回の合併により、全市的な景観形成に向けた検討を行う必要があります。

人が暮らすまちには、住み続けたいと思える快適さとやすらぎが求められます。まちの骨格となる道路、良質な住宅、まちを彩る緑、まちの価値を高める景観など、まちを形づくる要素が整っていることが大切であり、そのためには、まちのルールを定め守っていくことが必要です。

農村風景には昔ながらの自然の心地よさを感じられ、家々を取り囲む屋敷林や生け垣などが自然の風景に溶け込んでいます。

利根川の流れと河岸段丘、美しい山並みに囲まれた緑の大地に特徴づけられる沼田らしい景観を守り育み、自然界から送られた美しい景観を次世代への財産として継承していくことが必要です。

施策の体系

- 景観意識の高揚
- 市街地の景観・環境の整備
- 集落地域の景観・環境の整備

施策の概要

◆景観意識の高揚

- ・ 白沢村及び利根村との合併により、全市的な景観計画の策定をはじめ、景観形成に向けた検討を行います。
- ・ 景観法による景観行政団体や景観条例等の制定について引き続き検討を行います。

◆市街地の景観・環境の整備

- ・ 中心市街地で電線類の地中化、街路灯の整備、植栽などを推進するとともに、「ゆるやかな和」を基調とした景観形成に努めます。

◆集落地域の景観・環境の整備

- ・ 沼田台地斜面緑地の自然の保全と活用、周囲の山並みを活用した景観の形成を推進します。
- ・ 集落地域の田園風景の保全とそれを生かした景観の形成を推進します。

2 緑化の推進

現況と課題

本市では、緑豊かなまちを形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化推進まで緑全般についての課題や

問題に対しての将来計画目標として平成12年度に「沼田市緑の基本計画」を策定しました。

緑の効用は、大気や水質の浄化、野生生物の生息地、生活環境の保全、レクリエーションの場、災害の軽減、更に都市の景観に彩りを添え、暮らしの快適性を高める等多様であり、都市の形成、歴史、生活環境、人々の暮らし等とも深い関わりを持っています。この緑の重要性を市民一人一人が認識し、市民、事業者、行政が互いに協力し合って、緑のまちづくりを推進していかなければなりません。

しかしながら、本市の市街地は都市公園や寺社の境内樹林が目立つ程度であり、今後、幹線道路や住宅地、商業地の緑化や良好な緑を有する市街地周辺の緑地の保全が課題となっています。

花いっぱい運動の気運を展開し、豊かな環境、美しい景観づくり、住みよいまちづくりを推進する必要があります。

施策の体系

市街地緑化の推進

花いっぱい運動の推進

施策の概要

◆市街地緑化の推進

- ・ 住民や事業者が実施する緑化事業を支援します。
- ・ 都市公園や緑地等で緑化に関するイベントを開催し、緑化やボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ・ 市街地の幹線道路を住民・事業者・行政の連携により緑化を推進します。
- ・ 市街地周辺の斜面について、永続的な緑の保全を図るため緑地保全地区等の指定を検討します。
- ・ 緑の基本計画に基づく緑化施策の展開を図ります。

◆花いっぱい運動の推進

- ・ 花いっぱい運動の広報啓発活動を充実させるとともに、花の苗の配布及び各地域における実践活動と気運を一層盛り上げていきます。

第4章

安心安全で機能的なまちづくり (都市基盤・生活環境づくり)

第1節 快適な土地利用の推進

1 計画的な土地利用の推進

現況と課題

合併による市域の拡大により、国土利用計画法及び群馬県国土利用計画に基づき、市土の適正かつ合理的な利用と市域の均衡を確保するため新たな沼田市国土利用計画の策定や、都市計画区域の拡大を検討する必要があります。

また、昭和52年に都市計画法に基づく用途地域の指定を行いましたが、都市の現況変化等で新たな用途地域の指定、拡大や変更等の必要性が生じています。

現在、都市計画図等は紙ベースで管理されていますが、今後電子自治体の推進により都市計画に関する各種情報が一元的に管理できるGISシステムに移行しようとしており、群馬県においても市町村への都市計画基礎調査などの委託事務に関してデジタルデータの提出を求めているため、デジタルデータ化を推進する必要があります。また、将来的には、庁内での情報共有や市民へのインフォメーションとしての整備を図る必要があります。

施策の体系

計画的な土地利用の確保

施策の概要

◆計画的な土地利用の確保

- 合併による市域の拡大により、公共の福祉を優先させる原則を踏まえ、恵まれた自然を損なうことなく、文化と伝統を継承し

た沼田市国土利用計画を策定します。

- 合併による市域の拡大により、都市計画区域の拡大や用途地域の見直し等を視野に入れた沼田市計画マスタープランを策定します。
- 合併による市域の拡大により、都市計画区域拡大を検討し、効率的な都市形成を目指します。
- 都市の現況の変化、産業等の動向により地域の実情に合わせた新たな用途地域等の指定、変更等あるべき土地利用の誘導を図ります。
- 都市計画図、用途図、地形図等のデジタルデータ化を推進します。

2 土地対策の推進

現況と課題

民間開発計画はバブル崩壊後減少しています。しかしながら、小規模な宅地開発などは、市内各所で継続していることから、今後も土地利用関係法令や開発指導要綱に基づき、適切な指導により住みよいまちづくりの実現を図る必要があります。

長引く不況により、地価は引き続き下落傾向を呈しています。そのため、大規模な土地取引も減少していますが、今後も国土利用計画法や地価公示法に基づき、地価動向には十分注意を払っていく必要があります。

土地改良事業などによる大規模な面的整備は概ね進ちよくしたことから、全市的な国土調査

事業を推進し、土地行政全般の合理化、効率化を図る必要があります。

施策の体系

土地対策の推進
国土調査の推進

施策の概要

◆土地対策の推進

- ・ 無秩序な民間開発事業を防止するため、一定の基準を定めて規制を行うとともに、

開発事業の適切な施行と良好な生活環境を確保することにより安全で住みよいまちづくりの実現を図ります。

- ・ 国土利用計画法及び地価公示法に基づく地価適正化対策の継続的推進を図ります。

◆国土調査の推進

- ・ 公共物の管理合理化や公租公課の公平化、境界紛争の防止など、土地行政全般の効率化を図るため、全市的な国土調査の計画的な実施を推進します。

第2節 ユニバーサルデザインの推進

1 快適な生活環境の整備

現況と課題

最近の公共施設においては、障害者や高齢者をはじめ、すべての人に配慮した施設整備の傾向にあります。既存施設においては、十分なものとは言えない状況にあります。

障害者の社会参加を促進するため、また、すべての人にやさしい環境を整備するため、ユニバーサルデザインによる整備・改善に積極的に取り組む必要があります。

施策の体系

公共施設の整備・改善

施策の概要

◆公共施設の整備・改善

- ・ ユニバーサルデザインによる施設整備を進めるとともに、ユニバーサルデザインによるサービスや施設運営などを行い、ハード・ソフトが一体となった環境整備を推進します。
- ・ 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の移動等円滑化基準に適合するよう、公共施設等の改修を行い、可能な限りバリアフリー化の実現に努めるとともに、新たな公共施設については、ユニバーサルデザインによる整備を進めます。

第3節 交通施設等の整備

1 道路網の整備

現況と課題

本市の道路網は、関越高速自動車道、国道17号・国道120号・国道145号、主要地方道・一般県道を骨格として、市道3,894路線、道路延長1,377キロメートル（平成17年度末）で形成されています。また、都市計画道路については、12路線が計画決定をされています。

広域的道路網の整備については、骨格と成す国・県道の整備促進と調査検討について、国及び県に働きかけていく必要があります。国道17号沼田バイパスに関しては、促進期成同盟会等を通じてバイパス整備延長や早期4車線化の要請を行い、国道120号椎坂バイパス整備事業については、市町村合併課題でもあり、促進に努めるとともに、地域活性化のために一体となった関連事業の整備が必要となっています。

また、都市計画道路など幹線道路を中心に骨格道路として、広域的道路とのアクセスに配慮できる優先度の高い路線から計画的に整備を推進し、周辺町村と連携した道路網を形成していく必要があります。少子高齢化社会に対応した安全性や快適性を重視した道路整備が望まれています。

生活道路網の整備については、歩行者に配慮した幹線と幹線を結ぶネットワークの道路整備を引き続き推進する必要があります。

市街地及び新興住宅地についても狭隘な道路が多く、計画的な改良を行う必要があります。

す。

土地改良事業や都市計画事業による新設道路、市民からの寄付行為によるものなど認定道路の延長、路線数とも毎年増加しており、この維持管理は膨大なものとなっています。

除雪対策については、委託を中心に行っており、主要な幹線を主に除雪を実施しています。また、冬期の歩道は、積雪及び車道除雪に伴う堆雪により、歩行に支障を来すなど、安全面でも問題となっており、安全で快適な冬期歩行者空間の確保が課題となっています。

パトロール、一斉点検、地域からの要望や連絡により、道路の維持補修対応を行っていますが、体制的にも限界があることから、方法等を含め検討が必要となっています。

施策の体系

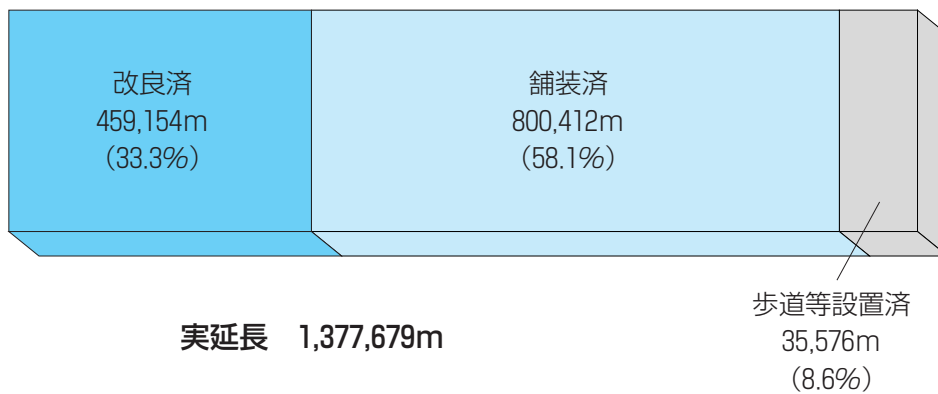
広域的道路網の整備
生活道路網の整備
維持管理の推進

施策の概要

◆広域的道路網の整備

- ・ 広域的幹線道路整備との連携を図りつつ、綾戸バイパスまでの整備延長、また、暫定2車線の早期4車線化など国道17号沼田バイパスの整備促進について、国等に要請を行います。
- ・ 国道120号椎坂バイパス整備事業の促進をはじめとして、広域的な幹線道路の整備を進め、地域活性化の推進、周辺町村との連絡性の向上を図ります。

市道の整備状況（平成18年3月31日現在）



- ・ 広域的幹線道路とのアクセスに配慮できる優先度の高い路線として、都市計画道路3・3・1環状線の整備を進め、市街地環境に見合った快適な道路網の形成を図ります。

◆生活道路網の整備

- ・ 市街地と市内各地域を結ぶ道路網の整備を進め、円滑な交通の確保を推進します。
- ・ 市民生活に最も身近な生活道路については、地域の実情に配慮しながら、危険箇所の解消を図るとともに、通学路などにおける歩道整備や街路灯の設置による、安全で快適な生活道路の形成に努めます。

◆維持管理の推進

- ・ 老朽化した舗装や機能低下した道路施設などの点検・補修を計画的に進めます。
- ・ 除雪（排雪）については、体制の整備を図るとともに、除雪機械の更新を計画的に行い、市民の安全、生活道路の確保に努めます。
- ・ 冬期歩行者空間確保の取組として、「雪みち計画」を策定し、歩道除雪機械を購入し、地域住民との協働体制の下一体的に進めます。

2 人にやさしい道の整備

現況と課題

西を利根川、南を片品川、北を薄根川に削り取られた河岸段丘により、街が上下に分断され、沼田における風土や文化に大きく影響を及ぼしています。

これにより、本市の道は歩行を妨げられ、移動手段が自動車中心となったことにより、自動車の普及が加速した要因となっています。そのため、自動車中心の道の整備が進められ、歩道の未整備、狭い幅員など、歩く人が危険で歩きづらい道が多くある現状となっています。

これらを解消し、自然や環境と共存していくには、公共交通の利用を促進するとともに、歩行支援対策を図り、これからの少子高齢社会に対応した安心安全でゆとりある生活を実現するため、歩く人にやさしい、歩いて楽しいまちづくりを進める必要があります。

施策の体系

- 歩道の整備
- 歩行者支援施設の整備

施策の概要

◆歩道の整備

- ・ 市民が安心して歩き、憩える場として、地域の実情に配慮しながら歩道の整備を推進します。

◆歩行者支援施設の整備

- ・ 子どもから高齢者や障害者まで、誰もが歩いて生活できる環境を形成するため、歩行者空間のバリアフリー化に努めるとともに、歩くこと自体を楽しむことができるような歩行環境の改善などを推進します。
- ・ 「歩いて暮らせるまちづくり」構想の具現化を図ります。

3 公共交通機関の充実

現況と課題

市内を運行するバス路線は、バス運行事業者に運行を委託しているものが8路線と高速バス前橋線及び近隣の村の主体による運行の2路線があります。

各路線とも、利用者は減少傾向にあり、特に少子化に伴い通学利用が減少しています。これから高齢化が進む中で、交通弱者の対策を踏まえながら、公共交通の維持に努め、市民の足を確保することが必要です。

今後のバス運行費の増加は必至ですが、中長期的な視野に立ち、全体の見直しも並行的なバス路線の維持に努める必要があります。

また、地域の要望を踏まえ、交通空白地域の対策について検討していく必要があります。

施策の体系

公共交通機関の充実

施策の概要

◆公共交通機関の充実

- ・ 公共交通サービスの充実に向けて、都市間バスや市内のバス路線の維持に努めます。
- ・ 現行バス路線について、更に利用しやすい形態を検討します。
- ・ 高齢社会への対応を踏まえ、既存路線、広域路線など公共交通の在り方について抜本的な検討を進めます。
- ・ 中心市街地の整備とも関連して、市街地へのアクセス確保や市街地内循環などを目的とする新たなバス路線の導入について、その必要性の是非を含め検討を進めます。

第4節 市街地整備の推進

1 中心市街地の整備

【現況と課題】

中心市街地においては、商業の衰退と人口の郊外への流出が著しく、いわゆる空洞化が進行しています。そのため、歴史と文化のある中心市街地の再生を目指し、土地区画整理事業により、中心市街地の改善を図るとともに、商業・交流等の施設の導入を図り魅力ある中心市街地を創造するため、平成10年度に「沼田市中心市街地活性化基本計画」を策定し、事業を進めています。

地元権利者による「沼田市中心市街地活性化の会」が結成され、安全で安心して住めるまちを目指し、まちづくりに必要な計画・街並みの統一などの話し合いが進められています。中心市街地活性化と街なか再生のため、事業進捗のスピードアップが必要となっています。

施策の体系

街なか再生の推進

施策の概要

◆街なか再生の推進

- ・ 中心市街地の活性化のために、地域住民・行政・商工会議所が一体となって事業推進を図ります。
- ・ 市民はもちろん本市を訪れる人々にやさらぎとうるおいを与え、にぎわいに出会えるような都市景観の整備と活気に満ちた中心市街地づくりを進めます。
- ・ 街の活性化のために、核施設（にぎわい

の核、やさしさの核)の整備を進めます。

- ・ 商業の活性化のためには、商工会議所をはじめ関係機関の組織強化が必要であり、市として必要な援助の検討を行います。

2 周辺市街地の整備

【現況と課題】

尾瀬の玄関口として活況を呈していたJR沼田駅は、近年のモータリゼーションの進展やライフスタイルの変化など、さらには都市基盤の整備が遅れたことにより、本来の交通結節点としての機能が低下し、駅舎等の老朽化などと相まって年々公共交通機関の利用者数は減少しています。

このような状況に対処するため、平成12年9月に地域住民との協働により「沼田駅前広場整備事業基本計画」を策定し、その計画に基づき、平成17年度までに駅前ロータリーとコミュニティスポット2か所の整備が完了しました。

今後も、利根沼田の玄関口としての機能性、快適性、地域性等を兼ね備えた駅前地域を目指すため、駐車・駐輪場、駅舎、せせらぎ広場等の早期完成が図られるよう事業を推進していく必要があります。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、駅及びその周辺の一定地域について、整備推進を図る必要があります。

施策の体系

沼田駅前広場整備の推進



中心市街地

施策の概要

◆沼田駅前広場整備の推進

- ・ 駅前広場の交通ターミナルとしての機能強化を図ります。
- ・ 利根沼田の玄関口としての景観形成を図ります。
- ・ パークアンドライドシステムの実現を図ります。
- ・ 歩く人にやさしく歩いて楽しいまちづくりの拠点としてのバリアフリー化を図ります。
- ・ 駅利用者の利便性の向上を図り、公共交通機関の利用者数の増加を図ります。
- ・ 安心安全で機能的なまちづくりを目指し、中心市街地の活性化と調和のとれた一体的な整備を図ります。

第5節 良好な住環境の創出

1 快適な住宅環境の整備

現況と課題

本庁管内の市営住宅は、最も古いものが昭和29年に建築されたもので、15団地（管理戸数：366戸）のうち既に12団地が耐用年数を経過しており、これらの団地の老朽化が著しくなっています。

平成15年3月に「沼田市営住宅ストック総合活用計画」が策定され、この中で建て替え事業の年次計画が定められています。当該計画に沿った建て替えを計画的に推進していく必要があります。

また、修繕費が市営住宅の老朽化のため増加傾向にあり、修繕を行っても抜本的な住宅の質の改善は困難となっています。

今後の住宅政策の指針とするため、旧沼田市で平成10年度に「沼田市住宅マスタープラン（HOPE計画編）」を策定しました。この中で基本的施策として、沼田の特性を生かした住まい・まちづくりを推進することが定められており、速やかに具体的な事業着手を行う必要があります。

利根町管内の公営住宅は、過疎対策の一環として、子育て世帯の定住促進のため整備されてきましたが、沼田市住宅マスタープランの中に位置付けて計画的な整備・改善を図っていく必要があります。

施策の体系

公営住宅の整備・改善
地域の特性を生かした住まいづくりの推進

施策の概要

◆公営住宅の整備・改善

- 市営住宅の建て替え計画を含めた本市の住宅政策全般について、沼田市住宅マスタープラン・沼田市営住宅ストック総合活用計画などの上位計画を適宜見直し、計画的な住宅政策の展開、市営住宅の建て替え事業及び過疎対策事業の一環としての市営住宅建設事業の推進を図ります。

◆地域の特性を生かした住まいづくりの推進

- 街なか再生事業の進展に合わせ、国庫補助制度や地域住宅交付金制度の活用を図りながら、街並み環境の整備を通じて、本市の特性を生かした住環境づくりを図ります。

第6節 地域防災の強化

1 災害に強い都市基盤の整備

現況と課題

災害時における避難場所等の確保と施設の安全性については、先の新潟県中越地震で再確認されたところであり、避難施設等の耐震性の調査等について検討する必要があります。

地震の発生や、台風・集中豪雨による風水害、また、がけ崩れなどが起こる可能性は常に有しており、災害に強いまちづくりの観点から、都市基盤の整備や防災空間の確保を進めていく必要があります。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が平成17年に改正され、10年後に死者数及び経済的被害額を半減（中央防災会議「地震防災戦略」）させるために、緊急かつ最優先に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、死者の88パーセントが家屋等の倒壊による圧迫死であることが報告されています。また、昭和56年以前に建築された耐震基準を満足しない戸建住宅が、既存ストックの51パーセントにものぼることが国土交通省により推計されています。

耐震改修促進法に基づき国が策定した基本方針において、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率については、現状の75パーセントを平成27年までに90パーセントに引き上げることが目標として定められています。

昭和56年以前に建築された戸建住宅を対象とし、このうち耐震性能を満足しないものについて、速やかに耐震改修を実施する必要があります。

施策の体系

安全都市基盤の整備
建築物の耐震化の推進

施策の概要

◆安全都市基盤の整備

- ・ 安全なまちづくりを行う観点から、避難場所の見直しや施設の確保を図ります。
- ・ 災害物資の輸送路また避難経路の確保として橋りょう等重要構造物の耐震性を高めるなど、災害に強い道路の整備を図ります。
- ・ 落石などの道路交通に障害を及ぼす恐れのある各種要因について防災施設の整備を推進します。
- ・ がけ崩れ災害が発生する危険性の高い地域は、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定し、地形や地質に適した工法による急傾斜地崩壊防止工事を施すなど、危険箇所の対策を計画的に促進します。

◆建築物の耐震化の推進

- ・ 本市の既存住宅の耐震化率を90パーセントまで引き上げるため、スクリーニング（ふるいわけ）として耐震診断を行い、新耐震基準に適合しない場合には、適合させるために必要な耐震改修がなされるよう推進策を検討します。

2 消防・防災の推進

現況と課題

安全な暮らしを守るためには、消防・防災の推進を図る必要があります。特に、消防体制の整備については、従来から消防団詰所や消火栓、防火水槽等の消防施設・設備等の整備の強化を図るとともに、消防団員の確保と適正配置について分団の再編等を行う中でその充実を図り、さらに、広域消防との緊密な連携の下に消防力の強化を図ってきました。今後においても、引き続き消防施設・設備の整備を行うとともに、消防団における団員確保など消防力の強化を図る必要があります。

防災体制については、災害対策基本法に基づく地域防災計画を策定し、地域における防災体制の確立を図ることとされていることから、本市においても「沼田市地域防災計画」を策定し、防災体制の整備を図ってきました。今後も、時代の要請等を踏まえた上で、「沼田市地域防災計画」の見直しを行うなど、防災体制の整備を図る必要があります。

施策の体系

消防体制の充実
防災体制の充実

施策の概要

◆消防体制の充実

- ・ 消防施設等については、今後も引き続きその整備を図ります。
- ・ 合併後における消防組織については、地域の実情等を踏まえ再編を図ります。

◆防災体制の充実

- ・ 沼田市地域防災計画に基づき、防災体制の強化を図るとともに、地域住民が参加する地域防災訓練や広報紙等による啓発活動を通して防災に対する認識を高め、防災意識の高揚を図ります。
- ・ 防災拠点施設の整備を図ります。
- ・ 防災情報等伝達システムの整備を図ります。

3 防犯対策の充実

施策の概要

従来の防犯対策活動は、犯罪が発生しにくい環境づくりを行うために、防犯協会の構成員としての活動や防犯灯の設置、防犯灯電気料の補助を行う中で、地域住民の安全確保と犯罪防止を図ってきました。

しかしながら、近年の治安情勢は、窃盗、車荒らしなどの軽犯罪や強盗・殺人などの凶悪犯罪の多発、更に、犯罪の低年齢化など犯罪を取り巻く環境は極めて憂慮すべき状況となっています。このような状況の中で、市民総ぐるみによる防犯活動を目的とした「沼田市安全なまちづくり推進条例」を平成18年3月に制定し、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会づくりに取り組んでいます。

また、地域においては、「地域の安全は地域で守る」といった意識の下防犯ボランティア（自主パトロール隊）が発足し、地域住民への防犯知識の普及や地域での防犯抑止活動が展開され、防犯に対する意識の高揚と安全確保を図っています。

今後の防犯活動については、引き続き地域組

織や防犯ボランティア及び関係機関・団体等と連携を図り、防犯意識の啓発・高揚と防犯抑止を図る活動を行う必要があります。

施策の体系

防犯活動の充実

施策の概要

◆防犯活動の充実

- ・ 地域住民の安全確保を図るため、防犯灯の設置及び電気料補助について引き続き実施します。
- ・ 安全で安心なまちづくりを推進するため、地域の防犯活動等への支援等を積極的に行います。

第7節 消費者保護の推進

1 消費者の保護・育成

現況と課題

近年の消費生活は、商品やサービスの多種・多様化により、豊かで質の高いものとなっていますが、その一方で、販売競争の激化に伴う誇大広告・宣伝や複雑化している契約に関するトラブルをはじめ、商品の安全性や品質など様々な問題が発生しています。

消費者問題への対応は、消費者と事業者と行政が一体となって取り組んでいく必要があります。とりわけ消費者が自らの目でものを見分け、自らの力で自主的・合理的な消費生活の実現を目指して行動することが重要になっています。

そのための行政の役割として、商品、サービス及び取引に関する正しい知識の普及や多様化する消費生活に関する的確な情報を提供していく必要があります。また、複雑多様化する消費生活から消費者を保護するため、相

談体制の充実を図る必要があります。

施策の体系

消費者の保護

消費者団体の育成

施策の概要

◆消費者の保護

- ・ 消費生活に関する資料の充実を図るとともに、広報などを通じて消費者情報の提供に努めます。
- ・ 消費生活に関する各種講座などを通じて、消費者の教育と啓発を図ります。
- ・ 商品表示適正化のための立ち入り検査を行います。
- ・ 複雑多様化している消費生活相談や苦情に適切に対処していくため、相談窓口及び苦情処理体制の強化など、消費生活相談制度の充実を図ります。

◆消費者団体の育成

- ・ 消費生活の改善活動を行っている消費者

団体の育成を図るとともに、その活動を支援します。

2 消費生活センターの充実

現況と課題

平成9年10月に「沼田市消費生活センター」を開設し、これまで市内をはじめ利根郡内及び近隣町村の住民の相談を受付けています。

相談内容は、商取引の変化に伴い多様化してきているため、消費生活センターの充実・強化を図るとともに、利用しやすい施設の整備が必要となっています。

施策の体系

消費生活センターの充実

施策の概要

◆消費生活センターの充実

- ・ 相談員の確保を図ります。
- ・ 相談事業、情報提供、指導啓発の充実を図ります。
- ・ 利用しやすい施設の整備について検討します。

第8節 交通安全の充実

1 交通安全対策の推進

【現況と課題】

交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和45年に交通安全対策基本法が制定され、関係機関が一丸となって交通安全対策を強力に推進してきた結果、死者数はほぼ横ばいを示しているものの、事故件数、負傷者数は年々増加しています。

事故件数が増加していながら死亡者数が増加していないことは、メーカーによる自動車の安全対策、とりわけエアバックやABSの普及等が起因と考えられ、事故件数を減少させるためには更なるドライバーの交通安全教育の強化や安全対策の推進を図る必要があります。

交通事故による犠牲者の減少を図るために

は、子どもや高齢者に特に配慮しながら、通学路などの生活道路を中心に交通安全施設の整備を推進していく必要があります。

施策の体系

交通安全思想の普及
道路交通環境の整備

施策の概要

◆交通安全思想の普及

- ・ 「第8次沼田市交通安全計画」を策定し、交通の安全に関する施策を推進します。
- ・ 交通弱者であるお年寄りや子どもを交通事故から守るため、参加・実践型交通安全教育を推進します。
- ・ 交通指導員による街頭指導や警察・関係

団体と協力して事故を減少させるための広報活動を推進します。

◆道路交通環境の整備

- ・ 事故多発地点については、警察並びに関係機関の協力を得て、事故防止対策を講じます。

- ・ 学校や幼稚園付近の市道に歩道がない場合において、グリーン帯の設置を推進します。
- ・ 道路標識、防護柵、道路反射鏡、道路照明灯などの交通安全施設の新設及び更新を計画的に推進します。

第9節 上下水道の整備

1 上水道の整備

現況と課題

本市の上水道は、大正14年に給水を開始し、順次拡張工事を行い現在に至っており、上水道区域外においても簡易水道・小水道を整備し、給水をしています。

上水道においては、施設の老朽化が進行しているため、維持修繕・施設改修・老朽管の布設替え・漏水調査を実施する必要があります。

住宅地化、商業工業地化、工業団地等の進行に対応するため、送・配水施設を計画的に整備する必要があります。

管路管理に対応するため水道台帳の一層の充実・整備を図るとともに、安全な水を供給するため、更に水質検査の徹底を図る必要があります。

簡易水道の上水道への統合については、施設の有効活用や安定した経営形態の確立を図るため、検討・推進を図る必要があります。

簡易水道についても、老朽化が進んだ施設が多く、計画的な整備・改修の必要があります。

住宅化が進行している地域において、水需要に合わせた水源を確保する必要があります。

施策の体系

水源の確保
上水道経営の効率化
簡易水道の整備

施策の概要

◆水源の確保

- ・ 将来の水需要予測を踏まえた中で一層の水源確保を図ります。

◆上水道経営の効率化

- ・ 浄水施設の維持修繕・施設改修及び送・配水施設の整備については、財政推計を考慮しながら計画的な実施を図ります。
- ・ 水道台帳については、管路管理の効率化を図るためより一層の整備を進めます。
- ・ 安全な水の供給を図るため監視体制の充実を図り、水質検査実施体制の整備を行います。
- ・ 歴史的経過や地域特性などを考慮しつつ、経営の効率化による安定した水道事業体を築くため、簡易水道の上水道への統合

について検討・推進します。

◆簡易水道の整備

- ・ 水需要に合わせた計画的な施設整備を行います。
- ・ 老朽化が進行している施設については、計画的な改修整備を行います。
- ・ 常に経営の効率化に努力し、安全で安定した水道水の供給に努めます。

2 下水道（汚水）の整備

現況と課題

生活排水等による河川の汚濁が進み、公衆衛生の向上及び生活環境の改善を図るため、下水道事業を進めています。公共下水道事業では全体計画の計画人口に対する整備率は44パーセントとなっており、農業集落排水事業では基本構想の計画21地区のうち、8地区が整備され、1地区が整備中となっています。また、公共下水道等の整備対象区域外については、合併処理浄化槽の設置に対する補助を行い、下水道の整備を推進しています。

下水道の整備については、建設に期間と多額の費用が必要であり、維持管理についても年々経費が増加することから、財源の確保や計画的な整備を図る必要があります。また、下水道施設の老朽化に伴い、改善を図る必要があります。

施策の体系

下水道事業経営の健全化
水洗化促進と広報活動
小規模下水道等の整備
合併浄化槽の整備

施策の概要

◆下水道事業経営の健全化

- ・ 下水道事業の建設費の見直しや維持管理費の削減等を行い経営の健全化を図ります。

◆水洗化促進と広報活動

- ・ 日常的な水洗化向上の取組及び広報活動を推進します。

◆小規模下水道等の整備

- ・ 沼田市流域関連公共下水道区域以外については、農業集落排水事業をはじめとして効率的で効果的な方法により整備を進め、市内全域の下水道化に努めます。

◆合併浄化槽の整備

- ・ 公共下水道等の整備対象区域外については、合併処理浄化槽の設置を推進するとともに、適正な維持管理の普及に努めます。

第10節 雨水対策の推進

1 下水道（雨水）の整備

現況と課題

都市化の進展により、農地等が開発され、雨水の地中への浸透能力が衰退しています。

市街地では、雨水排水処理の流末排水路が少なく、市内の一部で家屋への浸水被害が発生しています。

下水道（雨水）計画に合わせて道路排水能力の機能強化を推進していく必要があります。

施策の体系

雨水排水の整備

施策の概要

◆雨水排水の整備

- ・ 下水道（雨水）の整備計画に合わせて道路側溝の強化を図り浸水被害の防止を図ります。
- ・ 集中豪雨の際、頻繁に浸水被害がおこる区域を優先して幹線の整備を行い、既存の水路、側溝を接続させ、被害を防止し、安心して暮らせる環境衛生の改善を図ります。

第5章

活力を創造するまちづくり (産業づくり)

第1節 農業の振興

1 農業経営基盤の強化

現況と課題

農家数は、平成12年から平成17年までの5年間に約2パーセント減少、販売農家数では約20パーセント減少しており、また、専業農家数は約1パーセントの微増ですが、第一種兼業農家数は、約31パーセント減少している状況です。

農業の担い手不足や従事者の高齢化等のため、遊休農地が増加して生産基盤は脆弱化しており、土地利用型農業においては経営規模の拡大が進展していないため、農産物の生産量が減少しており、農業経営基盤の強化を図る構造改革が急務であり、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立に向け、意欲と能力のある多様な担い手の育成・確保に取り組む必要があります。

また、Uターン、Jターン、Iターンなどの受入態勢を整備して就農者を確保するとともに、意欲を持つ兼業農家や女性及び高齢農業者それぞれが能力を発揮できるような対策によって、兼業農家、女性及び高齢農業者を含めた地域営農体系の充実を図る必要があります。

さらに、農村の有する多面的機能（国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の継承等）を維持することも課題となっています。

豊かな自然環境や美しい景観、伝統文化にふれあうことができる農村への関心が都市住民の中で高まり、ふるさとを求める人が多くなって

きていることから、農山村の持つ魅力や価値を理解してもらうとともに農村の振興を図るため、都市との交流を促進していく必要があります。

施策の体系

多様な担い手の育成確保
都市と農村交流の推進

施策の概要

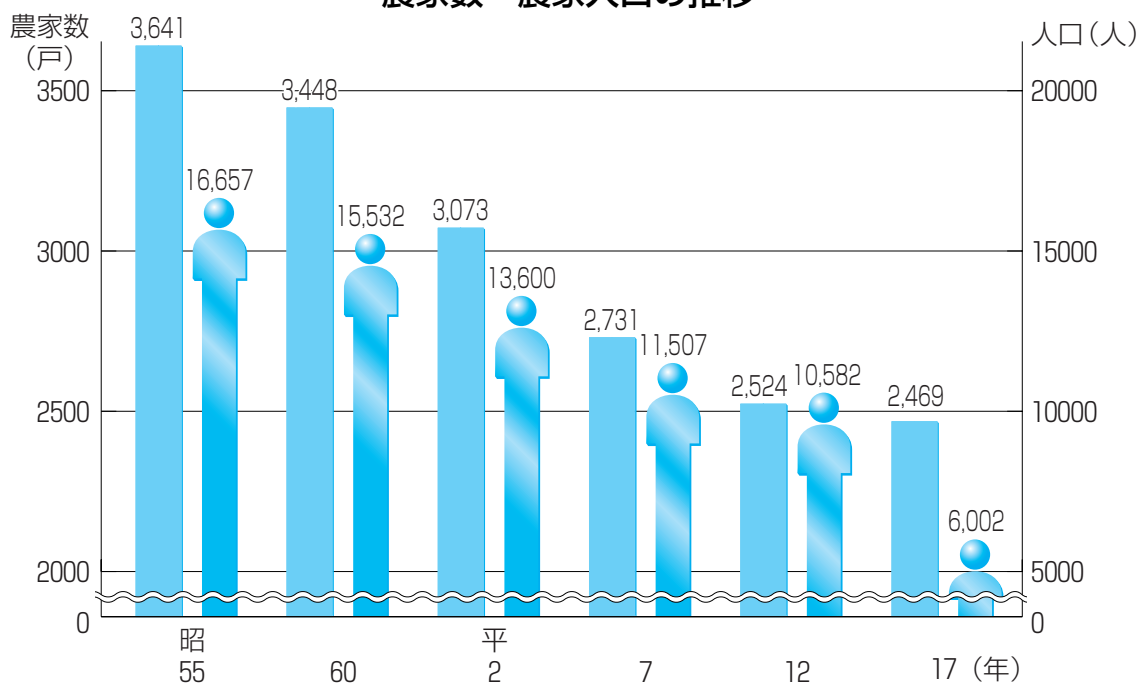
◆多様な担い手の育成確保

- ・ 農業に本格的に取り組もうとする意欲ある「認定農業者」を増やし、低利融資や税制優遇等により規模拡大等経営への支援を充実して、育成・確保を推進します。
- ・ 団塊世代の退職者等を含めたUターン、Jターン、Iターンの受入態勢の整備や、新規就農者の確保に努めるとともに、兼業農家、女性及び高齢農業者等の活動を支援して、幅広い人材による地域営農体系の整備を促進します。
- ・ 地域営農体系の確立のため、農作業受託組織及び集落を基礎とした営農組織等の育成と法人化を推進し、生活研究グループ等自主参加組織の育成及び活動への支援を行うなど、多様な担い手の育成確保に努めます。

◆都市と農村交流の推進

- ・ グリーンツーリズム等による都市住民との交流は、地域に新しい付加価値をもたらすため、観光等他産業との連携と民間との協働により都市住民に農村で活動する機会

農家数・農家人口の推移



資料：農林業センサス

を提供して、都市と農村の交流活動を促進します。

- 魅力ある美しい農村づくりや地域活性化を実現するため、農村の有する豊かな自然、伝統、文化等を再認識し、田園空間の保全、基盤の整備を実施し、都市住民との交流を促進します。

2 農業生産基盤の整備

現況と課題

農業経営者の高齢化や担い手不足、中山間地域として不利な生産条件の農地が多数を占めることから、遊休農地や耕作放棄地が増大しつつあり、国土保全や環境問題のためにも、地域の営農体系に適した生産基盤の形成が求められて

います。また、農村では、少子高齢化や混住化の進行に伴う集落機能の低下が懸念されています。

このため、農業の重要な生産基盤である農地や農業用水等の基盤を整備し、農地の効率的利用と保全管理のため、意欲ある担い手への集積を促進し、耕作放棄地を防止するとともに、優良農地確保のため計画的な土地利用の推進が必要です。

一方、昼夜の寒暖差が大きいため、多様な農作物が栽培され、また、首都近郊の地理的条件から観光果樹園が多数存在しており、合併によって大規模な土地利用型農業が行われている地域も増加し、多様な農業経営がみられます。輸入農作物の増加や産地間競争が激化する中で、中山間地域としての栽培条件を生かし、消費者ニーズに対応した付加価値の高い農業生産方式

を確立する必要があります。

農業は自然の生態系を生かした営みとして、水源のかん養や国土の保全に大きな役割を果たしていますが、近年、土づくりの減退や環境負荷の増大が懸念されるようになってきており、本来の自然循環機能を発揮していくため、環境と調和した持続的な農業を推進する必要があります。

施策の体系

- 生産基盤の整備
- 高付加価値農業の推進
- 自然循環機能の維持増進

施策の概要

◆生産基盤の整備

- ・ 農業委員会と連携の下、国や県の事業等を活用して、遊休農地の発生防止、解消に努めるとともに、地域の合意に基づく計画的な土地利用によって、多様な担い手への農地集積を促進し、優良農地を確保するため、農業振興地域整備計画に基づき計画的な土地利用を推進します。
- ・ 面的整備に至らない地区については、農作物の品質向上や維持管理経費削減等により、農業経営の負担軽減が図られるよう線的事業の導入により道路、水路等の整備を進めます。

農道舗装については、面整備済の地域でも未舗装路線が多く、緊急度や財政事情、建設コストを考慮して、環境との調和を図りながら、事業を進めます。

- ・ 中山間地域における耕作条件の不利を緩和し、農地の維持保全と多面的な機能を維持増進するため、継続的な農業生産活動へ

の取組を支援します。

◆高付加価値農業の推進

- ・ 地域の栽培条件を生かした野菜や工芸作物については、関係機関との連携による新規作目の開拓や、施設栽培による付加価値の高い作物の生産とブランド化を強化して、適地作物の産地化を推進します。
- ・ 果樹栽培については、首都圏域内としての地理的条件や栽培環境を生かして、果樹品目の拡充や観光資源との有機的な結合を図り、多様で広範な観光農業の展開を推進します。

◆自然循環機能の維持増進

- ・ 化学肥料や農薬の使用を軽減し農業生産活動に伴う環境負荷の低減を図る環境に配慮した持続性の高い農業生産方式を検討して、地域に存在する有機質資源の利活用を推進します。
- ・ 農地や農業用水等の資源について、食料生産や多面的機能の発揮の基盤として、農業者だけでなく、地域住民を含めた多様な主体の参画によって適切な保全管理を行う地域の共同取組を促進します。

3 農産物流通の推進

現況と課題

市場を中心とした大量消費・大量販売を前提としたシステムが流通の主流を占める中で、安全で安心な農産物を求める消費者による、産地表示をはじめ生産履歴や地産地消への取組に対する関心が次第に高まりつつあります。

消費者が安心でき、生産者である農家にもメリットのある農作物の販売・供給のための取組

と、消費者と生産者双方の信頼関係の構築が重要です。

施策の体系

販路の拡充

施策の概要

◆販路の拡充

- ・ 流通システムと連携しながら、農家の経済活動としての利益を確保しつつ、地域に対する意識の高揚と消費者の農業に対する理解を深めるため地産地消への取組を推進します。
- ・ インターネット等を活用し、農産物等の情報を発信するとともに、農産物加工や直売等による農業経営の多角化を推進し、消費者ニーズに即した農産物の生産・販売を促進します。

4 農村生活環境の整備

現況と課題

農村における人口の減少や高齢化が進展する中で、また、地形的にも急峻な山、沢に囲まれており、集中豪雨や台風、地震、豪雪等の自然災害、更には有害鳥獣の出没などにより不安な生活を抱えています。

また、本市はかつていたるところに桑畑があり、鞍部の水田と織りなす独特の田園風景が見られました。養蚕業の衰退に伴い果樹栽培が盛んになり、今では県内でも有数の果樹栽培地域になっており、農産物を買求める人々が訪れています。

生活環境保全に対する規制強化は、都市部のみならず農村地域においても社会的な流れである一方、高品質な農作物生産のため、農業用資



南郷の曲屋

材の使用は増加する傾向にあります。農村地域の良好な自然環境を保全し、居住環境に配慮した農業への取組が必要となっています。

施策の体系

快適で安全な農村生活の確保
 田園景観に配慮した基盤整備
 の実施
 農業公害対策の推進

施策の概要

◆快適で安全な農村生活の確保

- ・ 災害や有害鳥獣出没の予測や的確な情報

の伝達といった対策とともに、防災施策等の整備が一体となった施策が必要であり、治山・治水対策、農地防災対策、農地保全対策、鳥獣対策等の施策を推進します。

◆田園景観に配慮した基盤整備の実施

- ・ 養蚕に依拠した伝統的な農村文化と利根川源流域の豊かな田園空間を地域来訪者に紹介するとともに地域内外に広く発信します。

◆農業公害対策の推進

- ・ 農村生活環境の健全な向上のため、農業公害の発生を防止する取組や、農業用廃棄物の適正な処理を推進します。

第2節 林業の振興

1 林業基盤の整備

現況と課題

近年の林業については、林業の担い手不足や木材の市場性の問題など根深い構造的な問題を抱えており、これを打開していくため、育林や除伐・間伐などの積極的な実施や就業環境の整備などに取り組み、適正な森林施業を計画的に行うことが求められています。

施策の体系

担い手の確保と組織の強化
 優良材の生産体制の確立
 森林施業の効率化

施策の概要

◆担い手の確保と組織の強化

- ・ 林業従事者の福利厚生の充実、安全・衛生の促進、技術・技能の向上のための支援を行うとともに、現制度の充実を図り、更に担い手を確保すべく研究し、推進します。

◆優良材の生産体制の確立

- ・ 植林された森林の除間伐を推進し森林の健全な保全管理を目指し、林道整備を行い、林業施業を支援します。

◆森林施業の効率化

- ・ 林道の整備と高性能林業機械の組み合わせによる低コスト・高能率な作業システムの整備・普及を推進します。

2 林産物の振興

現況と課題

従来、森林は、人間と共生関係にあり、私たちの生活に様々な恵みをもたらし、林産物の利用を通して身近な存在でした。しかし、輸入木材による長期的な国内木材価格の低迷や生活様式などの変化により、人々の心から森林が遠ざかりつつあります。

これら林業の構造的問題の解消と林業経営の安定化を図るため、公共事業における地元産材の利用をはじめとする森林資源の需要を拡大していく必要があります。

施策の体系

森林資源の活用

施策の概要

◆森林資源の活用

- ・ 公共施設等の地場産木材の活用、木質化内装品の活用推進を図るとともに、木材の消費拡大を推進するため、より一層のPRを行い、林業の活性化を図ります。また、地域の特性を生かした木製品や林産物の生産・販売の拡大を推進します。

3 森林の保全

現況と課題

森林は、水源かん養機能や山地災害防水機能、人間の精神的、肉体的な健康の増進に寄与する保健文化機能、生活環境の悪化を防止する生活環境保全機能及び木材、きのこ、薬草、動物な

どを持続的に生産する木材等生産機能など多面的な働きがあります。しかしながら、国内木材価格の低迷による採算性の問題、農村の過疎化、林業従事者の高齢化などにより、林業生産活動が停滞し、必要な手入れや利用が行われないまま放置される森林が多くなり、公益的機能の持続が難しい状況となっています。

一方、近年は地球温暖化問題や自然との共生志向から森林に対する期待が高まっており、森林がもたらす計り知れない公益的機能により日常生活が支えられていることを認識し、森林づくりの重要性と果たすべき役割について考えるとともに行動し、森林の保全を推進する必要があります。

施策の体系

森林の公益機能の増進

施策の概要

◆森林の公益機能の増進

- ・ 森林の公益的機能をより上昇させるための森林整備と土砂災害の防止及び水源のかん養を行う治山事業を推進します。

第3節 水産業の振興

現況と課題

本市の漁業は利根川とその支流における内水面漁業です。水産資源の適正維持を図りながら、観光・レクリエーション機能を生かした内水面漁業の振興が必要です。

施策の体系

内水面漁業の振興

施策の概要

◆内水面漁業の振興

- ・ 減少が懸念される魚種を含めた水産資源の適正維持を図るとともに、観光・レクリエーション機能を生かした漁場の活性化を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

第4節 商業の振興

1 経営基盤の強化支援

現況と課題

本市の商業の状況は、商店数、従業者数、年間商品販売額とも減少傾向にあります。これは、郊外型ショッピングセンターや専門店などの出店、また、市外への消費者の流出などが考えられ、商業環境が大きく変化しています。これに対応していくためには、魅力ある商業店舗の形成を図る必要があります。

商工会議所等と連携して経営診断や経営指導を実施していますが、基調となるのは、商業者ごとの個人レベルの経営努力であり、市や商工会議所等は、バックアップ体制づくりとその充実を図っていく必要があります。

施策の体系

経営の支援

組織、人材の育成・支援

施策の概要

◆経営の支援

- ・ 中小商業者の近代化・合理化を促進するため、融資制度の拡充を図るとともに、商工会議所等との連携の下、経営診断や経営指導の充実を図ります。
- ・ 各種の振興組合活動やイベントへの支援を行うとともに、共同受注、情報発信などソフト面を含めた中小小売業の組織化・共同化を促進します。

◆組織、人材の育成・支援

- ・ 魅力と特色のある商業の創出のため、県及び商工会議所、商工会等と連携し、商業

商店数・従業者数・年間商品販売額

項目	調査年	実践	対前回
商店数 (店)	平成14年	970	増減数 △52
	平成16年	918	増減率 △5.4%
従業者数 (人)	平成14年	5,235	増減数 △376
	平成16年	4,859	増減率 △7.2%
年間商品 販売額 (万円)	平成14年	9,890,042	増減額 △805,497
	平成16年	9,084,545	増減率 △8.1%

資料：商業統計調査

振興組織や経営に意欲のある経営者、創業者などの育成・支援に努めます。

2 魅力ある商店街の整備

現況と課題

モータリゼーションの進展に伴い、消費者の市外流出や郊外型ショッピングセンターの進出による新たな商業核の形成などにより、既存商店街に空き店舗などが目立ち、消費者離れが進んでいます。

このような状況から、消費者を引き戻せる、また、まちを訪れる人も魅力を感じる商店街の形成が急務となっています。

施策の体系

商店街の整備
観光客の誘致

施策の概要

◆商店街の整備

- ・ 商工会議所、商工会をはじめ、地元商店街と連携しながら、各商店街の活性化とにぎわいづくりを支援します。
- ・ 街なか再生事業と連携し、商店街の再生と活性化を促進します。

◆観光客の誘致

- ・ 各種イベントの開催や名物・名産品の開発などにより、市街地への観光客の誘客を図ります。



沼田まつり

第5節 工業の振興

1 地場産業の振興

現況と課題

平成11年度から「群馬県ふるさと伝統工芸士」の認定が行われ、平成14年11月、市内の群馬県ふるさと伝統工芸士の紹介の場等として「沼田ふるさと館」を設置しました。今後も沼田固有の伝統ある工芸品や新たな工芸品を制作する人材や企業を支援・育成するとともに、市民に市内の群馬県ふるさと伝統工芸士を紹介していく必要があります。

市内各業界に対して企業体質改善、経営合理化等を促進するための補助金を交付し、経営の近代化等の推進を図っています。業界から企業に対し、直接経営の診断やアドバイス等を行うことで、経営の安定化を目指しています。

平成9年度に「沼田市地域産業技術改善費補

助金」、平成14年度に「沼田市産学共同研究費補助金」を創設し、中小企業における新製品・新技術の開発意欲増進を図るとともに、地域産業の活性化に努めています。

ISOの認証取得は、環境問題が叫ばれている中、企業も環境に対して配慮した経営が求められており、国際基準の認証取得について啓発・誘導を進めています。

施策の体系

伝統工芸の育成・支援
経営の近代化
製品等の開発機能の強化
企業の育成・支援

施策の概要

◆伝統工芸の育成・支援

- ・ 沼田固有の伝統ある工芸品や新たな工芸

品を制作する人材や企業を引き続き支援、育成し、地元の風土に根ざした伝統工芸のノウハウの維持保存を図っていきます。

◆経営の近代化

- ・ 経営の構造的変化に対応するために、継続して業界等に対する事業を実施します。
- ・ 生産設備の近代化及び経営の合理化を促進するため融資制度の充実等に努めます。

◆製品等の開発機能の強化

- ・ 各種支援制度を引き続き活用し、中小企業に対し新製品・新技術の開発意欲等を促進し、企業の活性化を図ります。

◆企業の育成・支援

- ・ 環境にやさしい企業の育成・支援に引き続き努めます。

2 工業基盤の整備

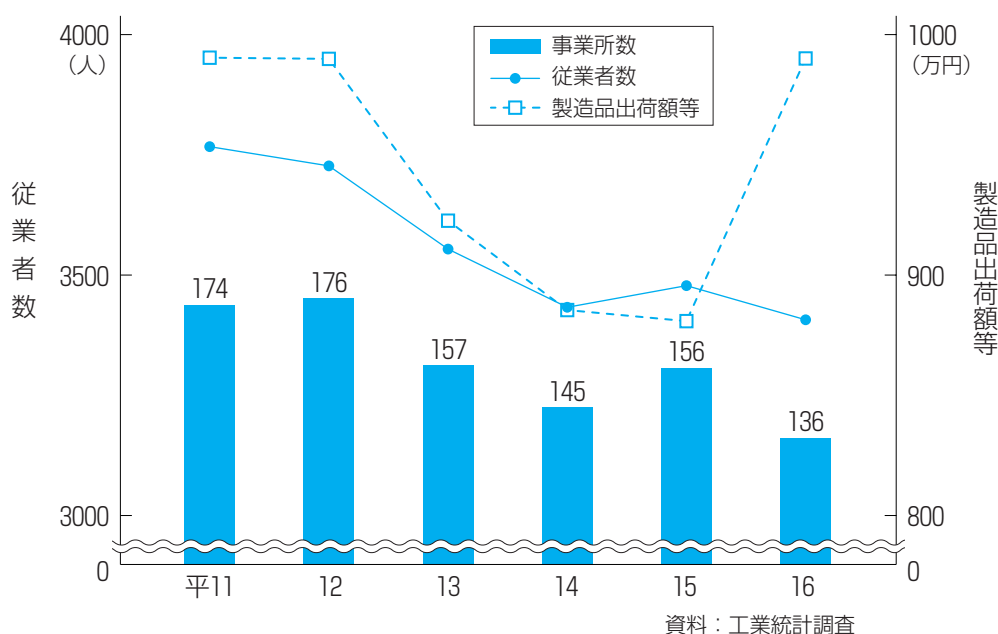
現況と課題

長年の懸案である横塚生品農工地区については、企業を誘致するためにも工業団地の整備が必要条件ではありますが、多額な整備費用や採算性が課題となっています。

市民意識調査においても、「労働環境・雇用」は重要度が高く、重点施策としての期待が大きくなっています。企業誘致を行うためには、ハード面である工業団地の整備はもちろんのこと、企業の情報収集が大切であり、企業の動向を把握するため、企業誘致専門嘱託員を配置し、企業訪問や各種企業誘致説明会等へ参加するなど、情報収集に努めています。

沼田市企業誘致推進条例に基づき、企業に優遇措置を講じています。現状では既存企業に対する税制面の優遇措置が行われています

事業所数・従業者数・製造品出荷額等の推移



が、引き続き税制の優遇措置制度を維持し、企業の負担を軽減することが企業誘致の推進には重要となっています。

施策の体系

立地環境の整備
優良企業の誘致
優遇措置の充実

施策の概要

◆立地環境の整備

- ・ 雇用創出、税収の確保等において、市の活性化につながる企業誘致は重要課題であり、横塚生品農工地区における立地環境の

整備を推進します。

- ・ 地元企業の効率的な操業環境の整備を促進します。

◆優良企業の誘致

- ・ 誘致活動のあらゆる手法を検討し、常に企業の動向を調査把握するとともに、本市の地域性に配慮しながら企業誘致を積極的に促進します。

◆優遇措置の充実

- ・ 現在の優遇措置については継続し、企業誘致に努めます。また、県や他市の状況を把握し、企業負担の軽減を図る優遇措置等を研究します。

第6節 観光の振興

1 観光資源の発掘・活用

現況と課題

本市には、沼田城址公園、玉原高原や迦葉山、吹割の滝や老神温泉、りんごをはじめとする観光果樹園など、多様な観光資源が広範囲に点在し、大勢の観光客が訪れています。

市民意識調査結果などからも、産業振興の方策として「地域の資源を生かした観光振興」を挙げる市民が多く、地域の基幹産業として期待が大きいことをうかがわせます。また、本市の将来像として「豊かな自然環境に恵まれたまち」とともに「リゾート・観光の盛んなまち」が挙げられており、このような自然資源を生かしながら観光の振興を図ることが

期待されています。

広域観光ルートとしての日本ロマンチック街道や奥利根ゆけむり街道、望郷ラインなどが、各観光拠点と周辺の観光地を結んでおり、これらを周遊する観光客への情報提供や共同キャンペーンなどより一層の広域連携が求められています。

これまで、交通拠点等には誘導看板や案内標識、観光拠点には紹介のための案内看板等を設置してきましたが、見やすく統一感のある観光案内は、誘客の上でもイメージ向上にも欠かすことができません。

観光協会の「だんご汁コンテスト」やそばまつりなど、地域の特産品や伝統を生かした新たな取組も始まっています。

中心市街地の活性化を図る上で、年間約

1,000万人（沼田市周辺町村を含む。）の入り込み実績のある観光客に、中心市街地に立ち寄ってもらう取組が必要です。

また、中心市街地での観光機能の強化は、通年的に立ち寄ってもらえるような魅力的な環境整備に加えて、体験・飲食・買い物・見学等を資源としたりピーター性のあるプログラム開発と情報発信を進める必要があります。

施策の体系

観光ネットワークの整備
観光資源の創出
都市観光の推進

施策の概要

◆観光ネットワークの整備

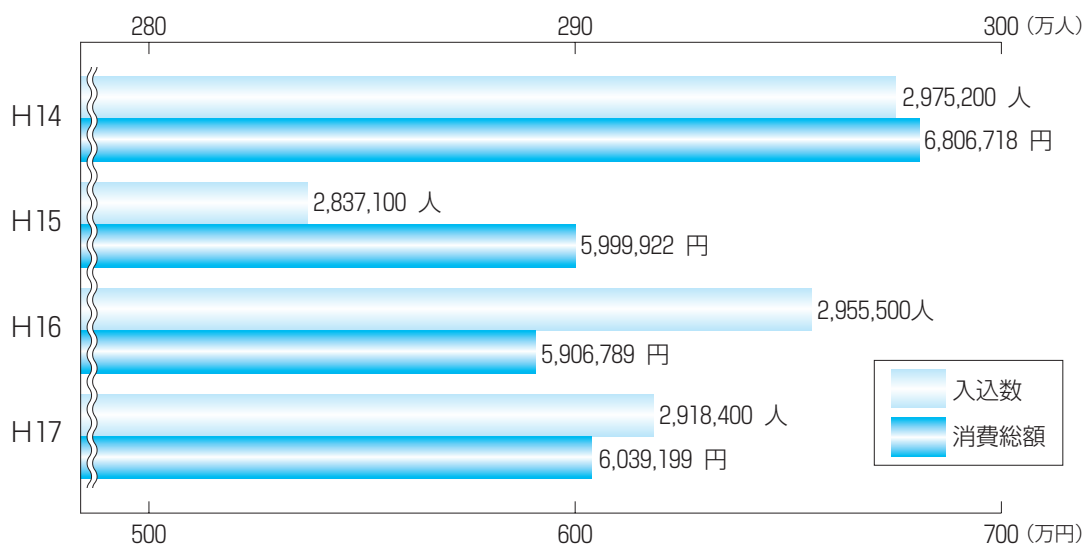
- 市内に点在する観光拠点同士の結びつきを高め、本市の中に新たな観光ルートを生み出し、積極的にPRしていきます。

- 玉原高原と老神温泉など、宿泊や周遊観光などの面で地域内での連携を深め魅力を増すことで、対外的な競争力を高めていきます。
- 利根沼田圏域が一体となった観光地として相互の観光資源が生きるよう、広域的な連携の中で観光ルートの設定やネットワークづくりを進めます。
- 観光案内標識の整備に当たっては、統一感のある素材、意匠を検討し、「田園空間都市」にふさわしいイメージの統合を図るとともに、看板の氾濫が景観上マイナスとならないよう必要な箇所限定しながら、視認性が高く、耐候性等に優れた素材を選択し、維持管理コストの縮減と環境負荷の低減に努めます。

◆観光資源の創出

- 歴史的に貴重であったり、この地域にしかないものなど、地域固有の新たな資源を

観光客入込数の推移及び観光消費額推計



資料：群馬県観光客数・消費額調査結果

掘り起こすとともに、これまで見過ごしてきた地域資源を観光の視点から見直し、観光資源として活用するための方法を調査研究します。

- ・ こうした過程で、観光協会や民間団体はもとより、幅広い市民の知恵と協力を生かしていきます。

◆都市観光の推進

- ・ 市民交流や都市間交流など地域交流連携時代にふさわしい施設整備と、広域来街者へのアピール性があり、なおかつ市民が集える施設の計画を検討します。
- ・ 計画の策定にあたっては、「沼田市中心市街地活性化基本計画」に基づき、土地区画整理事業の進捗状況に注視しながら、やさしさの核・にぎわいの核について都市観光の拠点整備の検討を行います。

2 観光環境の整備

現況と課題

市内の各観光拠点には既に多目的トイレや案内看板などが整備されていますが、観光施設におけるユニバーサルデザインを一層推進し、誰もが安心して利用できる施設を整備することが求められています。

これまでに整備された各種観光施設、とりわけ温泉休養施設や特産物展示販売施設、観光会館などの大型施設は、年次経過とともに適切なメンテナンスを行う必要があり、施設維持管理費の負担増が予想されます。

沼田ふるさと館や各観光協会などが観光情報の提供を行っていますが、関越自動車道沼田IC周辺や沼田駅前など本市への入口となる交

通結節点での観光案内所機能が求められています。

市内には4つの観光協会が並存していますが、旅館やホテルなどの民間観光施設、地場産業事業者との連携をより一層図っていく必要があります。

既存観光事業者に限らず、異業種の参入や観光サービスへの関わりを推進し、ホスピタリティ（温かくもてなす誠意）を高めることが求められています。

施策の体系

- 観光施設の整備
- 観光案内所機能の充実
- 観光協会の支援

施策の概要

◆観光施設の整備

- ・ 玉原高原や迦葉山、吹割の滝や老神温泉をはじめとする観光拠点において、観光ニーズを的確に把握しながら既存施設の機能の充実を図ります。
- ・ 新たな施設整備は最小限にとどめ、既存施設の有効活用と適切な管理、ソフト施策の充実を推進します。
- ・ 施設整備を行う際には、位置や規模、ランニングコストなどを全市的な視点から検討し、より効果的な整備を目指します。

◆観光案内所機能の充実

- ・ 沼田駅前広場整備事業に続く駅舎整備と併せて、その施設の一部に観光案内所の整備を検討します。
- ・ 観光協会や沼田ふるさと館をキーステーションとして、各観光施設や拠点が連携して観光案内機能を担うシステムを構築します。



白沢高原温泉望郷の湯

◆観光協会の支援

- ・ 各地域観光協会や団体の活動を一層推進するとともに、これらを統合し中枢機能を担う組織の設立を支援します。
- ・ 観光協会を中心に、ボランティアガイド協会などの多様な活動を支援します。
- ・ 観光関係事業者や地場産業事業者との連携による新たな観光資源の開発やイベントの開催など、中核観光協会を中心とした民間の活動を支援します。
- ・ 観光協会を中心に、共同イベントや研修会の実施、情報交換やPR活動などで相互に連携していくシステムを構築します。

3 観光情報の発信

現況と課題

本市を対外的にPRし誘客を図るため、市独自にあるいは他の事業者と共同で観光キャンペ

ーンを実施するとともに、各種メディアを通じた観光宣伝を行ってきました。

また、対外的なPRと同時に当地でのガイド機能を果たす各種パンフレットを作製してきましたが、個々の観光ニーズに対応した多様なパンフレットを一層充実させていく必要があります。

市民意識調査結果からも、市内外の誘客による観光の振興が重要との意見が多数を占めています。

本市を訪れる観光客はマイカーの利用が多く、交通拠点には誘導看板や案内標識を、観光拠点には紹介のための案内看板等を整備し、登山道、遊歩道にも統一的な道標や標柱を設置してきましたが、引き続き充実を図っていく必要があります。

情報発信の方法として、市の公式ホームページ上に観光新着情報のコーナーを設け、毎週1回の割合で更新しています。

ビジットジャパンキャンペーンなど国を挙げ

て外客の誘致を推進しており、市場としての発展性が期待されています。

施策の体系

情報提供の充実
情報発信基盤の整備

施策の概要

◆情報提供の充実

- ・ 観光動向や旅行者のニーズに対応したパンフレット、ガイドマップを作製するとともに、常に最新の情報を提供できるよう適切な情報の更新を行います。
- ・ ガソリンスタンドやコンビニエンスストアなど、様々な施設や業種の協力を得なが

ら、情報の提供を行います。

- ・ マスメディアを通じた情報提供と効果的な観光キャンペーンを展開します。

◆情報発信基盤の整備

- ・ インターネットにおけるブロードバンド環境の整備などにより、動画の配信などこれまでにない情報の提供が可能となっていることから、これらに対応した資料や体制等の整備を推進します。
- ・ 外国人旅行者の誘客を進めるため、英語、中国語、韓国語等の外国語に対応したホームページや観光パンフレットの作製を検討します。

第7節 就労の促進

1 人材の確保

現況と課題

厳しい労働雇用情勢の中で、労働者の不安解消のため、本市独自で就業援助相談を開催し、就業に関する情報提供と内職の斡旋などの労働就業援助をはじめ、会社の倒産やリストラなどにより、離職せざるを得ない者の増加、若者の失業者・無業者やフリーターなどの増加に対応する施策として、離職者等雇用企業奨励金及び若年層トライアル雇用支援奨励金を交付し、雇用の安定を図っています。また、失業者の再就職支援として、就業援助支援講座（パソコン講座）を開催しています。

労働教育については、労働講座、新規学卒者研修会等を開催し、労働者の意識向上を図っています。しかし、企業を取り巻く状況は厳しく、労働講座や各種研修会への従業員の参加数は減少傾向にあります。

市民意識調査結果でも重点的に取り組むべき施策として、「労働環境・雇用」を挙げる市民が最も多く、就労の促進・人材の確保は大きな課題であります。

永年勤続者の表彰及び新規就職者等を対象とした激励会を開催し、就業意欲の増進と奨励に努めており、これらの事業を引き続き実施し、就労の促進・人材の確保を図る必要があります。

施策の体系

雇用環境の充実
労働教育等の充実
就業意欲の増進と奨励

施策の概要

◆雇用環境の充実

- ・ 若者、中高年齢層等の就労の促進を図るため、関係機関や団体等との連携を図りながら、労働雇用情報の提供や各種の就業支援策の充実に努めます。
- ・ 高度な技術や卓越した技能を有する労働意欲のある人材の有効活用に努めます。

◆労働教育等の充実

- ・ 労働講座、新規卒者研修会等の参加者の拡充に努め、職業能力の修得や向上を図ります。

◆就業意欲の増進と奨励

- ・ 優良従業員、優良技能者の表彰や新規卒者激励会等の奨励事業を継続し、就業意欲を根付かせ、地元への定着を図ります。

2 労働環境の充実

現況と課題

勤労者のソフトボール大会、卓球大会、美術展を開催し、充実した勤労者生活の増進と勤労意欲の高揚に寄与しています。

勤労青少年ホーム主催の各種講座、スポーツ教室等及び交流会などを実施しているほか、中小企業退職金共済制度加入促進補助金制度により、退職金制度の普及を図っています。また、勤労者生活資金、勤労者住宅建設資金などの融

資も行っており、勤労者の福利厚生の実充に努めています。

勤労青少年ホームは、昭和50年7月に開館し、既に31年が経過しています。利用者の安全を確保し、多様なニーズに対応するため、老朽化している施設の改修が必要となっています。

施策の体系

勤労者福祉の充実
勤労者福祉施設の充実

施策の概要

◆勤労者福祉の充実

- ・ 勤労者の福祉増進を図る事業を展開するとともに、多様化する勤労者ニーズに対応するため、勤労青少年ホームにおいて、各種の講座、教室等の充実に努めます。
- ・ 勤労者の生活安定と福祉向上のため、各種資金融資制度の充実に努めます。

◆勤労者福祉施設の充実

- ・ 勤労青少年ホームなど勤労者福祉施設の有効活用を図るため、改修・整備を行い、多くの勤労者が安全で利用しやすい環境づくりに努めます。

第6章

みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり(パートナーシップづくり)

第1節 市民参加の促進

現況と課題

本市は、合併による生活圏の拡大・多様化する市民ニーズ・市民意識の高度化に伴い、市民の意見、考え方などの的確に捉えることが必要となっています。

市民の意見、要望等を市政モニターや市政懇談会などによりその把握に努めてきましたが、市民の市政への参加意欲は必ずしも高いとは言えず、市民の行政参加意欲の向上策、参加手法の検討が必要となっています。

従来陳情や苦情処理依頼などが中心の行政依存型の市民参加からの脱却や、電子文書による市民参加の推進も求められています。

新市の一体感を図る上からも、積極的な行政情報の提供や地域情報の的確な把握に努めることが必要です。

情報公開制度は、市民に情報の公開を求める権利を保障するとともに、行政情報を市民と共有する中で市民の行政への参加を促進し、開かれた行政への実現を図ることを目的に実施してきました。今後も引き続き適切な行政情報の保存・管理など、その整備と充実が必要です。

個人情報の保護については、高度通信情報社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大し、個人情報の適正な取扱いが必要なことから、平成17年度「沼田市個人情報保護条例」を制定し、市における個人情報の保護に関して一定のルールを設けました。

今後はこの条例の規定に沿って、市民、事業者及び行政（実施機関）が適正に管理をすることになります。

市民の積極的な市政への参加を促進し、市民の創意や発想、考え方などをまちづくりに生かしていくことが必要になってきていることから、「市民参加」の具現化を図り、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりの推進を図っていく必要があります。

施策の体系

- 広聴活動の充実
- 広報活動の充実
- 情報公開の推進
- 個人情報保護の充実
- 市民参加システムの整備

施策の概要

◆広聴活動の充実

- 一般公募による市政モニター活動の充実に引き続き努め、広聴機能の充実と市民の行政参加意欲の向上を図ります。
- 市政懇談会については、合併による市域の拡大などを考慮して、参加形態や懇談テーマなど、市民が参加しやすい手法を検討します。
- 市長への意見箱を引き続き実施します。

◆広報活動の充実

- 広報紙を更に市民に親しまれる内容とするため、紙面の充実に引き続き努めます。
- 市ホームページは、常に新しい行政情報の提供・発信に努めるとともに、市民の利便性も考慮した内容の充実を図ります。
- コミュニティFM放送をはじめとする各種メディアを活用し、常に新しい行政情報

の提供・発信に引き続き努めます。

- ・ 市の広報活動や情報発信の充実を図るため、市民の意見や要望を把握し、取り上げていく手法を引き続き検討します。

◆情報公開の推進

- ・ 公正・公平・公開を原則に、開かれた行政を目指すため、情報公開条例に基づき、個人のプライバシーに配慮しながら情報公開を推進します。また、情報公開制度が円滑に運営できるよう行政情報の適切な保存・管理に努めます。

◆個人情報保護の充実

- ・ 沼田市個人情報保護条例の趣旨に則り、市が取り扱う個人情報の適正な管理を行います。

◆市民参加システムの整備

- ・ 市民がまちづくりに積極的に参加できるよう、まちづくり基本条例や市民意見提出制度の導入など市民参加システムの整備について引き続き検討します。

第2節 市民協働の推進

1 ボランティア・NPOの推進

現況と課題

市民活動の活性化を促す観点から、市民意識の更なる高揚とともに、NPOの結成や活動の支援を行っていく必要があります。

ボランティアに対する理解と認識を深めるとともに、講習会、研修会、学習会などを開催し、体制整備を図ってきましたが、更に市民団体や人材の育成を図ることが必要です。

社会環境が急速に変化する中で、多様化、複雑化する市民ニーズや地域課題に対して、市の行政サービスだけでは対応することが困難になっています。市民ニーズに沿った質の高いサービスの提供や地域の問題解決などを効果的に進めるために、市民活動団体等との協働が必要になります。

そのため、庁内組織を設置し、協働推進の

仕組みづくりと協働体制の確立、NPO・ボランティア活動の活性化のための環境整備等について検討を進めています。

市民と行政がそれぞれの役割を踏まえた協働のまちづくりを進めることが大切であり、協働を進めるにあたっては、市民と行政がともに協働について共通の認識を持つことが必要です。また、地方分権時代にふさわしい新しいまちづくりの仕組みづくりが必要であり、「自己決定・自己責任・自己負担」の意識の高揚と、市民と行政との適切な役割分担による、協働のまちづくりへの意識づくりが重要となっています。

施策の体系

- 教育・啓発の推進
- 市民活動の支援
- 市民活動団体との協働の推進
- 協働推進体制の整備

施策の概要

◆教育・啓発の推進

- ・ 自主的・自発的な市民活動の新たな担い手であるNPOの普及・啓発に努めます。
- ・ 関係機関との連携により各種講習会を開催し、ボランティアの養成を推進するとともに、講演会等の開催により広く市民の意識啓発に努めます。

◆市民活動の支援

- ・ ボランティア団体やNPOなどの非営利の社会貢献活動を支援します。
- ・ ボランティア団体やNPOなどが活動しやすい環境づくりに努めます。

◆市民活動団体との協働の推進

- ・ ボランティア団体やNPOの活動の活性化や協働の推進策を検討し、市民と行政との協働のまちづくりを推進します。

◆協働推進体制の整備

- ・ あらゆる市民活動の拠点となる市民活動支援センター等の開設を推進します。
- ・ 横断的な推進組織を設け、協働の推進体制の強化を図ります。
- ・ ボランティア団体やNPOとの協働を円滑に進めていくための考え方やルール、環境整備等についての基本的な方針を検討します。



市民協働（城堀川緑地整備）

第3節 地域コミュニティ活動の推進

現況と課題

都市化や核家族化の進展、価値観や生活スタイルの多様化などによって、市民の地域社会への帰属意識や連帯感は次第に希薄になりつつあり、コミュニティを取り巻く環境は非常に厳しい状況にあります。しかしながら、先の新潟県中越地震で証明されたように、隣近所の連帯感や地域の助け合いというものが大きな力となり復興を支えました。このようにコミュニティ組織は、時代が変化していく中であっても、地域社会における生活の最も基礎的かつ不可欠なものであることには変わりなく、その必要性和重要性が改めて認識されています。したがって、今後も引き続きコミュニティ組織の支援充実に努めることが必要です。

コミュニティ活動の拠点となる住民センターの建設を促進し、住民の連帯感、共同意識の醸成及び発展に資するため、「沼田市住民センター建設費補助金交付要綱」に基づき、住民センターを新築又は改築した場合に補助を行うとともに、(財)自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業を活用し、コミュニティ組織(行政区等)のコミュニティセンター建設に助成を行っています。

施策の体系

- コミュニティ組織への支援
- コミュニティ施設の整備

施策の概要

◆コミュニティ組織への支援

- ・ 今後のコミュニティの在り方、あるいは活動の形態は、住民主体の地域主導型へと転換し、活動内容も地域の人たちのふれあいの場づくり、ボランティア活動などが中心になっていくことが考えられることから、既存のコミュニティ組織(町区)及び地域内ボランティア等に対して積極的に支援するとともに、その組織との連携をより一層強化し、その充実を図ります。

◆コミュニティ施設の整備

- ・ 地域住民の連帯の強化や住民自ら参加しての自主的な地域づくりの推進など、地域コミュニティ活動の充実を図るため、引き続き補助制度を活用し、地域活動の拠点となる住民センターの整備を促進します。

第4節 男女共同参画社会の実現

現況と課題

平成16年3月に「沼田市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会への意識づくりや政策・方針の立案及び決定への男女共同参画などを基本目標として施策を推進しています。

「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担ではなく、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるように女性の社会参画の促進、支援を行い、引き続き男女共同参画社会の形成を図る必要があります。

施策の体系

教育・啓発の推進

施策の概要

◆教育・啓発の推進

- ・ 男女共同参画社会への意識づくりの推進を行います。
- ・ 政策、方針の立案及び決定への男女共同参画を推進します。
- ・ 家庭、地域生活と職業生活の両立の支援を行います。
- ・ 男女の人権が尊重され、養護される社会の形成に努めます。

第5節 人権尊重社会の確立

現況と課題

表面的な差別行動は少なくなったように見受けられますが、虐待、セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）、ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）などの人権侵害問題が深刻さを増しており、引き続き人権に対する正しい理解を深める啓発活動が必要です。

また、教育委員会との連携が不可欠であり、その体制づくりに努めるとともに、心の奥に潜んでいる差別意識の解消には、継続的に地道な努力が必要です。

平成13年3月末日をもって「同和対策事業

特別措置法」が失効し、同和から人権へと移行してきました。

「女性」、「子どもたち」、「高齢者」、「障害のある人たち」、「同和問題」等幅広い人権問題が提起されている中で、人権についての正しい理解と認識を深め、社会の変化に主体的に対応できる、心豊かでたくましく、活力のある市民の育成が求められています。

あらゆる教育、研修、啓発等の場を通じて、人権を習慣・文化として日常生活に定着させ、すべての市民が一人一人の人権を尊重した考え、行動をとることができる社会の実現を目指す必要があります。

施策の体系

人権意識の高揚
人権教育の推進

施策の概要

◆人権意識の高揚

- ・ 市民を対象とした講習会や講演会などを開催し、人権に対する正しい理解と差別行

動・差別意識を撲滅する心を培い、差別や偏見のない明るいまちづくりの推進を図ります。

◆人権教育の推進

- ・ 人権に対する正しい理解と認識を深めるため、学校教育や社会教育を通じて啓発活動を図ります。
- ・ 研修会等の充実を図ります。

第6節 高度情報化への対応

現況と課題

行政運営の効率化、市民サービスの向上を図るため、行政事務の情報化に取り組み、高度情報通信基盤の整備と情報通信ネットワーク（LGWAN）の構築を推進し、インターネットをはじめとするマルチメディア技術を積極的に取り入れ、行政手続の電子化、インターネットを利用した各種講座等の参加申込受付などのシステム導入を図ってきましたが、今後も引き続き高度情報化の推進を図る必要があります。

また、テレビ放送では、現行のアナログ放送の受信について一部の難視聴地域があり、この解消のためにテレビ共同受信施設が整備されていますが、今後のデジタル放送への移行に伴い、難視聴地域対策を図る必要があります。

施策の体系

高度情報化の推進

施策の概要

◆高度情報化の推進

- ・ 今後、高度情報化社会はますます進展するものと予想され、これに対応するため、行政手続の電子化、行政サービスのネットワーク化、窓口手続のオンライン化等を積極的に推進し、行政コストの削減、市民生活の利便性の向上に努めます。
- ・ 電子自治体の実現を図るため、電子入札、電子申告、納税システムなどの導入について検討を進めます。
- ・ 地上波デジタル放送中継局の整備に合わせて難視聴地域対策について検討します。

第7節 地域自治区の推進

現況と課題

地域の多様性を生かし、身近な地域課題に対してきめ細かく対応できる「地域内分権」の仕組みづくりを進めるため、これまで築き上げてきた地域への思いと誇りを維持し、将来にわたってそれぞれの地域が発展できるよう、新たな自治の仕組みとして、合併前の白沢村及び利根村の区域ごとに「地域自治区」を設置しました。

今後は、地域の多様性を生かしたまちづくりを進めるため、地域自治区の推進を図る必要があります。なお、地域自治区の設置期間は、合併の日から平成27年3月31日までと定められており、設置期間満了後の地域自治区の取扱いについて検討することになっています。

施策の体系

地域自治区の充実

施策の概要

◆地域自治区の充実

- ・ 地域の実情や多様な特性を生かした、きめ細やかなまちづくりを行うため、地域自治区の推進を図ります。
- ・ 個性豊かな地域づくりを行うための方策について検討します。

第8節 広域行政の推進

現況と課題

本市を中心とする利根沼田広域市町村圏振興整備組合は、広域的な共同処理事務を行う特別地方公共団体として設置され、消防・救急業務、介護保険に係る介護認定審査など多くの事務を共同処理しています。

市町村合併により構成市町村の数は9市町村から5市町村に減少したものの広域の見地に立った行政サービスは、今後も引き続き推進する必要があります。

ごみ・し尿処理については、市町村合併に

より現在沼田市外二箇村清掃施設組合と利根東部衛生施設組合で共同処理をしていますが、同じ目的を持った組合が二つ設置をされていることから、統合を含めた検討が必要となっています。

施策の体系

広域行政の充実

施策の概要

◆広域行政の充実

- ・ 広域圏構成市町村の独自性を生かしなが

ら、広域的視点をもった効率的な広域行政を推進します。

- ・ 広域事業の運営状況や費用対効果等を常に分析・考慮し、市町村合併後の広域行政

の合理的な運営を促します。

- ・ ごみ・し尿の適正処理を効率的に行うための体制整備を図るため、利根沼田地域での広域化について調査研究を進めます。

第9節 行政改革の推進

1 行政事務の改善

現況と課題

厳しい財政状況、高度化・多様化する市民ニーズ、事務の効率化などに対応するため平成18年1月に「沼田市行政改革大綱（～時代の変化に対応した市民協働による行政運営を目指して～）」を策定し、効率的な運営による財政の健全化、簡素で効率的な行政運営、開かれた行政運営と市民協働を目標に設定し、行政改革を推進しています。

平成15年度に事務事業評価システムを導入し、事務事業の有効性・即効性・経済性などの視点に立ち客観的に分析を行ってきましたが、その評価手法や活用方法について更なる検討が必要です。

地方自治体の事務事業については、ますますIT化が進展するとはいえ、まだまだ紙文書が主体となっています。文書管理は事務事業の原点ですが、現状における文書管理は、従来の手法が踏襲されて運用されている状態であり、様々な問題に直面しています。これらの問題点に早急に対処するとともに、行政の情報化の進展に対応していくためには、現状の文書管理の手法を根本的に見直し、整備し

ていく必要があります。

現在の市役所庁舎は、建設から40年以上を経過し、老朽化とともに、狭あい化による組織の分散配置を余儀なくされ、更にバリアフリー化への対応も困難な状況にあります。財政難の中で、どうしても積極的な検討が後回しになりがちですが、合併による規模の拡大を一つの契機として、時代のニーズに適応した行政サービス環境の向上を図る上からも、庁舎整備の検討を進める必要があります。

また、市役所では、現在の地球的な環境問題の重要性を職員一人一人が認識し、持続可能な循環型地域経済社会の形成に自ら率先垂範して取り組むため、本庁舎等の環境マネジメントシステムを構築し、平成16年に環境管理の国際規格であるISO14001を取得しました。今後は、システムの更なるレベルアップを図りながら、地道な取組を継続していくことが重要になります。

施策の体系

- 民間委託の推進
- 行政サービス環境の整備
- 事務改善の推進

施策の概要

◆民間委託の推進

- ・ 民間に委ねることが効果的かつ効率的な事業については、民間委託を推進します。
- ・ 直営施設の指定管理者制度導入について検討を進めます。

◆行政サービス環境の整備

- ・ 市役所庁舎については、老朽化、狭あい化が進み、バリアフリー化への対応も困難な状況にあるため、将来の新たな庁舎整備に向けた庁舎の規模、場所、建設費用及びその財源確保並びにそれらの諸課題を踏まえた建設時期を含め検討を進めます。

◆事務改善の推進

- ・ 行政改革大綱に基づき、計画的に行政改革を推進します。
- ・ 事務事業評価システムの評価方法や活用方法の具体的な検討を行い、事務事業の改善を推進します。
- ・ 文書管理は、事務改善を図る上で最も基本的なものであることから、従来の文書管理の手法を抜本的に見直し、文書管理の効率化、適正化を図ります。
- ・ 市役所環境マネジメントシステムの運営については、エコオフィス活動をはじめ、環境負荷の低減に向けた職員一人一人の意識の高揚とマネジメントシステムのレベルアップを図りながら、継続的かつ地道に環境保全活動に取り組みます。

2 行政組織の効率化

現況と課題

効率的な組織の構築と新たな行政需要に対して機動的な組織とすることを重視しながら組織の見直しを行ってきました。

合併による組織のスリム化は急務であり、行政改革大綱の実実施計画においても、一般職を合併後10年間で70人以上削減することとしており、限られた人的資源を最大限に生かす組織づくりが必要となっています。

施策の体系

行政組織のスリム化・効率化

施策の概要

◆行政組織のスリム化・効率化

- ・ 事務事業の点検を行い、市民に分かりやすくスリムで効率的な組織、新たな行政需要等に対応する組織の構築に向けた検討を行います。

3 職員の意識改革と能力開発の推進

現況と課題

多様化する市民ニーズに対応するために、基本的知識の習得や職務等に応じた研修などの一般研修及び高度の技術を身に付ける特別研修など、体系的な職員研修計画を策定し、職員の能力開発と資質の向上に努めてきました。

しかしながら、今後、更に高度化する行政需要に対応するためには中長期的な視点に立った総合的な人材育成が必要なことから、職員の能

力開発を効果的に推進するため人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針（人材育成基本方針）を策定する必要があります。

施策の体系

職員研修の充実
人材育成基本方針の策定
人事評価制度導入の検討

施策の概要

◆職員研修の充実

- ・ 時代に応じた研修を取り入れるなど、現状の研修内容を更に充実させ、市民ニーズに対応できる職員の育成に努めます。

◆人材育成基本方針の策定

- ・ 職員の能力開発と資質の向上、総合的な人材育成を図るため、人材育成基本方針を策定します。

◆人事評価制度導入の検討

- ・ 職員の日常の職務行動を通して、その職務遂行度や業績及び能力等を評価し、職員の能力開発や人材育成を図るための人事評価制度の導入について検討します。

第10節 健全財政の維持

1 効率的な財政運営

現況と課題

日本経済は、長期にわたったデフレ不況と景気停滞の踊り場を脱し、回復基調が持続していると言われてはいますが、地域経済は依然として厳しい状況が続き、景気回復の実感がなかなかつかめない状況にあります。

本市は、白沢村及び利根村と合併し、財政規模が拡大しましたが、歳入については、税収の減収傾向や国家財政ひっ迫の中で三位一体の改革、とりわけ地方交付税の大幅な削減などにより、財源の確保は極めて困難な状況にあります。

一方、歳出においては、少子高齢化対策をはじめ、高度情報化、環境問題への対応及び都市基盤整備の課題など、社会の成熟化による市民ニーズの高度化、多様化が進み、財政需要は今後ますます増加していくことが考えられます。

このような状況にあっても、様々な市民ニーズに応え、市民福祉の向上を図っていくことが行政の使命であり、自主財源の確保や経常経費の一層の節減に努めるとともに、予算の計画的・重点的配分を図るなど、最少の経費で最大の効果をあげていく努力がこれまで以上に求められています。

また、中期的な財政見通しを立てながら、合併によるスケールメリットを最大限に生か

した行政のスリム化・効率化を図るとともに、あらゆる行政改革に取り組み、健全で安定した行政運営を将来にわたって維持できる財政構造・財政基盤を構築していく必要があります。

三位一体改革の一環として、所得税から個人市県民税への税源移譲が実施されます。個々の納税者の税負担の変動を極力小さくすることを基本に、所得税と個人市県民税の役割分担が明確になります。税源移譲により、自治体収入に占める税収入の構成割合が高まり、自主財源の強化につながるようになりますが、その一方で収納率の大幅な低下が懸念されます。徴収努力なくしては、住民サービスの水準を確保することも難しくなります。

市税収納率の落ち込み原因として、納税組合の解散、住民意識の都市化などによる納税者の納税意識の変化が挙げられます。市税収入は財政の根幹をなすものであり、公平・公正な市税の賦課とともに、課税された市税は確実に収納されなければなりません。納税者の利便の推進とともに、納税啓発を積極的に推進する必要があります。

PFI推進法に基づき、公共施設、道路、公園、下水道等の整備に当たっては、PFI（民間資金等活用事業）の導入による事業実施が可能となっていますが、その導入と活用についての具体的な取組はされていません。

財政状況が厳しい中、PFIの導入と活用について検討を行う必要があります。

施策の体系

財源の確保
納税啓発の推進
財政運営の効率化

施策の概要

◆財源の確保

- ・ 徴収対策の管理運営体制を充実させ、徴収目標の設定と実績管理、県との協力体制、徴収嘱託員の任用などにより徴収の強化を図ります。
- ・ 差押え財産のインターネット公売を実施するなど、徴収率の向上により財源の確保を図ります。

◆納税啓発の推進

- ・ 納税の促進を図るため、全庁を挙げて行政サービス制限を見直します。
- ・ 多様な納付窓口の確保対策として、コンビニエンスストアでの収納や電子納税の導入を進めます。

◆財政運営の効率化

- ・ 極めて厳しい財政状況の中で、限られた財源をより効率的に運用するため、経常経費はもとより、投資的経費についても事業の熟度、緊急度及び投資効果を勘案し、メリハリをつけた事業選択と経費節減を図り、効率的な財政運営と弾力性の確保に努めます。
- ・ 予算編成においては、各事業を熟知している事業部局の知恵と創意工夫によって、財源のより有効な活用と質の高い行政サービスを提供する手法として、各部局にあらかじめ一定の一般財源を配分し、その範囲においてそれぞれが自主性と自律性を発揮して予算を編成できる仕組みの構築を図ります。
- ・ 長期債務については、財政硬直化の大きな要因であり、将来の重い負担となること

から、毎年度の市債発行額にルール性をもった制限の目標等を設定し、継続することによって、その縮減に努めます。

- ・ サービス水準を設定した上で一定期間内の費用便益分析による判断を行い、PFIの導入と活用について検討を進めます。

2 財産管理の効率化

現況と課題

本市の県有施設跡地については、庁内検討組織により、その利活用についての検討を重ね、旧沼田合同庁舎については東原庁舎として社会福祉課・高齢福祉課・生活課が利用し、旧沼田警察署については現在倉庫として利用していません。

沼田高等技術専門校跡地や自然公園用地として取得した旧沼田ゴルフ倶楽部用地、利根町の小中学校跡地など、厳しい財政状況の中、保有する財産の経過などの要素を勘案しながらその有効活用について検討する必要があります。

本市の保有する土地、建物等の財産は、合併によって拡大し、それぞれの所有目的に応じた、より適切な管理・運用を図っていく必要があります。

施策の体系

財産の適正な維持管理

施策の概要

◆財産の適正な維持管理

- ・ 財産の有効活用について庁内検討組織により検討します。
- ・ 市有財産については、常に良好な状態において管理し、それぞれの所有目的に応じて効果的に運用するとともに、市有林については、森林環境及び国土の保全に資するよう有効な活用を図ります。

第11節 地方分権の推進

現況と課題

地方分権の推進により国と地方公共団体、都道府県と市町村の関係が見直され、住民に身近な行政はできる限り住民に身近な地方自治体が処理するという考え方に基づく取組が求められています。また、国の三位一体の改革により、地方の財政構造は大きく変化しようとしています。

本市では、「県・市町村権限移譲推進計画」に基づき、市民生活に直結する事務については、住民に身近な自治体が行うことが望ましいことから、権限移譲については、的確に対応してきており、今後も計画的に対応していく必要があります。

そうした中、簡素で効率的な組織体制の整備や職員の資質向上など都市経営基盤を強化する必要があります。

また、自己決定・自己責任の考え方に基づいて、地域の実情や市民のニーズを的確に反映させた行政運営が求められており、市民と行政が一体となった協働によるまちづくりを進め、地方分権時代に対応できる自治体への転換を図る必要があります。

施策の体系

地方分権等への的確な対応

施策の概要

◆地方分権等への的確な対応

- ・ 市民に身近なサービスが身近なところで行えるよう、更に足腰の強い、効率的な行政運営を図るとともに、権限移譲等に的確に対応できるよう、行政能力の向上を図ります。
- ・ 地域の多様性に対応しつつ、市民の意見を的確に反映できるまちづくりを推進するため、限定特定行政庁として、建築・都市計画・道路の3つの行政分野が連携して事務を行うことができる体制を整備します。



実施計画

(平成19年度～平成23年度)

沼田市第五次総合計画実施計画

1 実施計画の目的

沼田市第五次総合計画実施計画は、2016年度（平成28年度）を目標年次とする第五次総合計画の実現を図るため、財政状況を踏まえながら、総合計画期間中の平成19年度から平成23年度までの前期5か年に推進する主要な事務事業を掲げ、予算編成の指針として、効率的、計画的かつ重点的な施策の推進を図ることを目的とします。

2 実施計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5か年です。

なお、実施計画は、社会経済情勢の変化や行財政制度の改正等に対応するため、1年を経過するごとに修正を加えながら、毎年ローリング方式により見直しを行うものとします。

3 実施計画の対象事業

この計画の対象とする事業は、沼田市第五次総合計画の基本計画の実現を図るための次の事業とします。

- (1) 各施策を具体化するための重要なソフト事業
- (2) 主に投資的経費を含む事業

4 実施計画書

実施計画事業は、沼田市第五次総合計画基本計画の施策体系に沿って記載しています。

実施計画事業の内容については、平成19年度から平成23年度までの5か年において実施しようとする概要、実施年度及び概算事業費を記載しています。

1 ひとを育み文化を育むまちづくり（教育・文化環境づくり）

1 将来を担う次世代の育成			(単位：千円)				
事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
学校施設整備事業	H19～H28	耐震補強、改修	192,900	734,700	632,900	474,500	521,300
スクールバス購入事業	H18～H23	購入、更新	7,000	13,361		6,361	6,361
青少年健全育成事業	～	体験学習と社会参加活動の推進等	7,513	7,513	7,513	7,513	7,513

2 生涯学習の推進			(単位：千円)				
事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地区公民館改善事業	～H19	利南公民館改修	55,000				
(仮称) 利南運動広場整備事業	H18～H22	用地取得、実施設計、造成等	520,000	30,810	449,100	109,000	
各種スポーツ施設改修事業	H18～	市民体育館屋根等の改修	14,207	8,000	11,000	10,500	8,700
生涯学習推進事業	～	学習環境の創出、自主サークルへの支援	3,993	3,993	3,993	3,993	3,993
公民館活動推進事業	～	各種教室・学級等の開催	9,621	9,621	9,621	9,621	9,621

3 市民文化の高揚			(単位：千円)				
事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
奈良古墳公園等整備事業	H15～H24	公園整備	51,667	11,000	11,000	11,000	11,000
旧沼田貯蓄銀行解体移築事業	H20～H21	解体移築		50,000	100,000		
自然史資料館（仮称）整備事業	H19～	調査研究等	1,000	1,000	1,000	5,000	16,540
市民文化活動育成事業	～	文化団体の支援、文化祭・芸術祭等の開催等	7,923	7,923	7,923	7,923	7,923
伝統文化伝承推進事業	H14～	民俗芸能等の後継者の養成・確保	1,614	1,614	1,614	1,614	1,614
市内遺跡発掘調査事業	～	試掘・発掘調査	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105

4 交流の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
国際交流事業	～	各種国際交流等	6,650	6,650	6,650	6,650	6,650
準市民交流事業	～	登録者の拡充、人的交流	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
姉妹都市交流事業	～	各種相互交流	2,287	4,498	2,287	6,898	2,287
市民交流事業	～	交流促進	1,500	1,500	1,000	1,000	1,000
都市住民との交流促進事業	～	交流促進	379	379	379	379	379
地域間交流事業	～	千葉大学との交流	1,200	1,500	1,500	1,500	1,500

2 元気で安心して暮らせるまちづくり(保健・医療・福祉環境づくり)

1 保健医療の充実

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
予防接種事業	～	予防接種	63,629	63,629	63,629	63,629	63,629
基本健康診査事業	～	基本健康診査	131,063	131,063	131,063	131,063	131,063
健康教育事業	～	健康教育、健康相談	2,207	2,207	2,207	2,207	2,207
健康情報システム整備事業	～	システム整備、活用	8,428	8,428	8,428	8,428	8,428
不妊治療費の助成事業	～	不妊治療費の助成	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
子育て教室事業(のびのび教室)	～	幼児及び保護者同士の交流	160	160	160	160	160
子育て学習会事業(ほのほの教室)	～	乳幼児及び保護者同士の交流	216	216	216	216	216

2 高齢者福祉の充実

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
老人クラブ助成事業	～	老人クラブの助成	3,599	3,599	3,599	3,599	3,599
「食」の自立支援事業	～	配食サービス	13,240	13,240	13,240	13,240	13,240
緊急通報体制等整備事業	～	緊急通報装置のレンタル、日常生活用具の給付・貸与	5,810	5,810	5,810	5,810	5,810
老人保護措置事業	～	入所措置	124,107	124,107	124,107	124,107	124,107
介護慰労金事業	～	介護慰労金の支給	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600
在宅寝たきり高齢者等おむつサービス事業	～	紙おむつの給付	2,970	2,970	2,970	2,970	2,970
高齢者筋力向上トレーニング事業	～	筋力トレーニング教室	660	660	660	660	660
運動器等機能向上事業	H18～H20	運動器機能の低下防止運動	27,375	27,375			

3 障害者福祉の充実

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
福祉作業所環境整備事業	H19	環境整備（白沢福祉作業所）	5,000				
ホームヘルプサービス事業	～	法人委託	12,804	12,804	12,804	12,804	12,804
心身障害児通園事業	～	法人委託	12,343	12,343	12,343	12,343	12,343
在宅重度心身障害者等デイサービス事業	～	法人委託	13,826	13,826	13,826	13,826	13,826
スポーツ、社会、文化活動への支援事業	～	法人委託	260	260	260	260	260
障害者雇用の啓発事業	～	普及啓発	12	12	12	12	12
福祉作業所運営事業	～	法人委託	43,585	43,585	43,585	43,585	43,585
グループホーム等事業	～	支援	16,009	16,009	16,009	16,009	16,009

4 子育て支援の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
保育施設整備事業（川田保育園）	H20～	調査					5,000
放課後児童健全育成事業	～	学童クラブの助成、整備	37,737	37,737	38,000	38,000	38,000
保育推進事業	～	一時保育、障害児保育、病後児保育、延長保育	42,119	42,594	42,724	42,724	42,724
ファミリー・サポート・センター事業	H18～	法人委託	4,874	4,874	4,874	4,874	4,874
相談体制整備事業	～	家庭児童相談	4,945	4,945	4,945	4,945	4,945



5 社会保障制度の充実

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
生活相談整備事業	～	生活相談	365,000	372,300	379,750	387,350	395,100
福祉医療費の助成事業	～	助成	474,000	474,000	474,000	474,000	474,000
収納率向上特別対策事業	～	訪問徴収、納税相談等	1,518	1,518	1,518	1,518	1,518
出産育児一時金支給事業	～	助成	42,900	42,900	42,900	42,900	42,900
葬祭費支給事業	～	助成	29,400	29,400	29,400	29,400	29,400
人間ドック助成事業	～	助成	18,750	18,750	18,750	18,750	18,750

3 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり（環境づくり）

1 循環型社会の創造

（単位：千円）

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ハイドロバレー計画調査事業	H14～H28	柳町・横塚町	1,000	1,000	16,000	31,000	63,136
ごみ減量化対策事業	～	ごみの減量化・資源化	132,555	132,555	132,555	132,555	132,555
塵芥処理事業	～	収集作業・委託	35,560	35,560	35,560	35,560	35,560
最終処分事業	～	最終処分場維持管理	40,446	40,446	40,446	20,000	20,000

2 生活環境の向上

（単位：千円）

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
し尿処理事業	～	公衆トイレの管理	5,291	5,291	5,291	5,291	5,291
公害抑制対策の充実事業	～	悪臭・騒音調査	390	390	390	390	390
化学物質による汚染の情報収集事業	～	水質調査、大気測定	519	519	519	519	519
環境保全意識の高揚事業	～	普及啓発	800	800	800	800	800

3 緑豊かな快適空間の創出

（単位：千円）

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
河川環境整備事業	H3～H28	城堀川河川整備	30,336				1,000
公園緑地等整備事業	～H30	公園等整備	59,002	25,500			2,000
（仮称）市民ふれあいの森整備事業	H18～H21	用地取得、実施設計、整備	60,000	20,000	6,000		
市民の森整備事業	～	森林整備	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
遊々の森整備事業	～	植樹、森林整備等	378	378	378		
森林ボランティア事業	～	除間伐、下草狩り	500	500	500	500	500
民有林治山事業	～	治山	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
修景美化森林整備事業	～	除間伐、下草狩り	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000



4 美しい景観の形成

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
景観条例等検討事業	～	条例等検討				5,000	5,000
環境保健行政推進事業	～	委託	8,426	8,426	8,426	8,426	8,426
景観形成事業	～	調査、検討	－	－	－	－	－
緑化の推進と保全事業	H7～H30	樹木購入費補助等	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
花いっぱい運動推進事業	～	花いっぱい運動の推進	1,780	1,780	1,780	1,780	1,780

4 安心安全で機能的なまちづくり(都市基盤・生活環境づくり)

1 快適な土地利用の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
沼田市国土利用計画（第四次）策定事業	H19～H20	策定		4,000			
沼田都市計画マスタープラン策定事業	H18～H21	策定		5,000	5,000		
沼田都市計画区域等見直し事業 国土調査事業	H15～ S63～	調査、検討 地籍調査	2,500 26,100	2,500 26,100	26,100	2,500 26,100	2,500 26,100

2 ユニバーサルデザインの推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ユニバーサルデザイン推進事業	～	普及啓発	—	—	—	—	—

3 交通施設等の整備

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
3・3・1環状線整備事業	S53～	道路改良	151,000	180,000	192,000	192,000	192,000
合同庁舎南線道路改良事業	H15～H20	道路改良	5,600	2,000			
市道高橋場通学路線道路改良事業	H15～H28	道路改良	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000
市道老本木1号線道路改良事業	H23～H26	道路改良					5,000
市道高平平出線道路改良事業	H23～H33	道路改良					10,000
市道根岸小芝線道路改良事業	H13～H22	道路改良	40,000	40,000	40,000	21,788	
市道T3257号線千歳橋架替事業	H13～H28	千歳橋架替	2,500	2,500			20,000
市道T106号線大原老神線道路改良事業	H17～H25	道路改良	35,000	20,000	20,000	20,000	15,000
市道T105号線追貝大楊線道路改良・橋梁架替事業	H16～H30	道路改良、橋りょう架替	30,000	80,000	100,000	31,000	15,000
市道T2049号線東小学校通り線道路改良事業	H14～H23	道路改良	20,000	260,000	200,000	70,000	10,000
市道T2108号線皇海線道路改良・舗装・維持補修事業	H8～H28	道路改良	5,000	5,000	20,000	20,000	20,000
市道T216号線金久保丸笠線道路改良事業	H10～H22	道路改良			10,000	10,000	



事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市道 T 201号線砥山線道路改良事業	H10~H30	道路改良		10,000	10,000	10,000	20,000
市道 T 108号線輪久原二本松線道路改良事業	H16~H22	道路改良	55,000	65,000	60,000	15,000	
市道 T 102号線切通し平原線道路改良事業	H8~H28	道路改良	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
市道 T 101号線平川線道路改良事業	H10~H28	道路改良	10,000	25,000	20,000	20,000	20,000
除雪機械購入事業	H19~H28	除雪機械の購入	30,000	7,500		30,000	
滝坂川遊歩道整備事業	H23~H28	遊歩道整備					2,000
沼田平用水路敷歩道整備事業	H20~H28	歩道整備		1,000	2,000	2,000	5,000
下郷地区通学路歩道整備事業	H22~H25	歩道整備				3,000	2,000
3・5・2 駅前通り線整備事業	H13~H28	調査、検討等	—	—	—	—	—
公園通り線整備事業	H13~H28	調査、検討等	—	—	—	—	—
国道120号椎坂バイパス関連事業	～	整備促進	500	500	11,000	1,000	1,000
乗合バス運行事業	～	運行費補助金・負担金	81,865	81,865	68,339	68,339	68,339

4 市街地整備の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
中心市街地街なか再生関連事業	H10～H25	施設整備	27,313	37,923	47,816	56,976	74,065
中心市街地土地区画整理事業	H10～H25	区画整理、建物移転	184,000	330,000	430,000	436,000	457,000
沼田駅前広場整備事業	H10～H21	施設整備	138,700	165,900	165,621		

5 良好な住環境の創出

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
市営住宅各団地改修事業	H13～H28	施設修繕	6,000	65,000	43,000	500	3,000
市営住宅の建替事業	H19～H28	建替	13,500	315,000	450,000	450,000	450,000
駐車場等の整備事業	H19～H21	駐車場整備	5,000	5,000	5,000		
市営住宅の建設事業	H21～H23	建築			30,000		30,000
谷地端第2団地敷地購入事業	H14～H25	用地取得	27,897	27,897	27,897	27,897	27,897
地域特性を生かした住まいづくりの推進事業	～	普及啓発	500	500	500	500	500

6 地域防災の強化

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
橋梁点検事業	H18～	点検・補修	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
急傾斜地崩壊防止事業	H18～H27	崩壊防止	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
市道T215号線南郷穴原線安全対策事業	H20～H22	法面保護		10,000	10,000	10,000	
市道T107号線南郷赤城山線落石防護事業	H19～H30	落石防護	3,000	40,000	40,000	40,000	40,000
市道T103号線平原線道路維持事業	H21～H23	法面保護			10,000	10,000	10,000
住宅・建築物の耐震化事業	H20～H27	耐震診断・改修		3,000	3,000	3,000	3,000
消防水利整備事業	～	防火水槽・消火栓新設	23,035	23,035	23,035	23,035	23,035
消防車両整備事業	～	消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付き積載車等	21,540	21,540	47,040	56,302	78,802



事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
消防機械器具置場整備事業	～	建設	16,089	16,089	16,089	20,000	
防災行政無線更新事業	～	防災行政無線更新	41,530	127,339			
防犯灯設置事業	～	設置	3,290	3,290	3,290	3,290	3,290
地域防災訓練実施事業	～	地域防災訓練	424	424	424	424	424
災害用備蓄食料整備事業	～	食料等の備蓄	1,114	1,114	1,114	1,114	1,114
防犯灯電気料補助事業	～	補助	5,328	5,328	5,328	5,328	5,328
自主防犯組織支援事業	～	情報提供、防犯用品交付	1,003	1,003	1,003	1,003	1,003

7 消費者保護の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
消費生活センター運営事業	～	相談事業、情報提供、指導啓発	4,535	4,535	4,535	4,535	4,535

8 交通安全の充実

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
道路交通環境の整備事業	～	看板・標示整備	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500
防護柵・標識等設置事業	H19～H28	設置	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
市道T108号線輪久原二本松歩道の整備事業	H18～H19	歩道整備	4,000				
交通安全思想の普及事業	～	普及啓発	10,435	10,000	10,000	10,000	10,000

9 上下水道の整備

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
水源の確保事業	～	水源の確保	101,540	197,630	90,000	35,000	30,000
老朽管の布設替事業（上水道）	～	布設替え	30,000	50,000	50,000	50,000	50,000
老朽管の布設替事業（簡易水道）	～	布設替え	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
送・配水施設の整備事業	～	送・配水管整備			10,000	20,000	30,000
送・配水施設の整備事業（白沢）	～	送・配水管整備	65,000	90,000	90,000	102,000	22,000
送・配水施設の整備事業（利根）	～	送・配水管整備	20,000	25,000	20,000	25,000	20,000
浄水施設整備事業	～	施設整備	60,000	60,000	100,000	200,000	200,000
浄水施設整備事業（白沢）	～	施設整備		13,450	241,689	153,311	
浄水施設整備事業（利根）	～	施設整備	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000
安全な水の確保と供給事業	～	水質調査	5,000	5,000	5,000	5,000	10,000
汚水公共下水道建設事業	～	管路整備	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000
農業集落排水事業	～	整備促進		5,000	5,000		
特定環境保全公共下水道施設整備事業（白沢）	～	管路整備	260,000	250,000	40,000	385,000	25,000
特定環境保全公共下水道事業（利根）	～	管路整備	191,755	361,755	352,755	135,755	
農業集落排水資源循環統合補助事業	H16～H21	管路整備	127,950	132,850	43,365		
漏水調査事業	～	漏水調査	3,150	3,150	3,150	3,150	3,150
水道台帳の整備事業	～	台帳整備	12,000	12,000	12,000	1,000	1,000
統合整備事業	～	上水道・簡易水道統合整備					10,000
下水道事業経営の健全化事業	～	使用料水準の適正化	5,000	2,000			
水洗化促進と広報活動事業	～	水洗化促進	28,000	28,000	28,000	28,000	28,000
県道沼田大岡々線根利集落内改良整備促進事業	～	整備促進	—	—	—	—	—
合併処理浄化槽設置事業	～	設置費補助	59,988	59,988	59,988	59,988	59,988

10 雨水対策の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
雨水公共下水道建設事業	～	管路整備	157,000	162,000	162,000	119,000	112,170



5 活力を創造するまちづくり（産業づくり）

1 農業の振興

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
畑地帯総合整備事業 屋形原地区	H15～H25	基盤整備	7,200	18,000	40,000	100,000	200,000
畑地帯総合整備事業 沼須地区	H6～H20	基盤整備	226,470	15,000			
元気な地域づくり交付金事業 横子地区	H20～H23	基盤整備		5,000	25,250	25,250	25,250
元気な地域づくり交付金事業 沼須地区	H22～H25	基盤整備				5,000	30,300
小規模土地改良事業	～	基盤整備	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
ふるさと農道緊急整備事業 広瀬・上沢地区	H11～H19	農道整備	39,163				
農道整備事業（白沢）	H23～	農道整備					2,680
有害鳥獣進入防止柵設置事業	～	設置	40,000	40,000	40,000	10,000	10,000
小規模土地改良事業（利根）	～	基盤整備	27,000	23,000	31,000	20,000	20,000
農道整備事業（駒寄追貝原地区）	H17～H22	農道整備	70,000	60,000	60,000	60,000	
団体営一般農道整備事業	H20～H21	農道整備		30,000	30,000		
土地改良施設適正化事業（千鳥地区）	～H20	施設整備	2,280	180			
ため池等整備事業 生枝地区	H16～H20	バイパストンネル新設	367,500	177,000			
緊急防災対策事業（堀廻、日向山地区）	H20～H23	ため池整備		5,000	35,000	5,000	15,000
田園空間整備事業 佐山地区	H15～H19	施設整備	58,820				
田園空間整備事業（白沢）	H19	施設整備	4,760				
田園空間整備事業 利根南部地区	H15～H19	施設整備	16,213				
認定農業者育成推進事業	H13～H23	活動費補助、利子助成	500	500	500	500	500
青年農業者育成推進事業	S59～H23	活動費補助	50	50	50	50	50
女性参画促進事業	H13～H23	活動費補助	225	225	225	225	225
地域農業振興対策推進事業	～	助成	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300
認定農業者育成推進事業（利根）	～	活動費補助、利子助成	420	420	420	420	420
青年農業者育成推進事業（利根）	～	活動費補助	600	600	600	600	600
改良区（追貝平・赤城北麓・赤城西麓）への補助・負担事業	～	補助金、負担金	5,570	4,570	3,620	3,000	2,900
グリーンツーリズム推進事業	H13～H23	交流促進	400	400	400	400	400

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
農地流動化促進事業	S60～H23	奨励金交付	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
中山間地域等直接支払事業	H17～H21	交付金交付	39,294	39,294	39,294		
有害鳥獣対策事業	～	調査、捕獲、被害防止	7,200	7,200	7,200	7,200	7,200
適地作物産地化推進事業	～	助成	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
観光農業振興事業	～	助成	17,000	10,000	10,000	10,000	10,000
適地作物産地化推進事業（利根）	～	助成	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
環境保全型農業推進事業	～	調査、研究	300	300	300	300	300
畜産環境対策事業	～	助成		5,000			
農地・水・環境保全向上対策事業	H19～H28	助成	4,400	4,400	8,800	8,800	8,800
畜産環境対策事業（白沢）	～	助成		8,400		8,400	
環境保全型農業推進事業（利根）	～	調査、研究	980	980	980	980	980
畜産環境対策事業（利根）	～	助成	6,000			6,000	
農産物地域消費事業	～	収穫体験、試食会の開催	420	420	420	420	420
土地改良事業未登記処理事業（第2次農業構造改善事業追貝地区）	H16～H21	登記	7,000	7,000	2,000		
農業用廃棄物適正処理事業	～	助成	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200
畜産経営環境改善事業	～	助成	3,628	3,628	3,628	3,628	3,628
農業用廃棄物適正処理事業（利根）	～	助成	8,500	8,500	8,500	8,500	8,500

**2 林業の振興**

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
林道舗装事業	H19～H20	舗装	6,000	6,000			
林道改良事業	～	改良	103,000	26,500	22,500	23,500	23,500
森林環境整備事業	H19～H23	治山	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
林業後継者育成事業	～	助成	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500
林業担い手等育成推進事業	～	助成	5,440	5,440	5,440	5,440	5,440
森林整備事業（除間伐推進事業）	～	除間伐	750	750	750	750	750
森林整備事業（除間伐推進事業） （利根）	～	除間伐	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
地場生産材活用事業	～	普及啓発	—	—	—	—	—

3 水産業の振興

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
水産業振興事業	～	助成	1,370	1,370	1,370	1,370	1,370

4 商業の振興

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
商業活性化支援事業（制度融資事業）	～	制度融資	195,796	195,796	195,796	195,796	195,796
経営診断・経営指導事業	～	経営診断、経営指導	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
商業団体組織育成事業	～	補助	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
商店街活性化事業	～	活性化支援	5,740	5,740	5,740	5,740	5,740
各種イベント開催事業	～	各種イベントの開催	7,855	7,855	7,855	7,855	7,855

5 工業の振興

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
横塚生品農工地区整備事業	～	工業団地整備、企業誘致推進	161	5,500	11,000	48,500	48,500
伝統工芸士育成事業	～	伝統工芸士の推薦、紹介	12,157	12,157	12,157	12,157	12,157
工業経営診断等支援事業	～	電話相談業務委託	105	105	105	105	105
ISO取得支援事業	～	普及啓発	—	—	—	—	—
情報収集活動事業	～	情報収集、企業訪問	353	353	353	353	353
優遇制度推進事業	～	企業誘致推進	—	—	—	—	—

6 観光の振興

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
田園遊歩道整備事業（白沢）	～	遊歩道整備			13,000	5,000	5,000
望郷ライン沿道整備事業（白沢）	～	施設整備		11,000			
田園空間都市案内板（観光案内看板）整備事業	～	観光案内看板整備	200	2,000	15,000	8,000	8,000
玉原高原整備事業	～	施設整備	500	12,000	38,959	2,000	25,000
「道の駅・白沢」周辺整備事業	～	観光案内看板等の設置・改修				2,000	7,275
観光施設整備事業（赤城北面道路周辺）	H22	施設整備				9,000	
観光施設用地取得整備事業（大楊ミニ公園等）	H18～H20	用地取得	5,000	10,000			
皇海山・袈裟丸山周辺整備事業	H17～H21	施設整備	5,000		5,000		
吹割の滝周辺整備事業	H21	施設整備			30,000		
園原ダム周辺整備事業	H20	施設整備		5,000			
老神温泉周辺整備事業	H21	施設整備			5,000		
老神温泉の活性化事業	H19～	施設整備	3,000	10,000	20,000	30,000	25,000
道の駅整備事業	H23～	道の駅整備					2,000
白沢地域特産物展示即売施設整備事業	～	施設整備	750			100	
観光案内所整備事業	H20～	施設整備			17,000	5,000	5,000
観光団体組織育成事業	～	観光団体育成・助成	12,000	12,000	12,000	12,000	12,000
望郷の湯施設整備事業	～	施設整備	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000



7 就労の促進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
勤労青少年ホーム整備事業	H18～H20	改修	8,878	20,716			
雇用環境整備事業（労働雇用相談事業及び雇用支援対策事業）	～	就業援助相談等	4,555	4,555	4,555	4,555	4,555
雇用環境整備事業（講演会、研修会の開催等）	～	労働講座・研修会の開催	1,974	1,974	1,974	1,974	1,974
雇用環境整備事業（優良技能者等表彰及び激励会開催）	～	各種雇用関係奨励金の交付	267	267	267	267	267
各種教養教室・スポーツレクリエーション開催等福利厚生事業	～	各種教養講座・教室等の開催	15,655	15,655	15,655	15,655	15,655

6 みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり（パートナーシップづくり）

1 市民参加の促進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
広聴活動事業（市政モニター設置事業）	～	市政モニター	90	90	90	90	90
広聴活動事業（市政懇談会開催事業）	～	市政懇談会	—	—	—	—	—
広報活動事業（広報ぬまた発行事業）	～	広報ぬまた	10,277	10,277	10,277	10,277	10,277
広報活動事業（コミュニティFM活用事業）	～	行政情報番組の放送	5,694	5,694	5,694	5,694	5,694
広報活動事業（インターネット情報発信事業）	～	ホームページの活用	2,079	2,079	2,079	2,079	2,079
地域づくり活動等推進事業	～	補助	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550

2 市民協働の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
ボランティア・NPO推進事業	～	普及啓発	250	250	250	250	250
ボランティア活動推進事業	～	普及啓発	191	191	191	191	191
ボランティア養成事業	～	養成講座の開催	582	582	582	582	582

3 地域コミュニティ活動の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
公共施設下水道接続事業	H21～	下水道への接続			3,500		
集会施設整備事業	H19～H23	改築	10,000	45,000	5,000	5,000	5,000
コミュニティ助成事業（自治総合センター）	～	助成	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
住民センター建設費補助事業	～	補助	500	500	500	500	500

4 男女共同参画社会の実現

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
男女共同参画社会形成事業	H13～	普及啓発	134	134	134	134	134

**5 人権尊重社会の確立**

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
人権教育事業（同和教育事業）	～	普及啓発	585	585	585	585	585
人権教育推進事業	～	普及啓発	42	42	42	42	42

6 高度情報化への対応

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
IT化推進事業	～	電子申請等の推進	2,862	2,862	1,393	2,000	2,000

7 地域自治区の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域自治区推進事業	～	地域協議会の運営、イベントの開催等	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700

8 広域行政の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
広域共同事業の推進	～	調査研究	－	－	－	－	－

9 行政改革の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
行政改革の推進	～	事務事業、組織機構の見直し、職員数の削減等	－	－	－	－	－
職員研修	～	階層別研修、専門研修、職場研修、自主研修等	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
人材育成基本方針策定事業	～	検討、策定	－	－	－	－	－
人事評価制度導入事業	～	調査研究	－	－	－	－	－
庁舎整備検討事業	～	検討委員会の開催	－	－	－	－	－
文書管理改善事業	～	文書管理の効率化・適正化	1,450	1,450	1,450	1,450	1,450
市役所環境マネジメントシステム運営事業	～	システム運用、職員研修の実施、更新審査の受審	1,677	1,677	2,037	1,677	1,677

10 健全財政の維持

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
財産適正管理事業	～	財産の適正管理、有効利用	－	－	－	－	－
公有施設利活用事業	～	公有施設の適正管理・有効活用	－	－	－	－	－

11 地方分権の推進

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業概要	年度別概算事業費				
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地方分権推進事業	～	普及啓発	－	－	－	－	－



資料編

用語解説

A to Z

◆ABS (エー・ビー・エス) ……P82

凍結した道路などで急ブレーキをかけたとき、車輪がロックしてスリップするのを自動的に防止するシステムをいう。Anti-lock Brake Systemの略。

◆ISO (アイ・エス・オー) ……P109

国際標準化機構。ジュネーブに本部を置き、電気・電子分野を除く分野の標準化を推進し、ISO14000シリーズやISO9000シリーズなどの国際規格を定めている国際機関をいう。International Organization Standardizationの略。

◆IT (アイ・ティー) ……P41、P109

情報技術。情報通信技術。コンピュータを利用し情報を通信する技術のことをいう。Information Technologyの略

◆NPO (エヌ・ピー・オー) ……………P17、P33、P103、P104

民間、一般市民によって自主的に構成された、政府、行政、企業とは一線を画する営利を目的としない組織で、特に特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき設立された組織を「NPO法人」という。Non Profit Organizationの略。

◆PFI (ピー・エフ・アイ) ……………P112、P113

民間資金活用事業。公共事業分野において、

民間事業者の資金、経営能力、技術的能力等を活用して、より効率的・効果的な公共サービスを民間から調達するための手法のことをいう。Private Finance Initiativeの略。

◆Uターン、Jターン、Iターン ……P86

Uターンは、地方から他の都市に行き就学・就職した人が、出身地に帰り就職すること、Jターンは、地方出身の大都市居住者が、出身地まで帰らずその途中の地域に就職すること、Iターンは、出身地とは全く関係のない地域で就職することを指す。

あ行

◆アクセス ……P73、P74、P75

情報に接近し、利用すること。交通や連絡の便。市場に入り込むこと。

◆オンラインショッピング ……P16

通信回線などを使い人手を介さないで買い物を行うことをいう。

か行

◆グリーンツーリズム ……P86

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ長期滞在型の余暇活動のことをいう。

さ行

◆スケールメリット ……P60、P111

規模の大きさに伴う利益。単価あたりの費用が経営規模の拡大につれて低下することをいう。

た行

◆団塊世代（だんかいせだい）…P9、P15

作家、堺屋太一氏の著書から生まれた言葉で、昭和22年から24年の第一次ベビーブーム時代に生まれた世代をいう。

◆ティームティーチング ……P38

数人の教師がチームを組んでそれぞれが得意な分野を教える方法をいう。

は行

◆ hidroバレー計画 ……P64

地域の溪流やかんがい用水路、上・下水道などの身近な水事情（水量・落差）に応じて柔軟に小水力発電所を建設し、自然にやさしい、経済的にも優れた発電所の開発を可能とする。この発電所で発生した電力を利用（自家消費）して特色のある産業を興し、地域の活性化と雇用の創出を図るものをいう。

◆パークアンドライドシステム ……P77

遠距離通勤者が自宅から最寄りの駅までは自分の車で行き、そこから列車などに乗り換えて通勤するシステムをいう。

◆パートナーシップ ……P17、P33、P102

共同で何かを行うための対等な協力関係。自治体を使用する場合は、NPOや企業等の民間と行政とが協働して公的課題にあたることを指している。

◆バイオマス ……P63

エネルギーや原料に使うことができる動植物資源、およびそれらを起源とする廃棄物の総称のことをいう。

◆バリアフリー ……P72、P77、P109

建築用語で、高齢者や障害者に配慮して、段差や仕切りをなくすなど、様々なバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすることを意味する。

◆ブロードバンド ……P100

光ケーブル、一般電話回線を利用した高速通信サービス、ケーブルテレビ、無線などのより高速な通信のことをいう。

ま行

◆マスタープラン ……P71、P78

全体の基本になる計画のことをいう。

◆まちづくり三法 ……P16

大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、都市計画法のことをいう。

◆マネジメント ……P109、P110

経営や運営について、組織だって管理することをいう。

◆マルチメディア ……P107

音声・文字・映像など多種類の情報を組み合

わせた伝達媒体をいう。

◆メンタルヘルス ……P50

心の健康を保つことをいう。

◆モータリゼーション ……P16、P76、P93

車社会。自家用車の普及のことを意味する。

や 行

◆ユニバーサルデザイン ……P29、P72、P98

年齢、性別、身体、国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、できるだけすべての人が利用しやすく、すべての人に配慮した、環境、建物、施設、製品等のデザインをしようとする考え方をいう。

ら 行

◆ライフスタイル ……P17

生活様式、自分流の生き方をいう。

◆ライフステージ ……P41

人間の一生を、少年期・青年期・壮年期・老年期などに分けて考えた段階のことをいう。

◆リサイクル

……………P17、P28、P62、P65

再資源化。資源再利用。不要品やエネルギーなどの再生利用をいう。

◆リデュース ……P62

廃棄物の廃棄抑制をすること、簡易包装や詰め替え容器によって無駄なごみを省くことをいう。

◆リユース ……P28、P62

まだ商品価値のあるものをそのまま再利用することをいう。

沼田市第五次総合計画の策定経過

年月日	会議事項等	概要
17.4.25	庁議	・沼田市第五次総合計画策定基本方針（案）について
17.4.26	庁議	・沼田市第五次総合計画策定基本方針（案）について
17.5.6	庁議	・沼田市第五次総合計画策定基本方針（案）について
17.6.21	庁議	・沼田市第五次総合計画策定基本方針（案）について
17.6.27	庁議	・沼田市第五次総合計画策定基本方針（案）について …策定基本方針決定
17.7.1	沼田市第五次総合計画策定推進本部設置要綱施行	・策定推進本部設置 本部長→市長、副本部長→助役、本部員→振興局長、収入役、教育長、各部長で構成計17名 ・策定委員会設置 各課長で構成計41名
17.7.1	定例部課長会議	・策定基本方針、策定組織体制等を説明
17.7.11	第1回策定推進本部会議	・策定基本方針の確認について ・策定委員会の部会設置について ・策定に向けた第一段階の業務と日程について ・策定委員会の開催について
17.7.13	市議会総務文教委員協議会	・策定基本方針について所管委員会に説明
17.7.19	第1回策定委員会	・策定基本方針の確認について ・策定スケジュールについて ・策定委員会の部会設置について （部会名称及び部会長は、次のとおり） 行財政部会（総務課長） 民生福祉部会（市民課長） 産業経済部会（農政課長） 建設水道部会（建設課長） 教育部会（体育課長） ・第四次総合計画の積み残し課題、新規課題等の抽出作業について
17.7.19～ 9.30	各部会による現計画の積み残し課題、新規課題等の抽出作業	各部会随時開催
17.8.18～ 9.2	市民アンケート調査の実施（アンケート調査票の発送・回収）	・満18歳以上の市民を対象に、3,000人（人口の約5%）を無作為抽出し、郵送によりアンケート調査票を発送・回収
17.9.2～ 9.12	中学生アンケート調査の実施（アンケート調査票の発送・回収）	・市内の中学校の3年に在学する生徒約500人を対象に、各中学校に直接依頼しアンケート調査を実施

年月日	会議事項等	概要
17.9.20～ 9.30	高校生アンケート調査の実施（アンケート調査票の発送・回収）	・利根沼田地域の5つの高校（沼高、沼女、利根実、尾瀬、利根商）の2年に在学する生徒約900人を対象に、各高校に直接依頼しアンケート調査を実施
17.10.3～ 10.14	準市民アンケート調査の実施（アンケート調査票の発送・回収）	・準市民登録をしている方を対象に、500人（登録者の約14%）を無作為抽出し、郵送によりアンケート調査票を発送・回収
17.9.3～ 11.7	アンケート調査集計作業	・市民、中学生、高校生及び準市民のアンケート調査集計作業
17.11.8	第2回策定推進本部会議	・アンケート調査の集計結果について ・現状と課題について ・人口フレームについて ・基本構想構成（素案）について
17.11.14	市議会第五次総合計画に関する特別委員会	・策定基本方針について説明
17.11.28	第3回策定推進本部会議	・人口フレームについて ・基本構想の構成について ・施策の体系について
17.12.12	市議会第五次総合計画に関する特別委員会	・策定基本方針について総括質疑
17.12.28	第4回策定推進本部会議	・施策の体系について ・市議会への中間報告について ・今後の進め方について
18.1.6	第5回策定推進本部会議	・施策の体系について ・今後の進め方について
18.1.16	策定推進本部・策定委員会合同会議	・基本計画素案の策定作業について・今後の進め方について
18.1.20	市議会第五次総合計画に関する特別委員会	・第五次総合計画策定状況について中間報告
18.2.16	市民検討委員会第1回会議	・自己紹介、会議の進め方等について
18.2.20	市民検討委員会正副委員長会議	・今後の会議の進め方について
18.2.24	市民検討委員会第2回会議	・まちの将来について意見発表 ・次回以降の会議の進め方について
18.3.9	市民検討委員会第3回会議	・計画における施策の体系について（行財政部会）

年月日	会議事項等	概要
18.3.16	市民検討委員会第4回会議	・計画における施策の体系について (民生福祉部会)
18.3.23	市民検討委員会第5回会議	・計画における施策の体系について (産業経済部会)
18.3.24	市民検討委員会団体別会議	・民生福祉関係団体との意見交換 ・教育関係団体との意見交換
18.3.30	市民検討委員会団体別会議	・民生、教育関係団体との意見交換 ・産業経済関係団体との意見交換
18.4.5	市民検討委員会団体別会議	・民生福祉関係団体との意見交換 ・産業経済関係団体との意見交換
18.4.6	市民検討委員会団体別会議	・民生、教育関係団体との意見交換
18.4.10	市民検討委員会第6回会議	・計画における施策の体系について (建設水道部会)
18.4.17	市民検討委員会第7回会議	・計画における施策の体系について (教育部会)
18.4.20	市民検討委員会正副委員長会議	・今後の進め方について
18.4.24	市民検討委員会第8回会議	・内容のとりまとめ
18.5.1	市民検討委員会正副委員長会議	・意見・提言報告書について
18.5.9	第6回策定推進本部会議	・人口フレームについて ・財政見通し等について ・今後の進め方について
18.5.11	市民検討委員会第9回会議	・まとめの最終確認(報告書提出)
18.5.15	第1回打合せ会議	・人口フレームについて ・議会特別委員会及び市民検討委員会の報告書取扱いについて ・第五次総合計画主要事務事業の考え方について ・今後の進め方及び日程等について
18.5.31	第2回打合せ会議	・議会特別委員会及び市民検討委員会の意見・提言の取扱い(総体的な部分)について ・第五次総合計画総論・基本構想(事務局試案)について
18.6.2	第7回策定推進本部会議	・第五次総合計画に関する特別委員会調査結果の対応について ・今後の進め方について
18.6.19	第8回策定推進本部会議	・第五次総合計画市民検討委員会意見・提言報告書の意見反映について ・今後の進め方について
18.6.22	第3回打合せ会議	・人口フレームについて ・第五次総合計画施策の体系の修正について ・第五次総合計画(素案)について

年月日	会議事項等	概要
18.6.26	第9回策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・人口フレームについて ・第五次総合計画施策の体系の修正について ・第五次総合計画（素案）について ・今後の進め方について
18.7.3	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画に関する特別委員会への報告概要について
18.7.5	第4回打合せ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画市民検討委員会意見・提言に対する考え方等について ・第五次総合計画施策の体系の修正について ・第五次総合計画（素案）について ・第五次総合計画実施計画（事務局試案）について
18.7.14	第5回打合せ会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画実施計画について
18.7.18	第10回策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画施策の体系の修正について ・第五次総合計画（素案）について ・今後の進め方について
18.7.27	第11回策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案について
18.7.27	庁議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案について…原案決定
18.7.31	第1回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・正副会長の互選 ・第五次総合計画原案について諮問 ・第五次総合計画の策定について ・第五次総合計画原案の審議について
18.8.7	第2回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案の審議について
18.8.16	第3回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案の審議について
18.8.22	第4回総合計画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について
18.8.24	総合計画審議会から答申	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案について答申
18.8.24	第12回策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画原案の答申について
18.8.25	第13回策定推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次総合計画案について
18.9.4	定例市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・沼田市基本構想について
18.9.21	定例市議会第五次総合計画に関する特別委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・沼田市基本構想について
18.9.26	定例市議会	<ul style="list-style-type: none"> ・沼田市基本構想について議決



沼田市第五次総合計画市民検討委員会設置運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沼田市第五次総合計画市民検討委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、沼田市第五次総合計画（以下「総合計画」という。）の素案に対し、沼田市の将来像等を踏まえた意見・提言を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、公募等により選考された沼田市民26名以内をもって組織する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、市長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、市長公室企画課において処理する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年2月16日から施行し、総合計画原案策定事務完了をもってその効力を失う。

市民検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	公募・団体	備考
1	阿左見 徳之	公募	
2	阿部 倫典	公募	
3	飯塚 寿彦	団体	利根地区青少年育成連絡協議会
4	石田 久江	団体	沼田市保健推進員会
5	大竹 克巳	団体	沼田市農業青年会議所
6	大津 信幸	団体	白沢町子ども会育成会連絡協議会
7	小野 幸広	団体	沼田市観光協会青年部
8	加賀美 勉	公募	
9	北澤 勇吉	公募	
10	木下 啓江	団体	沼田市くらしの会
11	桑原 賢一	団体	沼田市青少年団体連絡協議会
12	塩野 富弘	団体	沼田商工会議所青年部
13	清水 貞子	団体	沼田市ボランティア連絡協議会
14	白井 基勝	公募	
15	高橋 知	団体	沼田市心身障害児育成会
16	田中 志子	公募	
17	都丸 順次	公募	
18	永井 羊一	公募	
19	中島 庸一	公募	
20	中林 かおる	団体	白沢町スマイルクラブ
21	萩原 忠和	公募	
22	林 典子	団体	老神温泉旅館組合女将の会
23	星野 吉彦	公募	
24	宮前 秀平	団体	沼田市環境保健協議会
25	吉野 穰	公募	

沼田市第五次総合計画策定に係る意見・提言報告書

委員長報告

私達の沼田市におきましては、昭和44年に地方自治法が改正され、それに基づきまして、昭和50年に総合計画を策定して以来、平成17年度を目標年度とする第四次総合計画まで、それぞれの時代において、また急激な地域経済社会の変動の中であって、真に住民の付託に応え、住民の福祉の増進を図るとともに、地域社会の経営の任務を果たしていくためには、中・長期にわたる基本計画や、実施計画を含めた総合計画を策定する必要があり、その計画実現に向けて、努力を重ねてまいりました。

昨年2月13日平成の大合併によりまして、沼田市、白沢村及び利根村の1市2村が一つとなり、新生沼田市が誕生いたしました。これは、ここ数年で地方分権の進展や、国や地方が抱える財政の著しい悪化、住民ニーズの多様化、人口減少と急速に進む少子高齢化の波に備えるものであります。それに伴いまして、沼田市・白沢村・利根村合併協議会により新市建設計画が策定されましたが、その上にたち、平成19年度を初年度とし平成28年度を最終年度とする第五次総合計画を策定することとなりました。

市民参加と協働を計画策定の柱とし、総合計画市民検討委員会を設置し、市民意見の反映を図ることは必要不可欠であり、公募委員のみで構成された前回第四次総合計画検討市民会議の反省を踏まえ、各種団体代表者及び公募市民からなる委員が、2月16日星野已喜雄市長より委嘱を受け発足いたしました。

平成17年6月に策定基本方針が決定され、平成18年1月20日に市議会に対しまして中間報告がなされた第五次総合計画素案に対し、検討を加え提言を行っていくこととなりました。

本素案は、新市建設計画において、まちの将来像として定めた『水と緑の大地 田園空間都市』を基本とし、その実現のための6つの柱からなるものであります。その重要性と重大さを考えたとき、各委員のふるさとに対する尽きることなく溢れる熱き想いと、次の世代に対する大きな責任感に裏打ちされた想いを考えるとき、限られた時間の中において、これで十分という議論をするにはいささか時間不足の感はぬぐえませんでした。今回の検討委員会につきましては、分科会、小委員会方式はとらず、2月16日より5月11日までの間に3回の正副委員長会議と9回にわたる全体会議を持って、行財政部会、民生福祉部会、産業経済部会、建設水道部会、教育部会、その他全般の6部門に分け検討委員会を開催してまいりました。

もとより、本委員会は、議論を通じ意見の集約を図り一定の結論を出すことを目的とするも

のではなく、時代の流れの中において、まちづくりにおいて最も重要視される、市民参加から、更に推し進めた市民参画へ、そして住民と行政の協働によるまちづくり実現のため、素案段階から広く意見、提言を求め、総合計画策定の中に反映させていくためのものと理解しております。

各会議における議論の中において、同じ事柄に対しましても、相反する意見、提言が述べられることも多数ありましたが、本委員会の趣旨から一方に結論づけることなく、そのまま両論併記とさせていただきます。

沼田市の将来像として『水と緑の大地 田園空間都市』が掲げられていますが、その頭に「コンパクトシティ沼田の創造をめざして」とつけるべきと考えます。

コンパクトシティとは、「少子高齢化社会に対応したまち」ということであり、そのために都市の中心部に、公共公益、業務、住居、商業等のさまざまな都市機能を集中させて、お年寄りが歩いて用の足せるまちをつくることとされております。かつての高度成長時代から、バブル崩壊後の今日に至るまで、日本全国どこの都市においてもまちづくりは拡大拡散の歴史であり、その結果野放図に延びたライフラインの布設維持管理は、大きな負担増となり地域の財政を圧迫しております。さらには、無秩序な開発と都市計画の遅れは、取り返しのつかない環境破壊や、地域の特色を失い画一的な景観を生み出す元となっております。

今や社会の潮流は、大きな政府から小さな政府へ、そして行政のスリム化や財政の効率化と透明性が強く求められており、これらをあわせてコンパクトシティ沼田の創造ととらえるべきと考えます。

まちづくりの中において、今日まで行政の役割は、何々をしてあげる、そして市民からは、何々をしてほしいといった、いわば上下の関係でありましたが、自らのまちは自らがつくる、行政と住民が同じ土俵に立ち、参画と協働によるまちづくりの時代であり、そのためには、より一層の情報公開等を通じ透明性の拡大が不可欠との声が多く寄せられておりました。

合併時約55,000人の人口でスタートを切りましたが、新市建設計画の推計値を見ますと、2020年（平成32年）には50,000人を割り47,878人と予想されており、高齢化率においては31.5%と大変高い数字を示しております。それに伴い、経済産業省の予想値によりますと、沼田市域内総生産の2000年対2030年において、マイナス12.5%とされております。「地域活性化」というと、その地域の経済力が高まることを言うとするならば、域内総生産が増えてこそ活性化したと言えるわけで、現在の推計では、全く逆の様相を呈していることは大きな問題であります。その解決と打開のため、統計上の人口増に努めることも大事ではありますが、首都圏団塊世代の誘致受入れや、新たなイベントの創造、農業と商業の連携、観光と環境の融和等により、交流人口や滞留人口の増加によって補うこともまた大事なことと考えます。

地域の特色を生かしたまちづくりを進めるに当たり、また、産業経済の活性化を図る上において、より一層、地産地消の推進が図られるべきであり、単に農作物にとどまることなく広い意味でとらえ、地域の人間力、人材活用においてもしかりであり、商業や工業の振興の面からも考えるべきものと思われます。さらには、その延長線上において、給食のあり方に対し、単なる効率主義や経済的理由にとらわれることなく、食育の観点から考え対処すべきと多くの意見が寄せられましたが、それに応えることができる農業等の体制づくりが急務と思われます。

沼田城の再建及び沼田公園の整備について、観光振興の面から、あるいはまちづくりのシンボルとして、市民の心のよりどころとしての早期再建を望む声とともに、財政上の観点から、さらには維持管理の問題から、その建設に反対する意見も寄せられましたが、まさに市民参画、市民協働が試される問題であり、沼田市民の英知とふるさと愛を結集し、問題の解決に当たるべきと思われます。

安全と安心は、今や住民の最大の関心事の一つとなっており、高齢者、障害者及び幼児といった弱者に対する配慮、施策はもとよりであります。そのみではなくすべての人々にとって優しいユニバーサルデザインのまちづくりと、人が人をつくり、人が人を支える地域コミュニティの構築が大事である点については、多くの委員の一致するところであります。

水と緑の大地を標榜する私達のまちにとって、環境の問題は時代のニーズであるとともに、避けて通ることのできない大きな問題です。森林文化都市、それは言い換えればエコタウンの実現であり、「土に還るものは土に還し、還らないものは再資源化する」という「循環型社会」の構築が求められていると思われます。そのような中から、有機農法による特産物の創造、バイオマスによる新たな産業おこし等の複合的展開が望まれます。

昨年合併により私達のまちは、他に類を見ない地域内分権型のまちづくりを目指し地域自治区を設置しましたが、画期的試みと大変高い評価がされる一方、住民の中において、その目指すところと意味合いについて、十分な理解が得られているとは言い難いものがあるとの声も寄せられます。さらには、新市建設と一体感の醸成につきましても、単なる画一化をもってよしとすることなく、それぞれの地域が役割分担をはっきりと自覚し、地域特性を十二分に生かしたまちづくりを進めるべきであり、そのためには、まちの進むべき方向性と具体的施策を持って明確に打ち出すとともに、部や課を横断したプロジェクトチームを設け、複合的、きりもみ的な運営が望まれます。

最後に、本検討委員会を終えるに当たり、わずか三ヶ月という短い時間ではありましたが、沼田市の現状を理解するためにいろいろな質問や資料請求等がなされましたが、年度末をはさんでの繁忙期にもかかわらず、ご出席をいただきました各部長さん皆様方の適切かつ丁寧なご説明をいただきましたことに対し感謝申し上げますとともに、おかげさまで各委員とも、ふるさ

と沼田、自らのまち沼田に対する熱き想いと、引き渡すべき次の世代に対する責任感の上にたち、多岐にわたり数多くの意見や提言がなされ、ここに報告書としてまとめ上げることができました。またその間、スムーズな委員会運営のために、資料の整理や会議録の取りまとめに当たっていただきました事務局職員のご努力に対し感謝申し上げるとともに、ご協力をいただきましたすべての人々に対し衷心より感謝とお礼を申し上げます。

なお、本報告が、市民参加と協働のまちづくりの第一歩となり、新生沼田市の明日を決める第五次総合計画策定の一助とならんことを祈念し委員長報告といたします。

沼田市第五次総合計画市民検討委員会

委員長 中 島 庸 一

まちづくりについて重視すべき点の提言

沼田市のまちづくりを進める上で、次の点を重視するよう提言する。

1 水・緑などの自然環境を保存し、生かしたまちづくりを進める。

水や森林、自然環境など地域固有の財産である大自然と共生し、保全・活用しながらうおいのあるまちづくりを進める必要がある。

2 誇れる歴史・文化を最大限に生かした、地域ごとの多様性を生かしたまちづくりを進める。

地域の歴史や文化、自然環境など、地域の特性を生かしたまちづくりを進める必要がある。

3 文化・スポーツ・観光などによる幅広い交流を進め、活力あるまちづくりを進める。

都市間交流を幅広く進め、交流人口を増やすとともに、観光を軸とした活力あるまちづくりを進める必要がある。

4 将来を担う次世代をはじめとして、心豊かなひとづくりを進める。

沼田に愛着と誇りを持ち、人として尊厳を持って生きることのできる心豊かなひとづくりを進める必要がある。

5 すべての人が生涯にわたって安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。

子どもから高齢者や障害者まで、すべての人が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める必要がある。

6 市民と行政の協働によるまちづくりを進める。

地域の課題を自らの力で解決できる「自立」したまちを目指し、市民参加を促進するとともに、市民と行政が互いに協力し、「協働」してまちづくりを進める必要がある。

施策体系別の提言

I ひとを育み文化を育むまちづくり（教育・文化環境づくり）

○将来を担う次世代の育成

- ・地域特性に配慮した保育園や幼稚園のあり方を考慮する必要がある。
- ・子どもが小さいときに苦勞を味あわせるような教育ができると良いと思う。
- ・義務教育の中に「環境教育」という言葉を入れてはどうか。
- ・本地域には膨大な自然があり、水源地域でもあるので、子どもたちにそれを教える教育システムに取り組む必要がある。
- ・知識を押し込むのではなく、体験として自主的に学べると良い。体験を取り入れた教育が求められると思う。
- ・利根沼田について学ぶ時間を設けて、利根沼田を誇れるようにする必要がある。
- ・地域の人を学校に招いて、子どもが地域力を付けられるような取組が必要である。
- ・教育に力を入れる必要がある。
- ・スクールバスを走らせるエリアを精査して、不公平感がないようにする必要がある。
- ・スクールバス、給食、設備等を精査して、格差をなくすために鋭意検討する項目を設けてはどうか。
- ・これからの利根沼田の教育環境を考えると、学区やスクールバスを見直すなどして学校の統廃合に取り組む必要がある。
- ・教育に格差があってはならない。施設や環境に格差があってはならない。
- ・防犯灯設置など、安全な通学路の整備を

する必要がある。

- ・青少年補導員の活動時間が午後2時から4時であるが、学生がいないので時間帯を考え直した方が良いのではないか。
- ・子どもの登下校の防犯が心配である。
- ・学校給食に関して、食べることの教育性やふるさと教育の一環だという関連性を考える必要がある。
- ・学校給食は重要であり、地産地消が大前提である。
- ・学校給食に対する野菜の安定供給の体制づくりをして地産地消を進める。教育と経済が連携した施策を図る必要がある。
- ・学校給食について、炊飯施設を沼田に造った方がよい。

○市民文化の高揚

- ・歴史のあるまちなので、五次総の中で歴史や文化財の優先順位を上げてはどうか。
- ・歴史資料館ならば人が集まる。沼田には資料も多いので是非造る必要がある。

○交流の推進

- ・近隣他県との交流を進めてほしい。都市圏の人たちが将来沼田に住んでみたいと思えるような交流を希望する。
- ・新しいイベントをしないと市民間の交流は難しい。
- ・準市民との交流をもっと発展させる必要

がある。沼田市の応援団のような存在になってもらえるような仕掛けづくりが必要である。

- ・子どもたちにもっと国際交流の場を提供するべきである。
- ・中学校同士で生徒の交流ができれば、よ

り強いつながりができると思う。

- ・10年後には介護やヘルパーの関係でかなり東南アジアの方が入ってくると思う。日本になじむために行政がどう取り組むかが問われる。ある程度予想されることには行政が対応しないといけない。

II 元気で安心して暮らせるまちづくり（保健・医療・福祉環境づくり）

○保健医療の充実

- ・日帰り温泉施設を病気予防の観点から活用すれば、医療費の削減や市民の健康増進につながると思う。
- ・男性料理教室の参加者が年々増えている。これから高齢者も増えていくので料理教室の回数を増やしてはどうか。
- ・医療体制の充実（沼田病院の対応、人的な確保）を図る必要がある。
- ・生活習慣病や認知症に対応する必要がある。
- ・産婦人科の医師が足りなくなっている。沼田も対策を講じるべきである。

○地域福祉の推進

- ・地域の人の健康づくりに取り組むべきである。

○バリアフリーの推進

- ・子どもから高齢者や障害者まで、誰もが快適に安心して暮らせるよう、ユニバーサルデザインを考慮したまちづくりを進める必要がある。

○高齢者福祉の充実

- ・高齢者にやさしいまちづくりを推進する

必要がある。

- ・「やさしさの行き届いたまちづくり」を目指してはどうか。

○障害者福祉の充実

- ・障害者にやさしいまちづくりを推進する必要がある。
- ・障害者自立支援法の施行により他市町村との格差が生じないようにする必要がある。

○子育て支援の推進

- ・保育園の充実を図る必要がある。
- ・子育て支援策の工夫を図る必要がある。（3人目の子どもの保育料の無料化など）
- ・子どもの遊ぶ場所がない。小さな子どもを連れて出かけにくいまちだと思う。子どもや子育て家庭に配慮した住環境の整備が必要である。
- ・学童クラブのほかには児童館も造った方がよい。

○社会保障制度の充実

- ・医療費助成を中学卒業まで拡充してはどうか。

Ⅲ 自然にやさしくひとにやさしいまちづくり（環境づくり）

○循環型社会の創造

- ・「水と緑の大地」を具現化するようなりサイクル方法の検討を行う必要がある。
- ・温泉の多目的利用も考える必要がある。
- ・地域循環型の環境にやさしいエネルギーの開発を市民に分かりやすい計画により進める必要がある。
- ・滝坂の水を発電に生かしてはどうか。

○緑豊かな快適空間の創出

- ・沼田公園長期整備構想及び沼田公園整備基本計画に基づき計画的に実施すべきである。
- ・沼田公園整備事業の採算性や成果を考えるため、沼田公園の利用者数の把握が必要である。
- ・沼田公園は、桜の補植が必要である。また、サツキやツツジを植えれば公園の様相も変わり、人も集まると思う。
- ・沼田公園の眺望がよいので、展望台を整備してはどうか。また、利根沼田地域の動物に特化した動物園の充実を図ってはどうか。
- ・沼田城に頼らず公園を活用すればよい。
- ・森林文化都市を具現化する施策が必要である
- ・日本には、どこの田舎にも鎮守の森がある。そこを再生することが、100年後、200年後にこの地域が残っていくためには必要だと思う。一本の木を大切に育てるような歩み・構想を考えてみてはどうか。

- ・片品川沿いの河岸段丘は日本有数のものであり、沼田を全国にPRする上で一つの武器になると思う。水と緑の大地をアピールするため、日本に誇れる河岸段丘をどのように整備していくか具体的なものが必要である。
- ・チャンネルコンストラクション、販路の拡大を図るための交流が必要である。
- ・自然環境を生かすことが必要である。

○美しい景観の形成

- ・日本ロマンチック街道である国道120号線沿いの整備を考えてみてはどうか。看板を都市の景観に合わせるだけでも変わると思う。
- ・電線の地下埋設化を進める必要がある。景観に対する取組をしっかりとしないと人は離れていってしまう。
- ・桔梗の咲く時期に桔梗を並べたり、沼田の特徴的な木で生け垣を作ったりすれば、アピールできると思う。
- ・美しいまち、住みよいまち、緑あふれる自然豊かなまちをつくるためには、行政だけでなく、市民にも責任をもって美しいまちにしていくという意味が必要だと思う。
- ・景観に配慮した事業展開をするべきである。
- ・景観形成基本計画に基づいた景観条例を早期に制定し、良好な景観・環境の整備を図る必要がある。



IV 安心安全で機能的なまちづくり（都市基盤・生活環境づくり）

○快適な土地利用の推進

- ・国土調査の実施が必要である。
- ・全市的な土地利用計画を策定するとともに、都市計画区域や用途地域の見直しを行う必要がある。
- ・池田地区にある市有地を宅地にして売り出し、団塊の世代の受入れをしてはどうか。

○交通施設等の整備

- ・利用者本意のバスの運行を図る必要がある。
- ・スクールバスなどを通学時間以外にも高齢者の交通手段として活用できると良いと思う。
- ・排雪対策を今後検討する必要がある。

○市街地整備の推進

- ・沼田駅前整備において、電車利用にも対応できる駐車場の整備を図る必要がある。

る。

- ・中心市街地の道路が自由に使えるようなことも考えてみる必要がある。
- ・本町通りには車を入れないようにして、本町通りは買い物や遊び場、イベントのまちと位置付けて、今の予算を商店街の補助金にしていけば面白いのではないか。

○地域防災の強化

- ・消火栓の標識を改善する必要がある。
- ・青パトロール車の導入を図る必要がある。
- ・安心安全のネットワークの構築によるコミュニティの強化を図る必要がある。
- ・治安に力をいれる必要がある。
- ・高齢者世帯がますます増加することが考えられるため、高齢者の身を守る施策を行う必要がある。

V 活力を創造するまちづくり（産業づくり）

○農業の振興

- ・沼田の野菜の発信基地を街なかに整備してはどうか。
- ・農産物の販売ルート拡大を図る必要がある。
- ・東京にアンテナショップを整備し、農産物の販売をすれば、沼田のPRにもなるのではないか。
- ・有機農業を強力に推進する必要がある。観光にもつながると思う。

- ・高付加価値農業の「展開」を「推進」と積極的な方向にする必要がある。
- ・安心安全な野菜を沼田の人に食べてもらう、「地産地消の推進」を項目として挙げてはどうか。
- ・トップに立つ人が農業関係者や観光関係者などいろいろな関係者と一緒に行って、その場面でいろいろな話をしてくれることが大事であり、そういう組織を作って戦略的に動くことが必要だと思う。

- ・完全無農薬地帯を設置してはどうか。
- ・遊休農地の有効活用を図るため、農地の賃借をあっせんするネットワークづくりをしてはどうか。
- ・若い就農希望者の受け入れや支援に取り組んで農業の活性化を図るべきである。

○林業の振興

- ・林業は、今どこでも厳しい状況にあると思うが、大切な緑であるので、環境保護といった違う観点から利用できればと思う。

○商業の振興

- ・グリーンベル21の有効活用を図る必要がある。

○工業の振興

- ・手に職のある人が、定年後もその能力を沼田のために生かせるような施策が必要である。
- ・優良企業の誘致については、いろいろな面において付加価値があると思うので、最初は市で若干の負担をしてでも誘致を進める必要がある。
- ・工業団地の企業誘致も大事である。市も好条件を出して誘致に取り組むべきである（税金の優遇措置など）。
- ・優良企業の誘致に関しては、市の職員が提案能力（プレゼンテーションスキル）を身につける必要がある。また、民間の知恵やノウハウも活用するべきである。
- ・大きな工業団地を小割にして所有しやすくするような施策による「中小零細企業にやさしいまちづくり」を目指してはど

うか。

○観光の振興

- ・群馬県一、日本一のものがあれば、観光客は寄ってくる。そういうものをつくらなければならない。
- ・入湯税を観光振興の目的に使用すべきである。観光協会の支援を行う必要がある。
- ・いかに目玉をつくっていくかを、もっと真剣に考えるべきである。お金を使わないと客にきてもらえない。
- ・市の窓口的なものが足りないと思う。観光協会とも連携した窓口をつくる必要がある。そのようなシステムづくりを項目に入れてはどうか。
- ・観光促進のため、商工観光課に諮問機関を設置してはどうか。
- ・観光を主体にしたまちづくりを推進する必要がある。
- ・川の広場、山の広場、高原の広場など民間の施設にいろいろな「広場」という名前をつけ、滞在施設にして、沼田を訪れた人に長く滞在してもらえるような形を作ってはどうか。
- ・利根町の老神地区に出るホテルを観光面で活用してはどうか。薄明かりの中でホテルが飛ぶ姿を演出すれば、季節的な売り物になると思う。
- ・迦葉山にロープウェーを造ってはどうか。
- ・シンボルフラワーを植えてはどうか。
- ・日本ロマンチック街道の中核都市を目指してはどうか。
- ・須賀神社の大ケヤキを観光や街なか再生に生かしてはどうか。

- ・観光を主にして10年後には群馬県一財政豊かな市を目指してはどうか。
- ・周辺町村と連携した観光資源の調査及び開発と観光ルートの設定をしてはどうか。
- ・沼田小学校の西校庭をテニスコートと地下駐車場にして、現在のテニスコートからグラウンドにかけてお堀にして桜を植えれば人が集まるのではないか。天桂寺の方から城堀川の水を引き、沼田公園の北側で水を落として発電する。総合的に考えた方がよい。
- ・景気が拡大しているこの1、2年が沼田城の天守閣を造るチャンスだと思う。全国から募金を集めるなどして、石垣だけでも造ってはどうか。石垣には高額寄附者の名前を彫るのも一つの方法である。
- ・真田氏時代の沼田城天守閣復元に関する具体的計画を策定してはどうか。
- ・沼田城と市庁舎を合体させてはどうか。
- ・沼田城を造ってもバスが寄るような観光地にはなり得ないそうである。市民も知

恵を集めて沼田を客観的に見る必要がある。

- ・沼田城の建設にあたっては、ランニングコスト等を含め、財政面について十分に検討する必要がある。
- ・まちづくりの理念の相違から沼田城は建設すべきではない。
- ・沼田を素通りされずに、お金を落としてもらえる方法を考えるべきである。(桜の時期に沼田公園で沼田名物の販売をするなど)
- ・沼田公園長期整備構想と沼田公園整備基本計画の早期実現が観光振興には必要である。

○就労の促進

- ・「創造文化都市」としてデザイナーが活動できるまちにしてはどうか。
- ・将来子どもたちが沼田に帰ってこられるよう環境整備をする必要がある。
- ・産業を活性化させて就職口を増やす必要がある。

VI みんなで築く地域の多様性を生かしたまちづくり（パートナーシップづくり）

○市民参加の促進

- ・ホームページの更新を頻繁に行うべきである。
- ・計画を策定する際には、子どもの意見を聴く機会を設けてはどうか。
- ・情報公開の徹底を図る必要がある。
- ・市民と市長の懇談の場である「ふれあい広場」の参加者が増えるように、できるだけ興味を持てるようなものにする必要がある。

- ・情報公開と市民参加を推進する必要がある。
- ・総合計画の実施状況等を住民により検証する機関を設置する必要がある。
- ・構想段階から住民の意見を聴くパブリックインボルブメントを導入すべきである。

○市民との協働の推進

- ・NPOを活用したまちづくりを進める必

要がある。小さな範囲でいいから市民が自分たちで何かできるようなものが必要である。

- ・NPOの増加・活性化を図る必要がある。団塊の世代の受け皿にもなるのではないか。
- ・ボランティアやNPOを統括する拠点の整備が必要である。
- ・「ボランティア・NPOの推進」も具体的にに入れてはどうか。
- ・公園等の維持管理に地元住民の活用を図る必要がある。
- ・男性がもっとボランティアに参加できるようにする必要がある。
- ・多様性を自己の中に持つことができる人が市民の中に増えれば、いろいろな面がレベルアップしてくると思う。
- ・人材・才能の地産地消を推進してはどうか。

○地域コミュニティ活動の推進

- ・認知症にやさしい地域づくりネットワークが立ち上がっている。顔を見ればどこの誰だか分かるまちづくりの力が問われている。ネットワークを通じてでも、少しずつでも連絡を取り合えば知り合いになれる。ネットワークを活用する必要がある。

○行政改革の推進

- ・行政機構の簡素化が必要である。
- ・民間委託の推進を図る必要がある。
- ・住居表示の変更を行う必要がある。

- ・地域自治区を10年で見直すこととなっているが、何を見直すのか、振興局の性格や役割が分かりにくいいため、明確にする必要がある。
- ・市役所内に課を横断したプロジェクトマネージャー制度を導入するべきである。
- ・住民に分かりやすい行政になるために、住民の満足度を数値化して公開する方式を取り入れてはどうか。
- ・縦割り行政から脱却し、横断的な取組ができる体制を整備すべきである。

○健全財政の維持

- ・公共施設がもっと利用されるようにする必要がある。
- ・補助金の見直しを行う必要がある。
- ・一般競争入札制度の充実を図る必要がある。
- ・指名競争入札制度を撤廃するべきである。
- ・一般競争入札になると、東京の方の業者には勝てない。地元企業の育成・支援を考慮する必要がある。
- ・沼田はもう一度財政再建団体になった方がよい。その方が住民にも分かりやすい。スリム化した、市民が手を加えやすい計画を立てるべきである。

○その他

- ・「コンパクトシティ沼田」を総合計画の副題としてはどうか。コンパクトにはいろいろな意味が含まれる。

市民検討委員会開催日程

回数	期 日	会議内容等
第1回	平成18年2月16日（木）	自己紹介、会議の進め方等について
第2回	平成18年2月24日（金）	まちの将来についての意見発表等
第3回	平成18年3月9日（木）	施策の体系について（行財政部会）
第4回	平成18年3月16日（木）	施策の体系について（民生福祉部会）
第5回	平成18年3月23日（木）	施策の体系について（産業経済部会）
第6回	平成18年4月10日（月）	施策の体系について（建設水道部会）
第7回	平成18年4月17日（月）	施策の体系について（教育部会）
第8回	平成18年4月24日（月）	提言等のとりまとめについて
第9回	平成18年5月11日（木）	提言等のとりまとめ、報告書提出

時間：午後7時から午後9時まで

会場：沼田市役所第三会議室

沼田市総合計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合計画策定に関し必要な審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、沼田市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、沼田市総合計画策定に関する事項を審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員20人をもって組織し、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を掌理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。



沼田市総合計画審議会委員名簿

(五十音順、敬称略)

No.	氏名	団体名	備考
1	青木 富士夫	利根町地域協議会	
2	安藤 純吉	沼田商工会議所	
3	石田 昂	薄根地区振興協議会	
4	井上 匡子	沼田市婦人会	
5	岡部 久雄	沼田市老人クラブ連合会	
6	金井 初保	沼田市区長会	
7	金子 武	沼田市体育協会	
8	木下 進	沼田市文化協会	
9	木村 典子	沼田利根更生保護女性会	
10	乗原 和平治	白沢町地域協議会	
11	小林 昭紀	沼田市青少年育成連絡協議会	
12	小林 一郎	沼田市観光協会	
13	塩野 みどり	食生活改善推進協議会	
14	嶋本 暢一	利根沼田農業協同組合	
15	田村 英之	池田地区振興協議会	
16	傳田 茂	沼田商店街連合会	
17	中島 美喜男	川田地区振興協議会	
18	星野 晃一	沼田青年会議所	副会長
19	本田 茂雄	利南地区振興協議会	
20	宮崎 嘉久	沼田市社会福祉協議会	会長

審議会への諮問及び答申

沼 企 第239号
平成18年7月31日

沼田市総合計画審議会会長 様

沼田市長 星 野 已喜雄
(担当 市長公室企画課)

沼田市第五次総合計画原案について（諮問）

沼田市第五次総合計画原案について、沼田市総合計画審議会条例第3条の規定に基づき
貴審議会の意見を求めます。

平成18年 8月24日

沼田市長 星 野 巳喜雄 様

沼田市総合計画審議会
会長 宮 崎 嘉 久

沼田市第五次総合計画原案について（答申）

平成18年7月31日付け沼企第239号で諮問のあった沼田市第五次総合計画原案について、次のとおり答申します。

答 申

本審議会では、市長から諮問された沼田市第五次総合計画原案について慎重に審議した結果、今回の計画策定に当たっては、18歳以上の市民をはじめ、高校生、中学生、準市民による意識調査を行うとともに、市民検討委員会の設置、市民検討委員会団体別会議の開催など、従来に増して多くの市民参加を得ていること、合併協議において確認をされた新市建設計画を基本としていること、本市が魅力あるまちづくりを進める上でのトータルプランとしての確かな内容であることなどから、おおむね適切かつ妥当なものであると認めます。ついては、審議の中で、下記に掲げる点について、大方の意見の一致を見たので、善処されることを要望し、答申といたします。

なお、地方自治体を取り巻く環境が厳しい中、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ、財政収支の状況を的確に把握し、市民との協働により計画の実現が図られますよう希望いたします。

記

- 1 本市において最大の懸案事項となっている「中心市街地の空洞化」については、全国的な問題でもあることから、「時代の潮流」の項目として設けることについて善処されたい。
- 2 少子化の進行により小中学校の適正配置については、避けて通れない課題であると考えられることから、小中学校の適正配置について、「義務教育の充実」の中に明文化することを検討されたい。
- 3 歴史文化の拠点となる歴史博物館等の建設が望まれていることから、その調査・研究を積極的に進め、文化財の保護・活用施策として重点的に取り組まされたい。
- 4 子育て支援として保育環境の充実を図ることは重要であることから、保育園と幼稚園との連携を図りつつ、「認定子ども園」の認定を受けるなど幼保一元化について積極的に取り組まされたい。
- 5 高齢者施策として、高齢者が健康で生きがいのある生活を送ることができるよう、地域で活躍できる場の創出を図るとともに、その支援に努められたい。
- 6 地域自治区については、合併協議により定められ、議会の議決を経て設置をされているところであるが、地域自治区の設置期間が、合併の日から平成27年3月31日までと定められていることから、設置期間満了前に設置等の検討を行うことについて明文化することを検討されたい。
- 7 国土調査については、土地行政全般の合理化、効率化を図るため必要であることから、重要施策として計画的に取り組まされたい。



水と緑の大地 田園空間都市
沼田市第五次総合計画

平成19年3月

■編集・発行

群馬県沼田市役所 企画課
〒378-8501 群馬県沼田市西倉内町780番地
電話.0278-23-2111(代表)
<http://www.city.numata.gunma.jp/>